

自己点検・評価報告書

2012年4月1日

立教 大学法科大学院

法務研究科委員長 署名欄

印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	2
第3	自己点検・評価の内容と結果	3
第1分野	運営と自己改革	3
1-1	法曹像の周知	3
1-2	特徴の追求	7
1-3	自己改革	10
1-4	法科大学院の自主性・独立性	15
1-5	情報公開	20
1-6	学生への約束の履行	22
第2分野	入学者選抜	23
2-1	入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉	23
2-2	既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉	29
2-3	入学者の多様性の確保	32
第3分野	教育体制	34
3-1	教員体制・教員組織（1）〈専任教員の必要数及び適格性〉	34
3-2	教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉	37
3-3	教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉	39
3-4	教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉	41
3-5	教員のジェンダーバランス	42
3-6	担当授業時間数	44
3-7	研究支援体制	47
第4分野	教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	49
4-1	FD活動	49
4-2	学生評価	55
第5分野	カリキュラム	59
5-1	科目構成（1）〈科目設定・バランス〉	59
5-2	科目構成（2）〈科目の体系性・適切性〉	61
5-3	科目構成（3）〈法曹倫理の開設〉	64
5-4	履修（1）〈履修選択指導等〉	65
5-5	履修（2）〈履修登録の上限〉	67
第6分野	授業	69
6-1	授業	69
6-2	理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉	80
6-3	臨床教育（2）〈臨床科目〉	86
第7分野	学習環境	96

7-1	学生数（1）クラス人数	96
7-2	学生数（2）入学者数	98
7-3	学生数（3）在籍者数	99
7-4	施設・設備の確保・整備	101
7-5	図書・情報源の整備	104
7-6	教育・学習支援体制	106
7-7	学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉	108
7-8	学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉	111
第8分野	成績評価・修了認定	113
8-1	成績評価〈厳格な成績評価の実施〉	113
8-2	修了認定〈修了認定の適切な実施〉	119
8-3	異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉	122
第9分野	法曹に必要なマインド・スキルの養成	124
9-1	法曹に必要なマインド・スキルの養成〈法曹養成教育〉	124
第4	その他（頁数は自由です）	131
別紙	学生数及び教員に関するデータ	132
別紙	教員個人調書	133

第1 法科大学院の基本情報

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 大学（院）名 | 立教大学大学院 |
| 2. 法務博士が授与される大学院課程の名称 | 法務研究科法務専攻 |
| 3. 開設年月 | 2004年4月 |
| 4. 当該大学院課程の教学責任者 | |
| 氏名 | 野澤 正充 |
| 所属・職名 | 法務研究科
教授（研究科委員長） |
| 連絡先 | 03-3985-2557 |
| 5. 認証評価対応教員・スタッフ | |
| ① 氏名 | 野澤 正充 |
| 所属・職名 | 教授（研究科委員長） |
| 役割 | 自己点検・評価委員会責任者（2011年度） |
| 連絡先 | 03-3985-2557 |
| ② 氏名 | 難波 譲治 |
| 所属・職名 | 教授（専攻主任） |
| 役割 | 自己点検・評価委員会委員（2011年度） |
| 連絡先 | 03-3985-4694 |
| ③ 氏名 | 人見 剛 |
| 所属・職名 | 教授（専攻主任） |
| 役割 | 自己点検・評価委員会委員（2012年度） |
| 連絡先 | 03-3985-4358 |
| ④ 氏名 | 山寄 正明 |
| 所属・職名 | 法務研究科事務室 |
| 役割 | 課長 |
| 連絡先 | 03-3985-3310
masayama@rikkyo.ac.jp
〒171-8501
東京都豊島区西池袋 3-34-1 |

第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

2011年9月15日

2011年度第10回法務研究科委員会において、自己点検・評価報告書の作成方法について説明

2011年11月15日

2011年度第14回法務研究科委員会において審議し、自己点検・評価報告書の執筆分担を決定

合わせて、各種準備資料の提出締め切り日を設定（過年度および2011年度前期分を12月16日まで、2011年度後期分を2012年3月30日まで）

2011年12月15日

教員個人調書原稿締め切り

2011年12月15日～2012年1月31日

教員個人調書修正箇所の点検

2012年1月31日

2011年度第18回法務研究科委員会において、各種準備資料の2011年度後期開講科目に関する締切日を、成績評価調査対応期間に合わせ、4月11日までに修正することを確認

2012年2月10日

教員個人調書の提出

2012年2月21日

2011年度第19回法務研究科委員会において、分担執筆原稿を点検し、今後の点検方法を確認

2012年2月21日～2月29日

各担当者による修正・検討

2012年3月6日

2011年度第20回法務研究科委員会において、修正案の点検と再校を実施

2012年3月6日～3月31日

自己点検・評価委員会による最終点検

第3 自己点検・評価の内容と結果

第1分野 運営と自己改革

1-1 法曹像の周知

1 現状

(1) 養成しようとする法曹像

1959年に創設された立教大学法学部の理念は、「法律・政治の専門技術的な知識を教授することに力を注ぐ」だけでなく、「法律・政治の技術的知識をこえた〈平和と秩序の叡知〉をそなえた〈人間〉を育て」ること（1959年法学部履修規程「はしがき」）であった。換言すれば、法学部教育の理念は、「リーガルマインドをもった市民の育成」にある。しかし、このことは高度専門職業人である法曹の養成を放棄するものではない。ただ司法試験の合格のみを目指した法的知識のみを教授するのではなく、豊かな教養と幅広い識見に裏付けられた、法律の専門家をも含む広い意味での法律家（法的素養のある市民）を育てることを目的としていたのである。そして実際に、法学部では、高度の法的素養を備えた学生を育成し、多くの卒業生が各界で活躍しているのみならず、創設後の早い時期から多くの法律の専門家（裁判官・検察官・弁護士）を輩出し、それぞれが法曹界の中で重要な役割を担ってきた。

2001年6月12日付の司法制度改革審議会意見書によれば、法科大学院の教育理念として次のことが掲げられている。すなわち、「司法が21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的と」する、「司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関」であり、そこでは、「法曹に共通して必要とされる専門的資質・能力の習得」と、「かけがえのない人生を生きる人々の喜びや悲しみに対して深く共感しうる豊かな人間性の涵養、向上を図る」ことが目指されている。そして、「専門的な法知識を確実に習得させるとともに、それを批判的に検討し、また発展させていく創造的な思考力、あるいは事実即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する」こと、および「先端的な法領域について基本的な理解を得させ、また、社会に生起する様々な問題に対して広い関心を持たせ、人間や社会の在り方に関する思索や実際的な見聞、体験を基礎として、法曹としての責任感や倫理観が涵養されるよう努めるとともに、実際に社会への貢献を行うための機会を提供しうるものとする」ことが述べられている。

本法科大学院は、上記司法制度改革審議会意見書に掲げられた法科大学院の教育理念を踏まえ、これに、これまでの立教大学法学部および法学研

究科における上記教育の伝統を継承しつつ、かつ、キリスト教に根ざした立教学院の精神に基づき、自らの法曹養成機関としての使命を、次の4つのコンセプトにまとめた。

- ①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家の養成
- ②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家の養成
- ③深い思考と洞察ができる法律家の養成
- ④これら①②③の素養を備えたうえでのアクティヴな実践力を有する法律専門家の養成

この4つのコンセプトは、本法科大学院が、企業法務や国際ビジネス等に対応する弁護士というような特定の専門領域に特化した法曹ではなく、ジェネラリストとしての法曹を養成しようとすることを意味するものであるが、同時に、それは、人間理解という法曹としての原点を失わず、かつ、いかなる専門領域においても、優れた応用能力を発揮する基礎的な知識と思考力・洞察力とを兼ね備えた法曹という、本法科大学院が養成を目指す法曹像の内実をも宣明するものである。すなわち、法曹は、本来、極めて専門性の高い職種ではあるが、高度にグローバル化し、また、技術化、多様化した現代社会においては、従来の一般的な法曹としての資質だけでは対応しきれない更なる専門領域が次々と出現してきており、特定の専門領域に特化した法曹の養成は、時代の要請になっている。しかし、現代社会においても、市民生活上の一般紛争を解決するジェネラリストとしての法曹の存在が、なお法曹の中核を占めており、また、特定の専門領域における法曹の活動も、このような法曹としての一般的資質に裏打ちされたものでなければ、法の基本的価値に対する認識を欠いた表層的なものになってしまう。本法科大学院は、このような認識から、まずジェネラリストとしての法曹の養成を目指すことこそ本学の使命であると判断した。そして、特定の専門領域に特化した法曹という時代の要請については、実務に就いた後に遭遇するであろういかなる専門領域にも対しても対応しうる基礎的能力を育成することによって、これに応えるべきであると考えている。

(2) 法曹像の周知

本法科大学院が養成する法曹像については、法務研究科ホームページ（以下、ホームページと略記）のほか、毎年作成するパンフレット（4,000部発行）に記載されている。そして、入試説明会、合格者および入学者に対するガイダンスにおいても、繰り返し説明をしてきた。また、本法科大学院が2009年度まで年2回発行してきたニューズレター（1回につき1,000部発行、2010年度からは、立教ローフォーラム¹〔1回につき1,000部発行〕）においても、本法科大学院の理念が明記されている。

¹ 資料 A45

ア 教員への周知，理解

教員に対しては、以上のほかに、研究科委員会、拡大研究科委員会、FD 等において、教学にかかわる様々な議論をする中で周知をはかっている。兼任教員に対しては、懇談会（年度当初 1 回開催）に招いて、そこでの意見交換などを通じて周知をはかる努力をしている。

イ 学生への周知，理解

現役学生に対しては、年度当初に開催するガイダンスなどにおいて、養成しようとする法曹像に沿った指導・助言や情報提供を行っている。

また、入学予定者に対しても、説明会（「入学予定者ガイダンス」）を開催し、要請しようとする法曹像も含め、本法科大学院の基本方針を入学前から周知・徹底している。

ウ 社会への周知

本法科大学院を志望する者を含む社会に対しては、上記のパンフレット類、ホームページにおいて、養成しようとする法曹像の内容を掲載し、周知をはかっている。

本法科大学院は、学内において毎年説明会を数回開催しているだけでなく、新聞社など民間機関が主催して開催される法科大学院説明会に参加し、本法科大学院が養成しようとする法曹像について必要な伝達や発信をしている。

(3) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院が養成を目指す①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家、②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家、③深い思考と洞察ができる法律家、④これら①②③の素養を備えたうえでのアクティブな実践力を有する法律専門家という法曹像が、レトリックとして、やや抽象的な感があることは否めない。

しかしながら、この法曹像は、前記のとおり、本法科大学院が、ジェネラリストとしての法曹を養成することを決意したときに、法科大学院という法曹養成機関の教育理念を踏まえつつ、立教大学法学部および法学研究科の教

育上の伝統を承継し、かつ、本学のキリスト教に根ざした精神に基づき構築した法曹の内実である。

しかも、入学定員が 200 名を超える規模の大きな法科大学院とは異なり、本学の規模の法科大学院では、例えば、国際ビジネスの専門家としての法曹の養成など、特定の法領域に特化した法曹を養成するようなカリキュラムを編成することは、著しく困難であり、かつ、本学を志望する学生のニーズにも合致しない。そこで、本法科大学院では、研究者教員と実務家教員等の人的資源を活用して、深い思考力と洞察力、そして実践力のある法曹を養成するための具体的施策を備えた授業をふんだんに展開し、このような試みは在学生にも高く評価され、そこに指向されている法曹像は、学生の中にも浸透している。

このように、本法科大学院の目指す法曹像は、これが構築されてきた背景や、これを実現するために実施されている授業展開等も視野に入れれば、その指向するところは明確なものであるということができよう。そして、このような理念・養成しようとしている法曹像については、本法科大学院のパンフレット²や立教ローフォーラム³を媒介として、また、個々の授業をとおして、教員間ではもちろん、学生にも周知徹底されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

改善すべき点は特にない。目指す法曹像をより一層周知徹底し、それを実現するために、研究者教員と実務家教員とが事前に授業内容を綿密に検討し、また、授業を越えた研究会なども共同して行いたいと考えている。

² 資料 A2

³ 資料 A45

1-2 特徴の追求

1 現状

(1) 本法科大学院の特徴

冒頭（1-1-(1)）に述べたように、本法科大学院は、①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家の養成、②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家の養成、③深い思考と洞察ができる法律家の養成、④これら①②③の素養を備えたうえでのアクティブな実践力を有する法律専門家の養成という4つのコンセプトの下に、いかなる専門領域においても、優れた応用能力を発揮する基礎的な知識と思考力・洞察力とを兼ね備えたジェネラリストとしての法曹を養成することを追求している。そして、このような法曹の養成を可能にするものとして、本法科大学院では、理論と実務の架橋を重視し、これを充実させるために独自の取り組みを行っている。

(2) 特徴を追求・徹底するための取り組み

本法科大学院では、3年標準型1年次において、1学年35名程度を2クラスに分け、「民事法基礎演習」（2011年度までは「民法基礎演習」。以下、同様に表記する。）を前期と後期に各2単位ずつ展開している。この「民事法基礎演習」は、民法の研究者教員または実務家教員に加えて、法務講師が参加する。そして、具体的には、民法の基本的な判例を素材に、法務講師が、第1審からの当事者の主張を要件事実も考慮しながら整理し、なぜ原告がこのような主張をしたのか、また被告はどのような応答をしたのかを確認して、争点整理を行う。そして、最高裁の判旨については、研究者教員を中心に、その射程や学説の対応などを検討する。この演習によって、学生は、弁護士や裁判官がどのような考えに基づき結論に至ったかを理解することができ、理論のみならず、実務的な感覚を身につけてゆくことができよう。

上記の形式は、2年次および3年次の演習においても維持され、とりわけ2年次の「民事法演習（1）」（前期）および「同（3）」（後期）では、より複雑な事案の判例事例問題を素材に、研究者教員と法務講師とが2名1組で、学生に対応している。刑事系においても、「刑事法演習（1）・（3）」において同様に研究者教員と実務家教員が対応している。

このようにして培われた知識と思考力・応用力を前提に、学生は2年次の後期または3年次の前期に実務基礎科目（「刑事実務の基礎」、「民事実務の基礎」、「法文書作成」）を学び、さらには「模擬裁判」と弁護士事務所での「エクスターンシップ」によって、訴訟実務における法律運用の実際を学ぶこととなる。とりわけ、「模擬裁判」は、選択科目ではあるが、民事ま

たは刑事のいずれかを必ず履修するよう学生を指導し、事実上の必修科目となっている（「模擬裁判」は、2012年度から選択必修科目となっている）。というのも、本法科大学院では、司法研修所におけるそれと同じように、模擬裁判を理論と実務教育の総括として位置づけ、これを重視しているからである。

「エクスターンシップ」については、2008年度から2週間・2単位となつて、この科目を履修する学生のインセンティブが高まるとともに、その内容のさらなる充実を図ることができた。また、リーガルクリニックも、同じく2008年度から、2単位の正規科目となり、履修者も多い。

本法科大学院では、学生に対して、できる限り司法研修所の教育と同じレベルの教育内容を提供しようと心がけている。それは、深い思考と洞察ができ、しかも、アクティヴな実践力を有する法律家を養成しようとする本法科大学院の理念に基づくものである。

(3) 取り組みの効果の検証

授業終了時に、授業評価アンケートを行い、取り組みの効果があるかの検証を行っている。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

理論と実務の架橋については、意識的にとくに力を入れて教育を展開している。そして、そのことは、民事・刑事のいずれにおいても、2005年4月に第1審裁判長クラスの現役裁判官が退官して専任教員となり、かつ、近年まで司法研修所の上席弁護教官を勤めていた弁護士が専任教員となつて、「民事実務の基礎」においては裁判官出身の専任教員・特任教員の現役弁護士の、「刑事実務の基礎」においては裁判官出身の専任教員・検察官出身（元司法研修所教官・法務総合研究所教官）の専任教員・特任教員の現役弁護士の、完全な協同授業を展開しているという人的配備に現れている。また、3年標準型1年次から、少人数クラスで、研究者教員が法務講師と毎回綿密な打ち合わせを行いながら演習を展開する民事法基礎演習は、他の法科大学院に類を見ない徹底した協同授業になっていると自負しており、学生の授業評価アンケートにおいても高く評価されている。

3 自己評定
A

4 改善計画
特になし。

1-3 自己改革

1 現状

(1) 組織・体制の整備

ア 大学における自己点検・評価活動

本学では、1992年から自己点検・評価活動に取り組み、1993年には「立教大学自己点検・評価規程」が定められ、これを受けて1994年3月には自己点検・評価運営委員会が発足した。そして、各部局ないし分野ごとに設けられた自己点検・評価委員会では約100名の委員が活動を開始し、作業を進め、1997年には本学の教育・研究・管理運営全般についての総括的なまとめとして初の「立教大学白書」を刊行、続いて2002年度には「立教大学白書2002年」を刊行した。この間、財団法人大学基準協会の第2年度実施（1997年度）の相互評価に参加して「適合」の評価を得、さらに認証評価制度の初年度（2004年度）に、同協会の認証評価を受け「適合」の評価を得ている。

その後、文部科学省中央教育審議会答申等において、大学の質の保証に関する責任を示すものとして自己点検・評価活動が位置づけられ、また、2009年の大学基準協会による認証評価の新たな方針を受けて、2010年4月、すべての学部・研究科と部局の内部に、その長を委員長とした点検・評価委員会を設置し、部長会メンバーを中心とした運営委員会のもとに位置づけることとした。この運営委員会は、年2回以上開催し、7年ごとに自己点検・評価結果をまとめ、総長に提出しこれをホームページ等に公表するものとしている。

本法科大学院も、上記の全学的な自己点検・評価を行う教育機関として位置づけられている。したがって、本法科大学院は、全学の自己点検・評価運営委員会に1名の委員を選出するとともに、その自己点検・評価活動の一環として自己点検・評価を実施している。

イ 法科大学院における自己点検・評価活動

本法科大学院では、かつては研究科委員会を構成する専任教員が少なかつたため、自己点検・評価活動についての独自の委員会を設置せず、自己点検・評価活動は、本法科大学院の組織運営の一環として、法務研究科委員会（隔週）において行うとともに、研究科委員長と2名の専攻主任とで構成される執行部会（週1回）において行っていた。しかし、2007年3月に自己点検・評価委員会を立ち上げた（「法務研究科自己点検評価委員会規則」参照⁴）。

本法科大学院の自己点検・評価委員会は、2名の専攻主任と入試担当責任

⁴ 資料 A5

者、および、全学の自己点検・評価運営委員会の委員の4名によって構成されている。その目的には、本法科大学院における法曹養成教育の状況を不断に検証し、その検証結果を踏まえて、法務研究科委員会に改善策を提言することにある。より具体的には、入試選抜の改善策やカリキュラムの改正などを提言するものであり、本委員会とは別にFD委員会(4-1-1)も存在するが、実質的には、本委員会がFD委員会の役割をも兼ねている。

この自己点検・評価委員会が、実質的には、本法科大学院の自己改革を目的とする組織である。ただし、本委員会には決定権はなく、検証結果と改善策とを法務研究科委員会に提言するものである。

ウ 法務研究科委員会の機能

本法科大学院は、既存の学部からは独立した研究科であり、その組織運営は、法務研究科委員会が行う。研究科委員会は本法科大学院の専任の教員で構成される。研究科委員会は選挙により研究科委員長を定め、研究科委員長は本法科大学院を代表して大学の意思決定機関である部長会の構成員となる。研究科委員会には採用、昇格、人事の専門委員会を置き、研究科委員会としての機能を果たしている。

研究科委員会では、自己点検・評価委員会からの改善策を審議し、その採否を決定する。そして、次に述べるように、法務研究科委員会は、入試制度の改善やカリキュラムの大幅な改革、進級要件の見直しなどについて、自己点検・評価委員会の提言に従ってきた。

(2) 組織・体制の活動状況

自己点検・評価委員会は、不定期ではあるが、法務研究科委員会の終了後、または、法務研究科委員会のない週の研究科委員会と同じ時間帯に開催される。とりわけ、制度の改善策について審議される場合には、その改善策を文書によって法務研究科委員会に提言することとしている。

これまでの自己点検・評価委員会からの法務研究科委員会への提言としては、2008年5月13日付の「新司法試験の合格率向上のための課題」と題する文書がある。もっとも、当時は、自己点検・評価委員会の発足後1年あまりであったため、自己点検・評価委員会が自己改革の組織であることを十分に認識せず、この課題に応えるために、「FD委員会のメンバーを中心に」、プロジェクトチームが発足された。このプロジェクトチームのメンバーは、自己点検・評価委員会のメンバーとも重なっている。

また、2010年度は、特に、新司法試験の合格率の低下、法科大学院の入学志願者の減少など、法科大学院を取り巻く客観的な状況の厳しさを受けて、自己点検・評価委員会は、カリキュラムの改訂や入試制度改革の必要から、活発な活動を行った(「自己点検・評価委員会記録第1回～第6回」)

参照、「第3回以降の法務研究科委員会記録」参照⁵⁾。

以上の自己点検・評価委員会の活動は、次に述べるように、昨年度の入試制度改革及び本年度のカリキュラム改訂・進級要件の改訂に結実し、その成果を上げている。

(3) 組織・体制の機能状況

まず、2008年5月13日付の「新司法試験の合格率向上のための課題」では、「検討課題」として、以下の8項目が挙げられている。

- (1) 教育指導体制の充実
- (2) 科目内容の検討と充実
- (3) 補習授業のあり方
- (4) 起案添削指導の展開
- (5) 進級制度の実質化（再試験制度の廃止、進級回数の制限 etc）
- (6) 特別研究生の指導
- (7) 法曹実務研究所のあり方
- (8) 卒業した法曹への支援と協力の依頼

このうち、「(1) 教育指導体制の充実」では、それまでのクラス担任制から、「指導教授」制が提案され、個別面談を行うなど、学生の積極的な指導が提案されている。そして、この指導教授制は、2009年度から実施された。また、「(2) 科目内容の検討と充実」では、学生の授業評価アンケートをもとに、「特定の科目の負担が大きいが、以前より指摘されている。具体的には、2年次および3年次の刑事系科目についての苦情が多く寄せられている」ことを指摘し、その改善策として、「立教法科大学院全体としてどのような教育をすべきか、という観点から、特定の科目の負担が大きくなるように調整する。具体的には、課題を制限する（各期2回程度。ただし、小テストは除く）ことが考えられる」との提案がなされ、これも直ちに実施された。そして、そのほかの項目についても、翌年度から、ほぼ提案どおりの制度が実施されている。

次に、2010年度以降の自己点検・評価委員会では、「検討事項」として、(1) 2012年度カリキュラムの改訂、(2) 入試制度、(3) 諸規程の整備を掲げている。このうちの(1)カリキュラムの改訂は、(2)入試制度の改革と連動し、3年標準型1年次のカリキュラムから商法と行政法を除き、それらを3年標準型および2年短縮型2年次に展開するとともに、入試科目からも、商法と行政法を除くとする案が検討された（「2010年4月13日付第1回自己点検評価委員会記録」参照⁶⁾）。また、諸規程の整備としては、自己点検評価委員会規程やFD委員会規程の整備が項目として挙げられてい

⁵ 資料 A6

⁶ 資料 A6

る。そして、入試制度改革とカリキュラムの改訂は、2012 年度から実施されている。とりわけ、入試制度に関しては、入試の成績（特に小論文）と新司法試験の合格との相関性がこれまでの累積データによって検証され、未修の小論文の成績と新司法試験の合格との間には一定の相関性が見られることが明らかとなった。

さらに、修了認定のあり方については、法律基本科目（必修）6 単位の不合格を進級の要件としていた当時の制度では、前期の成績のみで留年（原級留置き）が確定してしまうことが教育上望ましくない効果を上げていることから、その見直しを議論した。そして、自己点検・評価委員会の提言に従って、2012 年度からは、GPA による進級要件へと制度の改革が行われた。

このほか、修了者の進路についても、新司法試験への合格のみならず、官公庁や一般企業への就職に関しても、情報を学生に提供することの重要性を認識し、年 1 回進路相談会を実施しており、自己点検・評価委員会の委員がその運営に当たっている。

なお、自己点検・評価委員会における検証と提言は、法務研究科委員会で議論され、拡大研究科委員会においても報告されている。したがって、自己改革には、本法科大学院の全教員が積極的に関わっているといえよう。

（4）特に力を入れている取り組み

自己点検・評価委員会では、単に新司法試験の合格という観点ではなく、どのような教育がよりよい法曹を養成するか、という観点を重視して、カリキュラム改訂や入試改革に取り組んできた。そして、本法科大学院のような少人数の法科大学院では、学生とのコミュニケーションを重視し、教員と学生との間の信頼関係を築くため、指導教授による面談を重視し、また、学修の進捗度に合わせた制度設計を行ってきた。

今後は、教育内容についても踏み込んだ議論を行いたいと考えている。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

まず、入学者選抜については、自己点検・評価委員会が、各学生の入試の成績と学内成績の GPA および新司法試験の合格との相関関係を追跡調査し、そのデータに基づいて適切に検証している。そして、その結果を踏まえた入試制度改革を適切に行っている、と考えられる。今後もこのような努力を不断に継続してゆく必要がある。

また、教育内容に関しても、授業評価アンケートや院生会との懇談会における学生からの意見に加えて、上記のデータを参照し、自己点検・評価委員

会は、本法科大学院の学生にとって適切なカリキュラムの改訂を行っていると考えられる。もっとも、その成果が現れるのは2, 3年先であり、カリキュラムの適否についても、不断の検証が必要不可欠である。

さらに、修了生の進路についても、適切な情報提供の場を設け、積極的に行っていると考えられる。

3 自己評定

A

4 改善計画

自己点検・評価委員会は、これまでの活動から、入試制度改革やカリキュラム改正、進級要件の見直しなどにおいて、さまざまな改善策を提言し、それらが実施されている。今後は、その成果の有無を不断に検証するとともに、個々の科目の教育内容についても審議して、改善策を提言するようになりたいと考えている。また、FD 委員会との関係においては、両委員会の役割をより明確にしていく予定である。

1-4 法科大学院の自主性・独立性

1 現状

本法科大学院は、既存の学部からは独立した研究科であり、その組織運営は、法務研究科委員会（原則として隔週開催）が行っている。研究科委員会は本法科大学院の専任の教員で構成され、法学部との併任教員は5名に過ぎない。研究科委員会は選挙により研究科委員長を定め、研究科委員長は本法科大学院を代表して大学の意思決定機関である部長会の構成員となり、部長会において、全学の意思形成に参加するとともに、本法科大学院に関する予算・入試日程等の事項について提案することができる。

教員の人事権も法務研究科委員会に属し、研究科委員会内に、採用・昇格・人事の専門委員会を設置する。また、研究科委員会は、カリキュラムおよび時間割の編成等も行い、学生からの授業評価アンケートをFD委員会が集約して、カリキュラムの改善を行っている。

法務研究科委員会は、本法科大学院の教育活動に関する重要事項を決定する権限を有し、本法科大学院の自主性および独立性を確保するものである。

(1) 法務研究科委員会の権限

本法科大学院は、立教大学専門職大学院学則において定められた①研究科委員長および大学院委員会委員の選出ならびに担当教員の人事に関する事項、②入学試験、および最終試験に関する事項、③入学、休学、復学、再入学、退学および除籍に関する事項、④学生の賞罰に関する事項、⑤その他研究科に関する事項に関する事項を審議する権限を有する⁷。

この規程のうち、⑤の権限は極めて包括的で、カリキュラム内容に関する事項、成績評価に関する事項、施設管理に関する事項など、本法科大学院にかかわるあらゆる事項が審議の対象となる。

もともと、施設の改善、教員ポスト増の要求など、予算に関連する案件

⁷ 立教大学専門職大学院学則第15条

① 本専門職大学院の各研究科に、その授業担当の専任教員をもって組織する研究科委員会を置き、次の事項を審議する。

- (1) 研究科委員長および大学院委員会委員の選出ならびに担当教員の人事に関する事項
- (2) 入学試験、および最終試験に関する事項
- (3) 入学、休学、復学、再入学、退学および除籍に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項

② 研究科委員長の要請により、特別任用教員をあてることができる。

③ 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。

④ その他研究科委員会の構成および運営に関わる事項については立教大学教授会規程を準用する。

は、教学条件として、以下に述べる部長会で審議事項であるため、本委員会では、原案を協議・決定した上で、部長会の審議にのぞむ、という手続を踏むこととなっている。

(2) 部長会・理事会との関係

本大学においては、大学および大学院の教育研究の重要事項を審議するために、立教大学部長会が置かれている⁸。本研究科委員長は、その構成員

⁸ 立教大学部長会規程

第1条 (目的) 立教大学及び同大学院の教育研究の重要事項を審議するために、立教大学部長会（以下「部長会」という。）を置く。

第2条 (構成) 部長会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 総長
- (2) チャプレン長
- (3) 各学部長
- (4) 全学共通カリキュラム運営センター部長
- (5) 法務研究科委員長
- (6) 独立研究科運営部長
- (7) 総長室長
- (8) 教務部長
- (9) 学生部長
- (10) キャリアセンター部長
- (11) 図書館長
- (12) 新座キャンパス事務部長
- (13) 人事部長
- (14) 総務部長

第7条 (審議事項) 部長会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育研究上の基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他教育研究に関する規程の制定又は改廃に関する事項
- (3) 学部、研究科及びその他教育研究にかかわる組織の設置又は廃止に関する事項
- (4) 学生の定員に関する事項
- (5) 教員の人事に関する事項
- (6) 教育課程の編成に関する事項
- (7) 学位に関する事項
- (8) 学生の入学、卒業その他学籍に関する事項
- (9) 教育研究活動の評価に関する事項
- (10) 予算に関する事項
- (11) その他教育研究に関する事項

第8条 (議案の提出) 議案は、第2条に掲げる構成員が提出する。

であり、大学の管理運営全般の意思決定に参画することとなる。夏季・冬期の休暇期間中を除き、毎木曜日午後開催される部長会において、大学全体の管理ならびに教育研究の重要事項について、意見を述べ、提案することができる。

本大学を設置する学校法人立教学院の業務を決し、理事の職務の執行を監督する組織として、理事会が置かれている。理事は、21名をもって構成され、本研究科委員長は、立教大学の10学部の学部長と共に、互選によって定められる理事の選挙権・被選挙権をもっている⁹。上記部長会で審議さ

9 学校法人立教学院寄附行為

第7条 ① 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 立教学院院長
- (2) 立教大学総長
- (3) 立教新座高等学校校長
- (4) 立教池袋高等学校校長
- (5) 立教小学校校長
- (6) 日本聖公会首座主教
- (7) 日本聖公会東京教区主教。ただし、東京教区主教が前号を兼ねる場合は日本聖公会北関東教区主教
- (8) 立教大学の各学部長（大学院法務研究科委員長を含む。以下同じ。）のうちから互選により定められた者 2人
- (9) 立教大学総長が推薦する者 3人
- (10) 立教学院校友連合会会長
- (11) 評議員のうちから互選により定められた者 2人
- (12) 第1号から第11号までに該当する者が選任した者 6人

② 前項のうち次の各号に掲げる理事は、当該各号に規定するとおり選任する。

- (1) 第9号の3人のうち1人以上は、この法人の教員以外の専任職員から選任する。
- (2) 第11号の2人のうち1人以上は、この法人の教職員以外から選任する。
- (3) 第12号の6人のうち4人以上は、この法人の教職員以外から選任する。

③ 第1項第1号から第5号までのうち各号を兼務する者がある場合の理事の定数は、前条第1号の理事数から兼務数を減じた数とする。

第14条 ① この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

- ② 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- ③ 理事長は、理事会を招集し、その議長となる。
- ④ 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付すべき事項を書面により通知しなければならない。
- ⑤ 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- ⑥ 理事（理事長を除く。）5人以上から会議に付議する事項を示して理事会招集の請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

れた事項は、最終的に理事会で審議されることになる。

たとえば、本法科大学院の専任教員の採用人事については、部長会の審議を経た後、理事会の審議によって、最終決定となる。

なお、本学の理事会体制は、理事長が経営責任を、学校長（大学においては総長）は教学に責任を負うという、経営と教学の分離を基本原則に強い連携・協力体制を導入している。立教学院と立教大学の間では、大学の自律的な意思決定を理事会は可能な限り尊重するという関係性が伝統的に存在しており、とりわけ本法科大学院を含む教学問題については、この強い関係性に基づき、権限と責任の明確化が図られている。

（３）他学部との関係

本法科大学院は、大学内の他の学部・研究科とは独立した組織として設立され、運営されているので、他の学部・研究科との関係で、本研究科委員会の意向が実現できなかった例はない。

（４）特に力を入れている取り組み

特になし。

（理事の職務及び理事会の管掌事項）

第16条 ①理事（理事長及び常務理事を除く。）は、常務理事とともに理事長を補佐し、この法人の業務を掌理する。

② 理事会は、次の各号に掲げる事項を管掌する。

- (1) 立教学院院長及びこの法人の設置する学校の長の任免
- (2) チャプレン長及びチャプレンの任免
- (3) 第27条第1項第3号及び第6号に掲げる評議員の選任
- (4) 予算及び決算
- (5) 事業計画
- (6) 資産の取得、管理及び処分
- (7) 債権債務の設定、寄附金その他財務に関する事項
- (8) 収益を目的とする事業の開始及び廃止
- (9) 寄附行為その他この法人の組織及び運営に関する諸規則の制定及び改廃
- (10) 勤務員の人事、給与、厚生等に関する事項
- (11) 広報及び渉外に関する事項
- (12) 教学に関する重要事項
- (13) 解散及び合併
- (14) 監事の報告及び意見に関する事項
- (15) 評議員会の意見に関する事項
- (16) その他この法人の経営及び管理運営に関し理事会が必要と認める事項

(5) その他

本評価基準に関連する意思決定は、すべて研究科委員会で審議・決定されている。

2 点検・評価

本法科大学院の自主性・独立性は、適切に確保されている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

1-5 情報公開

1 現状

(1) 公開されている情報の内容

現在公開されている教育活動等に関する情報は、①本法科大学院の基本方針(養成しようとする法曹像を含む)、②教育内容(カリキュラムの特徴、進級制など履修に関する基本事項、開講科目の紹介など)、③施設・設備、④教員のプロフィール(担当科目、学歴・教育歴、社会における活動など)、⑥入学者選抜(アドミッション・ポリシー、受験資格、選抜の基準・方法、入試の統計など)、⑦修了生の声、⑧学費・奨学金、⑨履修関連事項(シラバス、科目登録の手引き、学科目配当、諸規則、日課表・学年暦など)、⑩自己改革の取り組み(自己点検評価報告書など)である。

(2) 公開の方法

公開の方法は、①から⑦までは、本法科大学院のパンフレット、ホームページ、⑦と⑧は入試要項とホームページ、⑨と⑩はホームページである。

⑨については、本法科大学院の教員・学生に対して、『履修要項』という冊子、『日課表』という一枚物紙面としても配布され、同時に事務室に常備され、希望者への閲覧に供されている。

また本法科大学院が発行するニューズレター(2009年度まで)、立教ローフォーラムには、学生・修了生の声や教員のエッセイなどが収録されている。

(3) 公開情報についての質問や提案への対応

公開された情報に対する質問や意見は、電話、法務研究科事務室で対応している。また教学関係については教務担当主任、その他学生生活関係については総務担当主任、入試については入試委員長が責任者となって対応し適宜回答している。

学生・法務研究生からの質問や意見は、法務研究科事務室で対応しているが、教学関係については教務担当主任、その他学生生活関係については総務担当主任が適宜対応している。重要な質問や意見については、執行部、さらに場合によっては研究科委員会で検討した上で、対応している。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院の情報については、できる限り公開し、寄せられた質問や意見については誠実に対応することとしている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院の教育活動等に関する情報については、ホームページ、パンフレット、入試要項などにおいて詳細かつ網羅的に公開され、誰でもアクセスできるようになっている。また、教員・学生に対しては、それに加えてWeb上の教育支援システム（CHORUS）および紙媒体で公開されている。また、教育活動等に関する質問・提案については、事務室、担当主任、各委員会の委員、執行部において受け止め、改善に活かされている。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

1-6 学生への約束の履行

1 現状

(1) 学生に約束した教育活動等の重要事項

本法科大学院は、少人数教育を学生に約束している。

(2) 約束の履行状況

少人数教育については、適切に実施されているため問題はない。また、開設科目については、一部の科目において、担当者が在外研究や所属学部における講義の都合により開講できなかったことはある。

(3) 履行に問題のある事項についての手当

上記の都合で開講できなかった科目についても、その翌年度には開講しているため、特に問題はないと思われる（「立教法科大学院年次報告書」参照¹⁰）。

(4) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(5) その他

2 点検・評価

開設科目については、文部科学省に対する履行状況報告においてもこれまで特に問題がなく、教育活動等の重要事項について学生に約束したことは適切に実施している。

3 自己評定

合

4 改善計画

今後も、誠実に教育活動を行い、学生の期待に応えるようにしたい。

¹⁰ 資料 A30

第2分野 入学者選抜

2-1 入学者選抜〈入学者選抜等の規定・公開〉

1 現状

(1) 学生受入方針（「2012年度法務研究科入試要項」参照¹¹）

本法科大学院は、キリスト教に根ざした立教学院の精神に基づき、以下のコンセプトを掲げて創設された。

- ① 等身大の人間へのあたたかいまなざしをもち、豊かな教養と幅広い識見に基づいた深い思考と洞察ができる法律家の養成
- ② ①の素養を備えたうえでアクティブな実践力を有する法律家の養成

本法科大学院は、このようなコンセプトの下で、少数精鋭の、密度の濃い教育を行う。入学者選考にあたっては、公平性、開放性、多様性の理念を中核に据えた上で、このような教育にふさわしい能力と資質があるかどうかを問う試験を実施する。

このうち能力の面は、適性試験によって測られる基礎的な学力、小論文試験によって測られる文章・資料などの理解力、問題の発見・解決力、文章による論理的な表現力、法学既修者試験（法科大学院既修者試験）および法律科目の論述試験によって測られる法律基本科目に関する基礎的な学力、面接試験によって測られるコミュニケーション能力や社会問題に対する関心度と理解力など、さらには大学における学業成績、経歴、自己推薦書の記載、その他の任意提出書類などによって総合的に判定することになる。

また、資質の面は「こころざし」、つまり法曹をめざすに至ったのはなぜか、法曹になって何をするのか、などについて自己推薦書、面接試験によって測る。漠然とした「あこがれ」ではなく、目的意識を明確にもった「こころざし」こそ、入学した後の勉学へのエネルギーとなるはずだからである。

最終的には、これら各種の試験の結果を総合的に評価して、立教法科大学院の教育を受けるにふさわしい、バランスのとれた能力をもち、さらには「こころざし」を掲げて、それに向かって真摯に努力を重ねる意欲と資質を兼ね備えた人材の選考を行う。

以上のポリシーは、本法科大学院のカリキュラムや学修環境のほか、奨学金制度などにも一貫して反映されている。

(2) 選抜基準と選抜手続

ア 入学者選抜は、以下の選抜基準に従って実施されている。

(ア) 3年標準型コース（未修者）

- a 小論文試験によって文章・資料などの理解力、問題の発見・解決力、

¹¹ 資料 A7 2p

文章による論理的な表現力を測っている。

b 面接試験によってコミュニケーション能力や、社会問題に対する関心度と理解等を測っている。

c 以上の結果に加え、基礎的な学力を測るために課している適性試験の成績を総合評価して合否を決定している。

適性試験はこの最終段階で考慮し、特に低い点数の受験生については、小論文、面接の評価にかかわらず不合格としている。

(イ) 2年短縮型コース（既修者）（特待生入試を含む）

a 法学既修者試験（成績表提出）によって、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法について、基本的な学力を有するかどうかを測っている。法学既修者試験を用いているのは、基本的学力を測るのに最も適した試験と考えるからである。

b 憲法、民法、刑法について、記述式試験によって、基礎的な学力を測るとともに、文章の理解力、文章による論理的な表現力を測っている。憲法、民法、刑法について記述試験を課しているのは、法曹としての資質を測るには文章による試験も不可欠と考え、より基本的な3科目については法学既修者試験に加えて課している。

c 面接試験によってコミュニケーション能力や、社会問題に対する関心度と理解等、および既習者としての基本的な学力を測っている。面接試験の担当者は、面接前に、大学における学業成績、経歴、自己推薦書の記載、その他の志願者任意提出書類を読み込み、評価資料としている。

d 以上の結果に加え、基礎的な学力を測るために課している適性試験の成績を総合評価して合否を決定している。

適性試験はこの最終段階で考慮し、特に低い点数の受験生については、筆記試験、面接の評価にかかわらず不合格としている。

社会人についての優遇措置もこの段階で考慮する。

イ 選抜手続

(ア) 一般入試（3年標準型）

a 第1次選考として、3年標準型（未修者）に対して小論文試験を行う。

b 第2次選考として、面接試験を行う。

c 上記選考の結果に適性試験成績を加えて最終合格判定を行う。合格判定は数値化された資料のみによって行う。

(イ) 一般入試（2年短縮型）

a 第1次選考として、本学独自の法律科目筆記試験を行い、提出された法学既修者試験の成績と合わせて選考する。独自試験の作成に当たっては、問題点検者による内容のチェックを行っている。

b 第2次選考として、面接試験を行う。

- c 最終合格判定を行う。上記3年標準型参照。
- (ウ) 特待生入試(2年短縮型。2012年度入試までは「特別入試」)
 - a 学部成績による書類選考(志願者が定員の5倍程度を超える場合のみ)。ただし、法学部の成績において、出願時に80単位以上修得しており、学業成績の平均が2.3以上であること(100点満点中80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をCとし、A、B、Cそれぞれを3、2、1とする。また、D、欠席は0とする)、および指導教授の推薦書が提出できることを出願資格としている。
 - b 本学独自の法律科目筆記試験及び面接試験を行う。独自の法律科目試験問題の作成に当たっては、問題点検者による内容のチェックを行っている。面接試験については上記一般入試2年短縮型参照。
 - c 最終合格判定を行う。上記一般入試3年標準型参照。
詳細は、「2012年度法務研究科特別入試要項」参照¹²。

(3) 学生受入方針、選抜基準及び選抜手続の公開

ア 公開の時期・方法

毎年6月上旬に発表する入試要項に記載するとともに、ホームページ上にもアップしている。

「2012年度法務研究科一般入試要項」参照¹³。

イ 公開の範囲

学生受入方針については、すべて記載している。

選抜手続きについても、研究科内部の会議等の他は記載している。

選抜基準については、「すべての選考の結果を総合して判定する」と記載している。公開をこの内容にとどめたのは、他の選考結果がいかに優れていようとも、法律科目試験の各科目(2年短縮型(既修者)の場合)、適性試験の成績、面接試験の成績がいずれか1つでも極めて低い場合には、不合格としていることから、選考ごとの割合を示すことができないためである。

(4) 選抜の実施

ア 実施状況

2012年度入試は次の日程で実施された。

(ア) 特別入試(2013年度入試より「特待生入試」)

出願期間 6月21日(火)～27日(月)

書類選考結果通知 7月8日(金)

¹² 資料 A7

¹³ 資料 A7

筆記試験・面接試験 8月2日(火)
 合格発表 8月26日(金)
 (「2012年度法務研究科特別入試要項」参照¹⁴)

(イ) 一般入試

出願期間 8月23日(火)～8月29日(木)
 第1次選考(筆記試験) 9月11日(日)
 第1次選考発表日 9月17日(土)
 第2次選考(面接試験) 9月25日(日)
 合格者・補欠者発表 10月3日(月)
 補欠からの合格者発表 10月21日(金)
 (「2012年度法務研究科入試要項」参照¹⁵)

イ 適切に実施するための取り組み

(ア) 小論文問題については、目的に合致した問題作成のために、4度におたる作成会議を開き、また採点前にも採点基準会議を開いて協議している。

(イ) 法律問題作成にあたっては、作成者とは別の点検者を置き、ミスを防ぐとともに、妥当な問題であるかの点検を2度行っている。

(ウ) 面接試験においては、試験前に面接官担当者に対して、『法務研究科面接実施要領』¹⁶に沿って、面接の目的・着目点・面接内容・留意事項・評価の方法について説明を行い、面接官が複数チームになっても、同じ基準で面接できるように事前確認を行っている。

ウ 受験者、競争倍率

n-2年度(2010年度)			n-1年度(2011年度)			n年度(2012年度)		
受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)	受験者数	合格者数	競争倍率(%)
555	127	437%	449	103	436%	264	126	210%

競争倍率は下がっているが、法曹養成という目的に照らして相当な者の選抜は出来ている。

入学者選抜の公正さ、公平さに疑問を提起されたことはない。

(5) 特に力を入れている取り組み

¹⁴ 資料 A7

¹⁵ 資料 A7

¹⁶ 資料 A10

他法科大学院では、面接試験を廃止するところも多いようであるが、本法科大学院では、法曹としての資質をみるには面接が不可欠と考え、開設以来、未修者、既修者ともに時間をかけて面接試験を行っている。

就職難等が報道されたこと等により、法曹志願者が激減し、また法曹になるまでの多大な費用から、法曹をあきらめていた優秀な学部生に道を開くため、2009年度入試から、学費免除の特別入試（2013年度入試より「特待生入試」）を行っている。

（6）その他

全体としての法曹志願者が激減したことにより、本法科大学院志願者も減少傾向にあったが、2011年度入試までは比較的高い競争倍率を維持していた。ただし、2012年度入試において、日程変更等を行い、他の競合する法科大学院と試験日が重なったため、志願者が減少した。この点の反省を踏まえて問題点を検討し、広報が不十分な点については、広報委員会を組織して改善を図った。

2 点検・評価

入試の公正、公平さ、入試問題の作成等、面接等、入試の実施方法については優れていると考える。選抜基準の公開についても、漸次進めてきた。

3 自己評定

A

4 改善計画

入試基準の公開について、2013年度入試要項において公開する部分をより明確化する方向で、記載事項を検討している。

また、追加合格者の決定方法について2013年度入試から変更予定である。適性試験について、現在でも特に低い点数の者は不合格としているが、総受験者数の下位15%を基準にし、入試要項に明示する方向で検討中である。

①一般入試

追加合格者の決定方法を、従来の補欠制度から、順次合格制度に改める。全受験生の中からまず第1次合格者を発表し、欠員が出た場合には、第2次、第3次の合格者を発表する方式である。

この変更は、より受験生に分かり易く、また入学者を定員数に近づけるためのものである。従来、正規合格者とともに補欠者を発表していたが、補欠者から多くの合格者を出した年度があった反面、合格者ゼロとした年もあり、変動が大きかった。

②特待生入試

従来は追加合格を行っていなかったが、追加合格を認める方式を新設した。合格者とともに補欠者を発表し、辞退があった場合は、補欠からの合格者を決定するという方式である。

補欠者を設けたのは、この入試では辞退者がある場合に追加合格を出す可能性が高く、また、授業料を全額免除する入試のため、免除の可能性があることを受験生に伝えておくことが受験生に有益と考えたからである。

2-2 既修者認定〈既修者選抜基準等の規定・公開〉

1 現状

(1) 既修者選抜、既修単位認定の基準及び手続

ア 選抜手続

「2年短縮型コース志願者（既修者）」に法学既修者試験の受験を義務付け、憲法、刑法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法の成績を提出させる。さらに、志願者に対して、憲法、民法、刑法の各科目について論述試験を行う。憲法、民法、刑法の3科目については、法学既修者試験の得点と論述試験の得点を合わせた点数、両訴訟法については、法学既修者試験の点数を対象として、基準点による選考を行い、すべての科目の基準点を超えた者のみ、選考の対象とする。

選考は法律科目試験の合計点によって行っている。

（「2012年度法務研究科入試要項」参照¹⁷⁾）

イ 既修単位の認定基準・手続

・選抜基準

法律科目試験において、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法すべての科目において基準点を超えたもの。

基準点の決定は、基準点決定会議を行い、出題・採点者の意見を聴取したうえで行っている。

2011年入試においては、公法20%、民事法20%、刑事法15%を最低基準点とした。この年度の入試まで、この3科目の枠組で入試をおこなっていたからであり、基準点割合が異なるのは、科目間の平均点が大きく異なったためである。

2012年度入試においては、憲法、民法、刑法3科目について、全科目最低基準点を15%とした。

ウ 手続

選考に合格したものは、法律科目試験の基準点を超えているため、法律科目における基本的な学力を有するとして、以下の科目の単位を入学時に一括認定する。

憲法（1）（2）、民法（1）～（6）、刑法（1）～（3）、民事法基礎演習（1）（2）、民事手続法概説、刑事手続法概説の15科目。各科目とも2単位であり、合計30単位。「民事法基礎演習」は、民法を基本として、判例を素材に学修する演習科目である。

（「2012年度法務研究科履修要項」参照¹⁸⁾）

¹⁷⁾ 資料 A7

(2) 基準・手続の公開

ア 法学既修者の選抜基準は、募集要項 16～17 頁に開示している。開示時期は、毎年 6 月頃である。

(「2012 年度法務研究科入試要項」参照¹⁹)

既修者の認定基準は、上記のように各年度ごとに異なる可能性があるもので、開示していない。

イ 既修単位の認定基準・手続

ホームページ (随時公開)

「2012 年度法務研究科入試要項」(毎年 6 月上旬に発行)²⁰

「2012 年度法務研究科履修要項」(毎年 4 月上旬に発行)²¹

ウ 意見の聴取

3 年標準型 (未修者)・2 年短縮型 (既修者) の併願を認めているので、各種入学試験説明会・相談会において、併願制度を設ける趣旨、既修者認定についての一般的な説明を行い、入学希望者から個別的質問があった場合にも、できるだけ詳細に説明し、その趣旨を理解できるようにこころがけている。学生に対しては、すでにその趣旨が周知されているので、正式な機会を設けて、意見を聴取したことはないが、個別の意見が出た場合には、対応できるようにしている。ただし、そのような意見、質問を受けたことがないので、疑問・意見等はないものと思量する。

(3) 既修者選抜の実施結果

n-2年度 (2010年度)			n-1年度 (2011年度)			n年度 (2012年度)		
受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)	受験者数	合格者数	競争倍率 (%)
269	64	420%	216	53	408%	153	78	196%

	n-2年度 (2010年度)		n-1年度 (2011年度)		n年度 (2012年度)	
	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数	入学者数	うち法学既修者数
学生数	67名	32名	69名	35名	50名	32名
学生数に対する割合	100%	48%	100%	51%	100%	64%

¹⁸ 資料 A3 25p

¹⁹ 資料 A7

²⁰ 資料 A7 3p

²¹ 資料 A3 25p

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他
特になし。

2. 点検・評価

法学既修者の選抜方法および既修者の単位認定の基準・方法については、概ね問題はなく、公正かつ適切に実施されていると考える。

3. 自己評定

A

4. 改善計画

2012 年度入試では、論述試験（憲法・民法・刑法）に関しては最低基準点を設定したものの、法学既修者試験による民事訴訟法・刑事訴訟法については、これを設定しなかった。しかし、2013 年度入試においては、民事訴訟法、刑事訴訟法とも基準点を設定する予定である。

2-3 入学者の多様性の確保

1 現状

(1) 他学部出身者の定義

法律学を主たる専攻とする学科（または学科に相当する課程）以外を卒業（見込）した者

(2) 実務等の経験のある者の定義

出願時に社会的実践活動を2年以上経験している者で、2012年4月1日現在満25歳以上の者

(3) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者 (実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 (2012年度)	50名	10名	8名	18名
合計に対する 割合	100.0%	20.0%	16.0%	36.0%
入学者数 (2011年度)	69名	11名	12名	23名
合計に対する 割合	100.0%	15.9%	17.4%	33.3%
入学者数 (2010年度)	67名	16名	8名	24名
合計に対する 割合	100.0%	23.9%	11.9%	35.8%
3年間の入学 者数	186名	37名	28名	65名
3年間の合計 に対する割合	100.0%	19.9%	15.1%	34.9%

(4) 多様性を確保する取り組み

2011年度入試までは、適性試験による第1次選考を行っており、その段階で、社会人・他学部出身者が合格者の3割以上となるよう配慮していた。2012年度入試からは、第1次選考を廃止したので、最終合格判定の段階で、社会人・他学部出身者が3割以上となるよう配慮することとした。

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

本研究科では、未修者の募集人数が多いため、従来、他学部、社会人の割合が3割を下回ったことはなく、適切な状況と考える。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

第3分野 教育体制

3-1 教員体制・教員組織 (1) 〈専任教員の必要数及び適格性〉

1 現状

(1) 専任教員の数と教員適格

収容定員数 200名 (入学定員：70名 (2010年度)、65名 (2011年度)、65名 (2012年度))

専任教員総数 21名

専任教員と担当科目の一覧表は、教員個人調書提出時に「教員一覧」として提出済み。

専任教員の教員個人調書は提出済み。

教員の採用時においては、履歴書、業績目録を提出してもらい、法務研究科委員会内に組織された人事委員会において選出された複数の報告委員が業績である著書、論文を読み、本法科大学院において担当する授業について適格であるかどうかを精査し、人事委員会、研究科委員会の2段階においてその内容を報告し承認するという厳格な手続きを行っている。

自己点検時においては、各教員から提出された新しい教員調書についてFD委員会が精査し、法科大学院開設時、採用時において適格であった教員についてもその後適格性を欠くことになっていないかを再度確認するという手続きを踏んでいる。

(2) 法律基本科目毎の適格性のある専任教員の人数

憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法のそれぞれの分野に該当する各科目について、別紙教員調書の通り、各教員の科目適合性を満たしている。なお、この他に補助教員として助教を1名おいている。

入学定員が100人以下

必要教員数は、各分野につき1人

	憲 法	行 政 法	民 法	商 法	民事訴訟法	刑 法	刑事訴訟法
必要 教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	2名	3名	2名	3名	3名	1名

(3) 実務家教員の割合

現在の実数は、専任教員21名中6名であり、割合は28.6%であり、2割以上の基準を満たしている。

教員個人調書のとおり、各教員の実務経験は十分である。

(4) 教授の数

ア 「教授」の資格要件と認定手続

採用時においては、法務研究科委員会内における人事委員会において履歴、業績を精査したのち、研究科委員会において提案され、認定する。

昇格においては、法科大学院教員資格審査基準に照らし、昇格委員会が設けられ、業績等を精査したのち、研究科委員会において昇格提案がなされ、認定する。

イ 専任教員数 (2012年5月1日現在)

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員 (実員)		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	21名	0名	21名	6名	0名	6名
計に対する割合	100%	0%	100%	100%	0%	100%

(5) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

いずれの点検項目も以下に述べるように基準を満たしている。

専任教員数は21名であり、収容定員200名に対して必要な教員数13名を大きく越えている。教員1名あたりの学生数は9.5名であり、学生15人について教員1名以上の基準を大きく越えている。

各専任教員は、前記1のとおり、科目適合性を満たしており、各分野の専任教員数も、基準の必要数を満たしている。

実務家教員の要件である「5年以上の実務経験」の該当性および割合につき問題はない。

専任教員に対する教授の割合は100%であり、問題はない。

3 自己評価 合

4 改善計画

特に改善の必要は認められない。

3-2 教員体制・教員組織（2）〈教員の確保・維持・向上〉

1 現状

（1）専任教員確保のための工夫

十分な数の専任教員を確保するために、大学本部と協議して余裕を持った教員定数の配置に努めるとともに、定員が充足できるように、教育や研究に十分に専念できる体制・環境の整備にも努めている。

いわゆる「ダブルカウント」廃止、専門職大学院設置基準附則第2項の対応に向けて人事計画を立てている。

若手教員が専任教員として必要な能力を得るための工夫として、教育面ではベテランとともに担当する科目を設けるなど、研究面では研究休暇を取得できる要件よりも早めに留学ができるようにしている。

（2）継続的な教員確保に向けた取り組みや工夫

「発展演習科目」を設け、研究者を志す法科大学院生のための研究を重視した授業についてもその枠で展開できるようにした。

（3）教育に必要な能力の水準の確保・維持・向上

教員の採用・昇任時においては、履歴書、業績目録を提出してもらい、法務研究科委員会内に組織された人事委員会において選出された複数の報告委員が業績である著書、論文を読み、本法科大学院において担当する授業について適格であるかどうかを精査し、人事委員会、研究科委員会の2段階においてその内容を報告し承認するという厳格な手続きを行っている。その際、教育面における業績（教科書等）・実績（教育歴）・教育への意欲・学生の授業評価なども考慮して評価をしている。

自己点検時においては、各教員から提出された新しい教員調書について自己点検・評価委員会が精査し、法科大学院開設時、採用時において適格であった教員についてもその後適格性を欠くことになっていないかを再度確認するという手続きを踏んでいる。

（4）特に力を入れている取り組み

特に研究者教員については、教育のための時間を充分にとった上で、研究にも十分に組み入れるような担当授業数に抑える。

（5）その他

特になし。

2 点検・評価

良好な教育研究環境の維持などの教員の確保に向けた工夫がなされ、教員の教育に必要な能力を維持・向上するための体制が整備され、非常に有効に機能している。

3 自己評定

A

4 改善計画

現状において特に問題はないが、専門職大学院設置基準附則第 2 項の対応（ダブルカウント廃止）に向けた人事計画を立てている。

3-3 教員体制・教員組織（3）〈専任教員の構成〉

1 現状

（1） 専任教員の配置バランス

	クラス数		専任教員数 (延べ人数。みなし専任含む)	クラス毎の履修登録者数平均	
	うち専任	うち専任以外		専任	専任以外
法律基本科目	45	42	53	37.3	36.3
法律実務基礎科目	13	12	21	27.0	3.0
基礎法学・隣接科目	7	2	3	31.0	27.8
展開・先端科目	23	12	12	38.2	15.8

[注] 1 専任教員とそれ以外の教員の共同授業は、専任教員のクラスとしてカウントする。

2 本表は 2011 年度開講科目について表記している。

（2） 教育体制の充実

専任教員を中心とした、各系、あるいは各科目の、充実した教育体制を確保するための工夫ないし取り組みとして、学期ごとのお互いの授業参観や学生の授業評価を踏まえ、関係科目担当者間で充実に向けた意見交換を行っている。また、演習科目を中心に、研究者教員と実務家教員が連携して担当する科目が用意されており、日々の授業の打ち合せにおいても、充実に向けた意見交換がされている。

（3） 特に力を入れている取り組み

特になし。

（4） その他

特になし。

2 点検・評価

法律基本科目だけではなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端・科目とも、専任教員がバランス良く配置されており、また、教育体制充実のための教員間の連携もされていて、非常に充実した教育体制が確保されている。

3 自己評定

A

4 改善計画

特に改善の必要は認められない。

3-4 教員体制・教員組織〈教員の年齢構成〉

1 現状

(1) 教員の年齢構成 (2012年5月1日時点での年齢に基づく)

		39歳 以下	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70歳 以上	計
専任 教員	研究者 教員	2名	5名	6名	2名	0名	15名
		13.3%	33.3%	40%	13.3%	0%	100.0%
	実務家 教員	0名	4名	0名	2名	0名	6名
		0%	66.7%	0%	33.3%	0%	100.0%
合計		2名	9名	6名	4名	0名	21名
		9.5%	42.9%	28.6%	19.0%	0%	100.0%

(2) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(3) その他
新規採用の際の候補者選定においては、年齢構成も考慮している。

2 点検・評価

40代・50代を中心とした、バランスのよい年齢構成になっていると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

特に改善の必要は認められない。

3-5 教員のジェンダーバランス

1 現状

(1) 教員のジェンダーバランス (2012年5月1日現在)

性別	教員 区分	専任教員		兼任・非常勤教員		計
		研究者 教員	実務家 教員	研究者 教員	実務家 教員	
男		12名	5名	13名	7名	37名
		32.4%	13.5%	35.1%	18.9%	100.0%
女		3名	1名	4名	2名	10名
		30.0%	10.0%	40.0%	20.0%	100.0%
全体における 女性の割合		19.0%		23.1%		

(2) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(3) その他

新規採用の際の候補者選定や、専任教員以外の補助教員の選定においては、ジェンダーバランスも考慮している。

2 点検・評価

教員のジェンダー構成につき、教育の多様性や教育・研究水準の維持発展の観点からすると、女性教員がやや少ない現状である。

教員の採用にあたっては、ジェンダー構成を意識し、女性任用を心がけているが、分野によっては適切な人材を見出し難く、3割以上は難しい状況である。しかし、特に専任教員の女性が4名と（以前よりは改善したもの）なお少ないことに鑑み、専任教員以外の補助教員（本法科大学院における「法務講師」）として女性を1名任用し、専任教員との協同授業やオフィス・アワーを持つことによって、教育・研究の維持発展をはかっている。

3 自己評定

B

4 改善計画

女性教員の割合を直ちに専任教員の3割以上に改善することは難しいが、

教員の任用においては、引き続きジェンダー構成に強く留意したい。

3-6 担当授業時間数

1 現状

(1) 過去3年間の各年度の教員の担当コマ数

【2010年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6	7	6	1	—	1 コマ 90分
最 低	1	4	4	0	—	
平 均	2.54	5.50	4.75	0.25	—	

【2010年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5	4	2	1	—	1 コマ 90分
最 低	1	2	1	1	—	
平 均	2.50	3.00	1.30	1.00	—	

【2011年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	8	6	6	2	—	1 コマ 90分
最 低	1	4	4	0	—	
平 均	2.75	5.00	5.00	0.50	—	

【2011年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	5	4	3	1	—	1 コマ 90分
最 低	1	4	2	0	—	
平 均	2.31	4.00	2.50	0.88	—	

【2012 年度 前期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	6	7	6	1	—	1 コマ 90分
最 低	1	4	3	0	—	
平 均	3.08	5.50	4.75	0.14	—	

【2012 年度 後期】

教員区分 授業 時間数	専任教員		みなし専任教員	兼任教員		備考
	研究者教員	実務家教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
最 高	4	4	5	1	—	1 コマ 90分
最 低	1	3	2	1	—	
平 均	2.38	3.50	3.25	1.00	—	

[注] 1 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧は、「教員担当コマ数表①」を参照²²。

(2) 他大学・他学部の授業数も含めた専任教員の担当コマ数

※他大学授業に 90 分以外の授業が一部有 (75 分等)

【2010 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	7	8	7	4	6	2	1 コマ 90分 ※
最 低	1	0	4	2	4	1	
平 均	4.23	4.33	5.50	3.00	4.75	1.25	

【2011 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	11	7	6	4	6	3	1 コマ 90分 ※
最 低	2	2	4	4	4	2	
平 均	4.92	4.08	5.00	4.00	5.00	2.50	

²² 資料 A31

【2012 年度】

教員区分 授業 時間数	専任教員				みなし専任教員		備考
	研究者教員		実務家教員		前期	後期	
	前期	後期	前期	後期			
最 高	9	6	7	4	6	5	1コマ 90分 ※
最 低	2	2	4	3	3	2	
平 均	5.17	3.92	5.50	3.50	5.00	3.50	

[注] 1 上記データを算出するに当たって作成した該当教員の担当コマ数の一覧は、「教員担当コマ数表②」を参照²³。

(3) 特に力を入れている取り組み

特に研究者教員については、担当科目の事情にもよるが、非常に十分な授業の準備とともに研究の時間をも充分にとれる程度のものに担当授業時間数を抑えるように努めている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

担当授業時間数が、非常に十分な授業の準備等に要する時間等を考慮しても、適当なものであると考える。

3 自己評定

A

4 改善計画

特に改善の必要は認められない。

3-7 研究支援体制

1 現状

(1) 経済的支援体制

教員が研究活動の為に使用できる資金額として、個人研究費があり、図書費、消耗品費、出張旅費等に支出することができる。金額は、現在、1人あたり年31万円である。その他に、年3回、学会のための出張については別枠で申請により実費が支給される。個人研究費は「立教大学教員個人研

²³ 資料 A31

究費規程」により、学会出張については「旅費規程」によって定められている。

研究用のコピーについては、300枚用のコピーカードを1人年間7枚支給し、自由に用いることができるほか、必要に応じて追加支給をしている。

また、本法科大学院独自ではないが、全学的組織としてリサーチ・イニシアティブセンター、総合研究センター、国際センターが設けられており、立教大学学術推進特別重点資金、立教大学研究奨励助成金、立教大学総合研究センタープロジェクト研究費、立教大学派遣研究員、立教大学招へい研究員等の募集を行っている。

(2) 施設・設備面での体制

研究室の状況は、特任教員については共同利用もなされているが、基本的には全専任教員に個室が割り当てられており、助教および法務講師にも共同研究室が割り当てられている。

各教員は、毎日24時間体制で利用することができる。各研究室にはインターネットに常時接続できるLANが配備されており、ネット上から情報を取得することができる。研究室のパソコンおよび自宅パソコンから、判例等のデータを閲覧することもできる。そのために、法律情報を提供する業者（TKC、第一法規、レクシスネクシス等）と契約し、各教員にIDを付与している。

各研究室に教員任用時および4年に1度、研究室整備のために1研究室につき予算30万円を割り当て、パソコン等の整備を図っている。

専任教員は、社会科学系図書館は指定の開館時間中、法務資料室については毎日24時間体制で利用可能である。研究用に社会科学系図書館が購入する図書について専任教員はリクエストすることもできる。

(3) 人的支援体制

全学的組織であるリサーチ・イニシアティブセンターは、研究助成や補助金の申請のための支援を行っている。

(4) 在外研究制度

全学的制度として従来から研究休暇制度、在外研究制度がある。これらは「立教大学研究休暇制度に関する規程」「立教大学海外研究員規程」により運用されている。法科大学院でも、2007年度後期から1名が1年間の研究休暇を取り、2012年度後期からは、1名が1年間の研究休暇をとることが決まっている。今後は、半年間の研究休暇の活用なども含めてより多くの教員が研究休暇を用いて各教員の研究の進展をはかる予定である。

また、本法科大学院には、特に若手教員に対しては研究休暇の要件より

も早期に在外研究の機会を与える制度を設けており、2010年度後期から2年間の予定で、1名がドイツに留学中である。

(5) 紀要の発行

法科大学院の教員は法学部の紀要に投稿することができるが、2008年3月から立教法務研究という独自の紀要を発行することにした。2011年の4号まで発刊されており、2012年春には5号が発刊される。そのほか、学生との交流に重点を置いた雑誌として、2011年から立教ローフォーラムを発行している。2012年春には第2号が発行される。

(6) 特に力を入れている取り組み

特になし。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

研究休暇制度・留学制度の実施状況などに照らし、支援制度等の配慮が十分になされていると考える。

3 自己評価

A

4 改善計画

特に改善の必要は認められない。

第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

4-1 FD活動

1 現状

(1) 組織体制の整備

本法科大学院では、FD委員会が存在し、また法務研究科委員会においても全教員の参加するFD活動を行っているが、実質的には、自己点検・評価委員会が重要な役割を担っている。すなわち、1-3-1の項目でも明らかにしたように、カリキュラムを含む教育内容や教育方法の不断の検証と改善策の検討とは、自己点検・評価委員会の役割である。

なお、FD委員会は、各法系の専任教員、実務家教員と研究者教員とによって構成される（「法務研究科FD委員会規則」参照²⁴）。昨年度（2011年度）までは、民事系1名（研究者教員・専攻主任）、公法系1名（研究者教員）、刑事系1名（実務家教員・専攻主任）によって構成されていた。このFD委員会とは別に、学部の兼任教員も含めた拡大FD委員会がある（「法務研究科拡大FD委員会」規則²⁵）。拡大FD委員会は、これまで数回開催されている（「法務研究科拡大FD委員会記録」参照²⁶）。

なお、自己点検・評価委員会では、授業評価アンケートや成績のGPAと新司法試験の可否との関係を追跡・検証し、カリキュラムの改訂や進級要件の見直し、入試制度の改革を提案した。これは実質的にはFD活動であり、とりわけ、2010年度は、2011年度と2012年度の改革へ向けて、このようなFD活動を頻繁に行った（「自己点検・評価委員会記録」、「法務研究科委員会議事録」参照²⁷）。

また、FDは、各科目毎にその担当教員間でも行われている。また、各法系においても、FDが行われている。

<民事系科目のFD活動>

ア 科目ごとの活動

(ア) 「民事法基礎演習(1)・(2)」、「民事法演習(1)・(3)」

これらの授業は、いずれも2クラス展開で、複数の教員（研究者教員と実務家教員）が協同授業を実施しているが、それぞれ、①担当者全員で、学期始めに授業の進め方について協議し、また課題を作成し、②授業時間内の小テストについて、2クラスが同一時間に開講される科目では共通問題を作成して大まかな採点基準を統一し、異なる時間に開講され

²⁴ 資料 A5

²⁵ 資料 A5

²⁶ 資料 A6

²⁷ 資料 A6

る科目では事前に出題レベル等について協議し、③毎回の授業の前に、質問内容等について綿密な検討を行って、各クラスの研究者教員と実務家教員が、相互に担当部分についての授業内容を十分に把握した上で、協同で授業を進めている。

(イ)「民事実務の基礎」

この科目は、元裁判官の実務家教員と弁護士の実務家教員の協同授業で、裁判官の立場からの実務と弁護士の立場からの実務を教えるのであるが、両教員は、いずれも各回の授業全部に同席し、相互に相手の担当部分の授業内容を検討し、議論を重ねている。

(ウ)「民事法演習（6）」

この科目では、開講前に担当者全員が集合して、今年度の授業の進め方について協議している。

イ 民事法全体

民事法全体については、各科目間について重複がないか、段階的なレベルになっているか（例えば、民事法基礎演習では平易な判例を、民事法演習ではレベルの高い判例を扱う）等を協議している。

<刑事系科目のFD活動>

(ア)「刑事法演習（1）」

この科目は、2011年度において、実務家教員（元裁判官）と研究者教員が協同して担当した。2011年度は、2010年度の授業における学生の反応・希望等（授業評価アンケート結果、授業における応答状況、試験結果等）を参考として、最近の重要判例、法改正等を踏まえて、教員間で課題とすべき項目を協議してシラバスを作成し、その後2011年3月ころまでに、課題判例の候補を持ち寄って、判例としての重要性（その判例に含まれている法理論的な問題点に加え、事実認定上・実務運営上の問題点の重要さ）、学生の予習負担の程度等をも検討して選定した。その後、毎回、遅くとも授業の2日前までに、その回の学生の報告内容・参考文献等の検討、小テストの内容の打合わせ等を行い、授業においても、原則として事前に分担を定めて、相互に補足的なコメントを加えた。達成度確認（中テスト）については、1月ほど前から問題案を検討して決定した。そしてテストの後には、採点結果を共同で分析して公平性を確保するとともに、小テスト、判例報告・授業参加の程度等の評価についても協議して判定し成績評価を行った。

(イ)「刑事法演習（３）」

この科目は、「刑事法演習（１）」と同様に実務家教員（刑法担当）と研究者教員（刑訴法担当）が授業開始前に、前年度の問題点を踏まえて協議した上、シラバスを作成し、授業計画について打合わせ、新判例、改正法等の取扱い等への対応を検討し、授業には分担にかかわらず同席して補足コメントをし、授業の前後の打合わせも頻繁に行った。

また、中テスト（達成度確認）は、共通の演習課題とした判例で問題となった点を中心に長文事例を創作し、成績評価についても、教員間の協議により、中テスト（４０％）は、協議して定めた採点基準に基づいて双方で採点した上、出席・授業参加の程度等（６０％）についても協議の上、評定し、それらを総合考慮した。

(ウ) 刑事実務の基礎

この科目については、元裁判官の教員、元検察官の教員、弁護士の教員の３名で担当し、その回のテーマに応じて主任の担当者を定めるが、それ以外の教員も原則として全員同席し、授業内容を把握した上、補足的なコメントを加えている。

教員間の協議により、前記「刑事法演習（１）・（３）」同様に前年度の結果を踏まえて年間授業計画、課題等を決めてシラバスを作成し、毎回、事前の検討・準備をし、授業後の打合わせも行っている。

定期試験（達成度確認テスト）についても、前記３名の実務家教員が問題案を持ち寄り、授業で扱った事例・法律問題との関連にも配慮し、実務科目として特徴を活かすため、法律的な問題点に止めず、当該事例において実務上在るべき方策を問うなど出題上の工夫もしている。

成績評価についても、協議の上作成した採点基準に基づいて、全員で採点した上、協議して評価している。

(エ)「模擬裁判（刑事）」

この科目は、前期集中科目とされ夏期休業期間の最初に実施されている。「刑事実務の基礎」と同じ教員３名で担当しているが、この教員３名は、授業内容はもちろん、学生に対する説明、扱う教材の選定、準備期間・内容、公判実施の日程、参加人数、各役割の割当方法、責任者の指名方法等を含めて、授業実施の前後のほか、シラバス作成、履修希望者への説明会、学生の選別・決定の際などにも事前打合わせを綿密に行っている。

(２) FD 活動の内容

１－３－１の項目に述べたように、本法科大学院のFD活動は、FD委員会

とともに自己点検・評価委員会においても行っている。この自己点検・評価委員会では、2008年度には、以下の8項目を検討した（「2008年5月13日付「新司法試験の合格率向上のための課題」」参照²⁸⁾）。

- (1) 教育指導体制の充実
- (2) 科目内容の検討と充実
- (3) 補習授業のあり方
- (4) 起案添削指導の展開
- (5) 進級制度の実質化（再試験制度の廃止、進級回数の制限 etc）
- (6) 特別研究生の指導
- (7) 法曹実務研究所のあり方
- (8) 卒業した法曹への支援と協力の依頼

そして、「(1) 教育指導体制の充実」では、それまでのクラス担任制から、「指導教授」制が提案され、個別面談を行うなど、学生の積極的な指導が提案されている。また、「(2) 科目内容の検討と充実」では、学生の授業評価アンケートをもとに、「特定の科目の負担が大きいことが、以前より指摘されている。具体的には、2年次および3年次の刑事系科目についての苦情が多く寄せられている」ことを指摘し、その改善策として、「立教法科大学院全体としてどのような教育をすべきか、という観点から、特定の科目の負担が大きくなるように調整する。具体的には、課題を制限する（各期2回程度。ただし、小テストは除く）ことが考えられる」との提案がなされ、これも直ちに実施された。

次に、2010年度以降の自己点検・評価委員会では、「検討事項」として、(1) 2011年度カリキュラムの改訂、(2) 入試制度、(3) 諸規程の整備を掲げている。このうちの(1)カリキュラムの改訂は、(2)入試制度の改革と連動し、未修1年次のカリキュラムから商法と行政法を除き、それらを既修1年次に展開するとともに、入試科目からも、商法と行政法を除くとする案が検討された（「2010年4月13日付第1回自己点検・評価委員会記録」参照²⁹⁾）。また、諸規程の整備としては、自己点検・評価委員会規程やFD委員会規程の整備が項目としてあげられている。そして、入試制度改革とカリキュラムの改訂は、2012年度から実施されている。とりわけ、入試制度に関しては、入試の成績（特に小論文）と新司法試験の合格との相関性がこれまでの累積データによって検証され、未修の小論文の成績と新司法試験の合格との間には一定の相関性が見られることが明らかとなった。

さらに、修了（進級）認定のあり方については、法律基本科目（必修）6単位の不合格を進級不可の要件としていた当時の制度では、前期の成績の

²⁸⁾ 資料 A6

²⁹⁾ 資料 A6

みで留年（原級留置き）が確定してしまうことが教育上望ましくない効果を上げていることから、その見直しを議論した。そして、自己点検・評価委員会の提言に従って、2012年度からは、GPAによる進級要件へと制度の改革が行われた。

（3）教員の参加度合い

上記の自己点検・評価委員会における検証と提言は、法務研究科委員会で議論され、拡大研究科委員会においても報告されている。したがって、FD活動に、本法科大学院の全教員が積極的にかかわっているといえよう。

（4）外部研修等への参加

本法科大学院では、開設からの数年間は、司法研修所の授業の見学や各種シンポジウムに積極的に参加してきた。しかし、司法研修所の授業見学も、本学の専任教員のほとんどがすでに参加したため、現在では、情報は常に研究科委員会等で周知するものの、積極的には参加していない。

ただし、法科大学院協会の総会後のシンポジウムや日弁連のシンポジウムには、積極的に参加している³⁰。

（5）相互の授業参観

本法科大学院では、前期および後期の一定の期間に、全教員に相互参観を励行するよう呼びかけ、その報告書を提出してもらっている（「授業参観メモ」参照³¹）。そして、FD委員会では、その報告書を回覧し、検討している。

（6）成果に結びつかせるための方策・工夫

自己点検・評価委員会と法務研究科委員会では、検証の結果を制度に反映させるべく議論を行い、各種制度の改善策を講じた（カリキュラムの改訂・入試制度の改善・進級要件の見直し等）。その意味では、本法科大学院では、単にFDについて議論をするだけでなく、その結果が制度に具体的に反映されているといえよう。

（7）特に力を入れている取り組み

年2回の授業参観は、特に全教員に周知することを徹底し、報告書を提出していただいている。これをさらに充実させて継続してゆきたいと考えている。

³⁰ 資料 A13

³¹ 資料 A13

- (8) その他
特になし。

2 点検・評価

本法科大学院では、FD の実質的な活動を自己点検・評価委員会が担っている。そして、同委員会では、2010 年度に、卒業生の入試の成績と学内の成績（GPA）および新司法試験の合否についての相関関係を追跡調査し、入試制度やカリキュラムの問題点などを検討した。その結果、2012 年度入試から入試制度を大幅に改善するとともに、合わせてカリキュラムの改訂や進級要件の見直しなども行ってきた。これらの議論は、自己点検・評価委員会の提言に基づき、法務研究科委員会において全教員が行なったものであり、FD 活動が十分な成果を上げていると考えられる。

また、個々の科目、とくに、実務家教員と研究者教員が協同担当している実務科目や演習科目については、十分な準備、授業内容の検討、改善への努力が相当程度行われている。これらは、理論と実務の架橋、法曹の養成を目指す法科大学院の役割として重要な部分を担うものであるから、相応に評価されるべきものである。

今後の課題としては、FD 委員会と自己点検・評価委員会の関係を組織的に整理し、役割分担をより明確にすべきであろう。

3 自己評定

A

4 改善計画

自己点検・評価委員会による検証を引き続き行い、教育内容やカリキュラムがより適切なものとなるように努力する。また、教員の授業参観もさらに積極的に行い、授業評価アンケートとともに、その結果を教員間で共通の認識としたい。

4-2 学生評価

1 現状

(1) 学生による授業等の評価の把握

学生の授業評価アンケート調査を以下のように実施し、担当教員に開示して活用している。

授業評価アンケート調査は、その実施要領（「法務研究科授業評価アンケートの実施について」参照³²）に則り、FD委員会が実施している。対象科目は、開講している全科目である。

調査票は、同委員会において作成し（「法務研究科授業評価アンケート用紙」参照³³）、かつては院生室の各自のキャレル（個席）に、その用紙を配布した。しかし、アンケートの回収率を高めるため、現在は、授業の最終回に学生に配布し、それを学生が集めて事務室に提出することとしている。その結果、後述するように、アンケートの回収率は飛躍的に向上した。

アンケートは、無記名で作成し、また、成績評価等には影響しないよう、アンケート数値および自由記述の電子化を行い、匿名性に十分配慮したうえで、単純集計と自由記述に基づいて教員が所見票を作成する。集計結果、自由記述、所見票、統計表に基づいて、法科大学院としての総評を作成する。そして、クロス集計等統計表および研究科の総評は報告書として公開する。同報告書および所見集は院生室等において閲覧を認めるが、自由記述については公表していない。

アンケートの実施状況は、例えば、2011年度に関しては、以下のとおりである。

2011年度前期スケジュール

時期	項目	担当
6月22日（水）	学生への公示	FD委員会
7月1日（金） ～ 7月14日（木）	アンケート用紙の配付	各科目担当教員
8月4日（木）	アンケート提出締切（前期集中科目を除く）	学生
9月5日（月）	アンケート提出締切 （エクスターンシップ以外の前期集中科目）	学生
9月中旬	アンケートデータの集計・所見記入票の作成	FD委員会・受託業者

³² 資料 A33

³³ 資料 A34

9月16日(金)	所見票作成依頼の発送	FD委員会・受託業者
10月7日(金)	所見票の作成・提出締切	各科目担当教員
10月中旬	所見集の作成	FD委員会
10月下旬	所見集の公表	FD委員会

2011年度後期スケジュール

時期	項目	担当
12月9日(金)	学生への公示	FD委員会
12月21日(水) ～ 1月24日(火)	アンケート用紙の配付	各科目担当教員
2月1日(水)	アンケート提出締切(13:00まで)	学生
2月中旬	アンケートデータの集計・所見記入票の作成	FD委員会・受託業者
2月22日(水)	アンケート用紙の配付(エクスターンシップ)	FD委員会 法務研究科事務室
2月29日(水)	アンケート提出締切(エクスターンシップ)(予定)	学生
3月14日(水)	所見票作成依頼の発送	FD委員会・受託業者
4月中旬	所見票の作成・提出締切	科目担当教員
	所見集の作成	FD委員会
4月下旬	所見集の公表	FD委員会

アンケート用紙の配付については、最終授業日(またはその前の授業日)に各科目担当教員が法務研究科事務室でアンケート用紙を受け取り、授業時間中10分間を使用して記入させている。そして、アンケート用紙の回収は、各科目担当教員が回収する学生を指名し、授業時間終了直後に回収するよう依頼する。この依頼をされた学生は、回収したアンケート用紙を法務研究科院生室内に設置した回収ボックスにいれ、また、授業時間内にアンケート回答ができない場合は、学生各自が回収ボックスに入れる。回収したアンケート用紙は法務研究科FD委員会が責任を持って管理し、外部には公開しない。

このような授業評価アンケートの方法により、その回収率は高く、この3年間では、全体で75%～85%の回収率となっている。とりわけ、必修科目では、85%以上の回収率となっている(「授業評価アンケート集計結果票」

参照³⁴)。

以上の授業評価アンケートのほか、年 2 回、専攻主任と院生会の代表メンバーとが懇談会を行い、授業内容や施設の要望、カリキュラムや試験について率直に意見を交換する機会を設けている（「院生会との懇談会資料」参照³⁵)。

(2) 評価結果の活用

評価結果は、単純集計と自由記述とを各科目担当教員に送付する。各科目担当教員は、これに基づいて所見票（「法務研究科授業評価アンケート所見票」参照³⁶)を作成し、所見集として開示するとともに、法科大学院としての総評を作成し統計表とともに開示している。このプロセスにおいて、各科目担当教員が自己の授業に対する学生のアンケート結果に接し自己点検・評価をすることができる。

なお、学生は、前述の報告書および所見集について、法務資料室等において自由に閲覧できる。

(3) アンケート調査以外の方法

前述のように、授業評価アンケート以外にも、専攻主任が院生会の代表と年 2 回の懇談会を行い、学生の意見を直接に聴取することができる機会を設けている。そして、その結果を法務研究科委員会に伝達し、同委員会においても教員が意見交換をすることになっている（「法務研究科委員会議事録」参照³⁷)。

(4) 特に力を入れている取り組み

本法科大学院では、開設当初から一貫して授業評価アンケートの匿名性に特に配慮し、担当教員がアンケート集計用紙に手を一切触れることがないようにしている。また、アンケートの記述もすべて入力することにより、筆跡から学生が特定されないよう配慮している。そして、アンケートの回収率も高めるようにし、その成果が如実に表れていると考えられる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

アンケート方法の変更により、アンケートの回収率は高くなり、かつ、匿

³⁴ 資料 A14

³⁵ 資料 A35

³⁶ 資料 A36

³⁷ 資料 A6

匿名性も徹底されているため、有意義なものとなっている。すなわち、無記名のアンケートにより学生の本音、いわば教員にとって耳に痛い情報も得ることができており、また、建設的な批判を受けて授業・教育方法の改善に活用している。

また、個々の科目レベルでは、担当教員にアンケート結果に対する所見作成を義務付けていることによって、その結果を周知し、授業改善の資料として利用されている。

そのほか、院生会の代表との懇談会も、学生の声を直接に聞くことができる貴重な機会であり、率直な意見交換が行われている。

今後の課題としては、授業評価アンケートの結果を、各科目担当教員に通知するだけでなく、法務研究科委員会においても回覧し、これをもとにFD活動を積極的に行うことを検討している。

3 自己評定

A

4 改善計画

授業評価アンケートの結果を、法務研究科委員会において全教員が回覧し、FD活動に役立てることとしたい。

第5分野 カリキュラム

5-1 科目構成(1) <科目設定・バランス>

1 現状

(1) 開設科目

本研究科の科目群の構成は次のとおりである。各科目群の具体的な科目は、「2012年度法務研究科履修要項」³⁸の授業科目表に示されている。

	開設 科目数	単位数	うち必修 科目数	うち必修 単位数
法律基本科目群	33	66	33	66
実務基礎科目(必修)群	4	8	4	8
基礎法学・隣接科目群	7	14	2	4
実務基礎科目(選択必修)群	4	8	1	2
実務演習科目(選択)群	2	4		
展開・先端科目群	25	50		
発展演習科目群	5	10		
特別演習科目群	7	14		

(2) 履修ルール

実務基礎科目については、2012年度から同科目群の「模擬裁判(民事)」、「同(刑事)」、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」を選択必修科目として、この科目群のみで必修10単位以上が確保されている。なお、2012年度までの選択科目制のもとにおいてもほとんどの学生がいずれかを履修しており、実務基礎科目10単位の履修は実質的には行われていた。

2011年度修了生56名の実務基礎科目の単位修得数の平均は、10.46単位/人であり、平均で10単位を上回っている。

2010年度修了生58名の実務基礎科目の単位修得数の平均は、10.38単位/人であり、同じく平均で10単位を上回っている。

基礎法学・隣接科目は選択必修として4単位の履修を義務付け、これのみで4単位以上の履修が確保されている。

実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の合計については、実務基礎科目10単位、基礎法学・隣接科目4単位が前記のように必修であるから、展開・先端科目については19単位以上確保することになるところ、選択科目については、20単位の履修を義務付けて確保している。

2011年度までは、選択科目について24単位の履修を義務付け、そのうち展開・先端科目以外には履修制限を設け(実務基礎科目4単位、特別演習

³⁸ 資料A3

科目 2 単位)、展開・先端科目の履修を確保していた。

(3) 学生の履修状況

	未修者コース(*)	既修者コース
法律基本科目	57.9	58.0
実務基礎科目	10.5	10.3
基礎法学・隣接科目	6.8	5.7
展開・先端科目	21.2	21.8
4科目群の合計	96.4	95.8

*未修者のうち1名は法律基本科目の修了要件単位が56単位のカリキュラム適用者

(4) 特に力を入れている取り組み

開設科目は、効果的な教育にはどのような科目が適切かについて常に検証を重ねてきており、2012年度の大規模な改訂は、そのような検証の産物である。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

授業科目は、4科目群の全てについて開設されている。

学生の履修については、各科目群の学年配当と、適切な履修上限の設定により、偏りなく適切な履修が確保されている。また、必修科目については、自動登録の制度をとっており、学生の意思や都合にかかわらず必ず履修することが制度上担保されている。

修了要件単位の割り振りによって、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏らないための適切な配慮がされている。

3 自己評定

A

4 改善計画

2012年度から新たなカリキュラムが始まるので、現在のところはない。

5-2 科目構成(2)〈科目の体系的性・適切性〉

1 現状

(1) 科目開設の体系的性

ア 体系的性に関する考え方、工夫

法曹としての基礎を修得させるため、本法科大学院では、基礎知識の修得、その応用・発展、理論と実務との架橋、総合的な学修による知識の定着・深化という枠組みに従って体系的に科目を配置している。すなわち、1年次には、憲法、民法、刑法及び訴訟法の基礎知識の修得をめざす科目、2年次以降においては、順次、その他の基本科目である行政法、商法を含めて、基礎知識の応用・展開・発展をめざす科目群を配置することを原則としている。

(ア) 公法系科目

公法系科目では、法律基本科目として、1年次前期に「憲法(1)」、同後期に「憲法(2)」、2年次前期に「公法演習(1)」(憲法の演習科目)、「行政法(1)」、同後期に「行政法(2)」、3年次前期に「公法演習(2)」(行政法の演習科目)、同後期に「公法演習(3)」(憲法・行政法の総合演習科目)、また展開・先端科目の選択科目として、「憲法の現代的課題」と「行政法の現代的課題」を配置し、2年次または3年次に配当して履修可能としている。

また2012年度からは、3年次において履修可能な発展演習科目(選択科目)として「公法発展演習」を新たに開設し、さらに2014年度からは、1年次において履修する「公法基礎演習」(必修科目)を開設する予定である。

(イ) 民事系科目

民事系科目では、法律基本科目として、1年次前期に「民法(1)～(3)」と「民事法基礎演習(1)」を展開し、民法(財産法)の基本的事項を学ぶとともに、民事法基礎演習では、判例を事案から読み、より深く考える力を養っている。また、同後期には、「民法(4)」(債権総論)、「民法(5)」(家族法)、「民法(6)」(契約法)を展開し、前期に引き続き、「民事法基礎演習(2)」で、民法の考え方を体系的に学ぶことができよう配慮している。さらに、後期には、「民事手続法概説」を置いている。また、2年次前期には、「民事法演習(1)」が民法の事例演習を行い、「民事法演習(5)」では、民事手続法と並行して、要件事実の基礎を扱う。また、2年次後期の「民事法演習(3)」は、民法の判例を深く検討し、「民事法演習(2)」は民事手続法を扱

い、「民事実務の基礎」では理論と実務の架橋を図る。そして、3年次には、「民事法演習（4）」（商法）と「民事法演習（6）」（総合演習）が展開され、民事法全体のまとめとなっている。

2012年度からは、3年次後期には、「民事法発展演習」を選択科目として新設し、民法や民事手続法の体系を身につけさせることを目指している。

（ウ） 刑事系科目

刑事系科目では、法律基本科目として、1年次前期に「刑法（1）」と「刑法（2）」、同後期に「刑法（3）」、「刑事手続法概説」、2年次前期に「刑事法演習（1）」（刑法中心）、「刑事手続法」（概説の応用・発展）、同後期に「刑事法演習（2）」（刑事訴訟法中心の演習科目）、3年次後期に「刑事法演習（3）」（刑法・刑事訴訟法の理論と実務の総合演習）、また実務基礎科目として3年次前期に「刑事実務の基礎」を配置し体系的な学修を可能としている。

そして、基礎法学・隣接科目の選択科目として、全体の入門・概観的な役割も果たす「刑事政策」を配置して1年次または2年次の前期においても履修可能とし、また展開・先端科目の選択科目として応用的側面の強い「少年法」と「経済刑法」を2年次または3年次の後期に履修できるように配置し、さらに実務演習科目の「刑事実務演習」を3年次後期の選択科目として配置している。

また、2012年度から、「刑事法発展演習」、「刑事法の現代的課題」も同様に選択科目として開講している。

イ 関連科目の調整等

関連科目については、上記アに記したように、理論系科目・実務系科目につき講義系科目と演習系科目を配置して、基礎から応用へ、そして発展へと段階的に学修できるようにし、また理論と実務の架橋、関連科目相互の総合的学修へと効率的学修が可能となるように適切に調整して配置している。

（2） 科目開設の適切性

ア 法曹像等との適合性

本法科大学院では、「1-1 法曹像の周知 1 現状 （1）養成しようとする法曹像」で記したような法曹養成を目的としているが、科目開設にあたっては、「特定の専門領域に特化した法曹ではなく、ジェネラリストとしての法曹を養成しようとする事」が、ひいてはいかなる新たな状況が出現しても対応できるようになると考えている。

したがって、科目は、憲法・民法・刑法・行政法・商法・民事手続法・刑事手続法という基幹的な科目について十分な知識と負う能力が培われるように重点をおいて開設している。

(3) 特に力を入れている取り組み

科目開設の適切性については、常時検証されており、その成果は2012年度のカリキュラム改訂に反映されている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

体系性の確保と効率的な学修を徹底するため、当初は、先修制を導入していたが、この制度は、不合格者の再履修等を確保しようとする科目の配置が複雑になること、カリキュラム改訂が困難になることなどから、2007年度に廃止した。しかし、不合格とならない大半の学生には、開講科目の年次・学期の配置によってその趣旨は確保されている。FD活動による検討の結果、カリキュラム改訂は何度か行われているが、科目の体系性や効率的な学修の確保は常に意識されている。

したがって、カリキュラム展開については、その開設状況および時間割編成の両面において、体系性、適切性の点で問題はない。

3 自己評価

A

4 改善計画

新カリキュラムについては、FD委員会、研究科委員会等でその内容の検証を恒常的に行い、適宜カリキュラムの改訂を行っていく予定である。

5-3 科目構成(3)〈法曹倫理の開設〉

1 現状

(1) 法曹倫理を教育内容とする科目の設置状況

事例を提示することなどを通して主として弁護士についての法曹倫理を講じながら裁判官・検察官倫理等も講じる「法曹倫理」(2単位)を2年次前期に実務基礎科目の必修科目として設置している。

(2) 特に力を入れている取り組み

理解を深めるために、法曹が日常の業務の中で体験する種々の問題の解決方法について討議するという手法を用いている。

(3) その他

特になし。

2 点検・評価

法曹倫理の内容には、必要事項が含まれており(「2012年度法務研究科履修要項」参照³⁹)、必要な講義内容は確保できていると思われる。

3 自己評定

合

4 改善計画

特になし。

³⁹ 資料 A3 185・186p

5-4 履修（1）〈履修選択指導等〉

1 現状

（1）履修選択指導についての考え方

必修科目・履修上限単位数等の制約から履修科目の選択の余地は必ずしも広くない。しかし、その中で、各自のめざす方向性に対応した体系的・効率的な学修になるべく有効となるように履修科目の選択を行うようにガイダンス等の機会を通して指導している。

（2）学生に対する指導や働きかけ等の工夫

ア オリエンテーション，ガイダンス等

4月に入学者、在学者に対するガイダンスをそれぞれ実施し、履修全般の注意事項と選択科目の内容の紹介、履修の適期等について説明するほか、教員が学生の相談に応じる履修相談コーナーも設けている。また、法務研究科事務室においても、適宜相談に応じている。

イ 個別の学生に対する履修選択指導

指導教授制を通じて履修選択についてのアドバイスをしている。

ウ 情報提供

履修要項には、「1. 市民的法曹をめざす履修モデル」、「2. 裁判官・検察官をめざす履修モデル」、「3. 渉外法務をめざす履修モデル」の3履修モデルの例を示すことによって、学生が適切に履修科目を選択する際の参考となるようにしている⁴⁰。

エ その他

時間割の作成において、必修科目が特定の曜日に集中しないようにし、また、学生の履修科目の選択の幅がなるべくひろくなるように工夫している。

（3）結果とその検証

ア 学生の履修科目選択の状況

履修科目選択の状況は別添資料「教室定員・履修者人数表」⁴¹が示すとおりである。

イ 検証等

⁴⁰ 資料 A3 80・81p, 94・95p, 108・109p

⁴¹ 資料 A19

履修者数、成績の合否については、教員間で情報を共有するように努めている。選択はほぼ適切に行われていると思われる。

(4) 特に力を入れている取り組み

ガイダンス時における履修相談、指導教授制を通じた個別面談を通じて、適切な履修選択が行われるように努めている。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

「履修選択指導」は適切になされている。

本校のように、定員の少ない法科大学院においては幅広い選択科目を用意することは困難である。そこで、開設科目を絞り込んで、科目系ごとに最適任と判断した講師への依頼を行なって現在の陣容を確保し、学生に対して科目の特徴等について周知し履修科目の選択について参考となる情報提供に努めている。今後もさらに教員陣容の充実と適切な履修選択指導に努めたい。

3 自己評定

A

4 改善計画

FD 活動等を通じて、より適切かつ効果的な履修選択指導の内容を高めていくことにしたい。

5-5 履修(2) <履修登録の上限>

1 現状

(1) 各学年の履修科目登録の上限単位数

1単位の授業時間45分、1回当たり2時間(90分)、15回の授業を2単位とするのが基準となっている。

履修登録の上限は、1年次36単位、2年次36単位、3年次44単位となっている。

(2) 無単位科目等

選択科目で、模擬裁判(刑事)、同(民事)を両方履修した場合は1科目のみが修了要件単位となるので、他方は履修単位に算入されない。

2011年度にこの双方を履修した者は、0名であった。

(3) 補習

2011年度の補習実施状況は、学期ごとに次のとおりである。

2011年度前期(1時間=90分)

科目名	担当	時間数
公法(1)	渋谷	3
民法(2)	難波	1
刑法(1)	和田	1
刑事実務の基礎	藤宗・廣瀬・水上	1
商取引と法	松井	2

2011年度後期

科目名	担当	時間数
民法(4)	野澤	2
刑法(2)	島田	1
商法(2)	松井	3
民法基礎演習(2)	難波	1
刑事手続法概説	廣瀬	1
民事法演習(4)	松井・水上	2
刑事法演習(2)	藤宗	2
刑事実務演習	廣瀬・水上	1
現代の行政争訟	神橋	4
経済法特別演習	岡田	4

すべて任意参加であり、強制参加の補習は実施していない。

(4) 特に力を入れている取り組み
特になし。

(5) その他
特になし。

2 点検・評価

学生の自学自修を阻害しないように各年次の履修登録の上限は厳守している。

3 自己評価
A

4 改善計画
特になし。

第6分野 授業

6-1 授業

1 現状

(1) 授業計画・準備

ア 法科大学院として各科目の授業計画に共通して求めている工夫

本法科大学院では、シラバスに「科目のねらい」及び「授業の概要」の各記載欄を設け、「科目のねらい」欄において、当該授業の対象・範囲のほか、カリキュラム上の位置づけや、大まかな達成目標を示し、「授業の概要」欄において、各回の授業内容の概要を明らかにしている。

イ シラバスの配布時期

本法科大学院では、各年度開設科目全部のシラバスを履修要項に記載し、これを、新入生には入学前の3月下旬に郵送し、在学生には新学期開始前の4月初旬に学内で配布している。

ウ シラバスと実際の授業との乖離の状況

シラバスと実際の授業とが乖離があると認められる科目はない。

ただし、商法(1)の担当者から、東日本大震災の影響で授業期間の途中に定期試験が行われた関係で、定期試験に合わせて若干順番を組み替えて授業を実施したとの報告を受けている。この点については、2011年度は、東日本大震災の余震のおそれから、授業の開始が通常より1か月遅れたため、本法科大学院では、授業回数を確保するため、前期の授業を9月上旬まで行ったが、本学全体は例年どおり7月下旬で授業を終了して定期試験を実施したため、全学一元のコンピュータシステムの下で成績評価を行っている本法科大学院は、定期試験は学期途中に行わざるを得ず、そのため、例外的に、シラバスに記載された授業の順序や内容を調整した科目は他にもあったと考えられる。

また、商法(2)の担当者からは、授業時間が足りなかったために、一部については補習授業を行っているとの報告を受けているが、15回の授業時間で不足した部分や、定期試験の解説のために、補講や補習を行った科目も他に少なからず存在する。

エ 授業準備としての工夫

- ① 次のとおり、早期に、最終回までの授業予定を知らせる工夫をしている科目がある。

第1回の授業前に、公法(1)・(2)、公法演習(1)では、最終回ま

で毎回扱う課題と教材との対応を示した課題集を配布している。民法基礎演習（１）・（２）、民法（１）・（２）では、最終回までの毎回のレジュメを配布している（なお、民法（２）は、2011年度においては、前半についてだけ、第１回授業前に各回のレジュメを配布した。）。刑事手続法概説では、授業の具体的課題・予定、予習の指示、勉強の心構え、成績評価の基準等について記載した書面を配布している。刑事手続法では、授業の具体的課題・予定の一覧表を配布して、教科書の予習頁、課題判例等を明示している。

第１回授業時に、民法（４）、民事法演習（１）では、最終回までの毎回のレジュメを配布している。商法（２）では、より詳細な授業の目次を配布している。

第２回目授業時まで、民事法演習（２）では、全回にわたるレジュメを各担当の学生に作成させ、レジュメ集として配布し、その後、各授業の直前までにその改訂版を提出させ、授業の予習に供している。なお、後記（３）で述べるように、各回の授業後、授業での討論を反映したレジュメを学生に作成させ、添削している。

② 次のとおり、教材やレジュメを工夫している科目がある。

刑法（１）では、比較的自学自修しやすい教材を使用している。

民事手続法では、授業の解説的な部分（判例・学説など教科書的内容の補充）については、講述内容をほぼ再現した詳細なレジュメ（原稿）を事前に公開して、予習の便宜を図っている。民事法演習（２）では、レジュメを担当する学生が事前に面談を求めれば、これに応じて助言を与えている。

③ 次のとおり、その他の工夫をしている科目がある。

公法演習（１）、民事法演習（５）では、予め質問事項を配布して、効果的に予習ができるようにしている。刑事法演習（１）では、教材に用いる判例を予め配布し、３人一組で報告者を決め、報告の仕方について、最初の担当者には概括的に調査・報告の要領を教示し、報告の概要も事前に確認して演習が有効に進められるようにしている。

（２）教材・参考図書

次のとおり、シラバスに記載されていない教材を使用している科目がある。

- ① 商法（１）は、時事的な素材、例えば新聞記事、有価証券報告書等企業の開示資料を配布している。
- ② 刑事手続法概説と刑事手続法では、新判例や法改正等については、随時、参考文献・資料等を配布している。
- ③ 民事法演習（４）では、レポート課題に、若干、シラバスに記載のな

い資料を添付することがある。

- ④ 民法法演習（6）では、各回の担当教員がオリジナルの問題を作成している。
- ⑤ 刑事法演習（1）では、課題の判決・決定の写しを配布している。
- ⑥ 刑事法演習（2）では、必要に応じて、個別資料を配付している。
- ⑦ 刑事法演習（3）では、相当長文の検討用の事例を作成して配布している。

（3）教育支援システム

次のとおり、本学のオンライン授業システム「CHORUS」又は「TKC」の教育支援オンラインシステムにレジюме等の資料を掲示し、ダウンロードして利用できるようにしている科目がある。

- ① 民法（3）、民法（5）は、「TKC」に、レジюмеを各回の授業前に掲示している。
- ② 商法（1）は「CHORUS」に、レジюмеを各回の授業前に掲示している。
- ③ 公法（2）は、「CHORUS」に、学期開始前に、全回分のレジюмеを掲示している。
- ④ 民事手続法は、「CHORUS」に、レジюмеを各回の授業前に掲示している他、小テストの範囲やその解答・解説を掲示している。
- ⑤ 民法法演習（2）では、「CHORUS」に、レジюмеを各回の授業前に掲示している他、各回の授業後、授業での討論を反映したレジюмеの添削と改訂版を掲示している。
- ⑥ 民法法演習（3）では、「TKC」に、授業中に行う質問項目の一部を掲示している。
- ⑦ 刑事法演習（2）では、授業の終了時に次週又は次々週のレジюмеを配布しているが、そのレジюмеに訂正や追記がある場合に、その内容を「TKC」に掲示している。
- ⑧ 刑事法演習（3）では、必要に応じて、「TKC」で、予習指示や連絡を行っている。

（4）予習教材等の配布

- ① 第1回授業前後の段階で、全回分のレジюмеを配布している科目
前記(1)のとおり
- ② 2週間前に資料を配付している科目
民法法演習（4）（ただし、レポート課題）
- ③ 1週間前に資料を配付している科目
商法（2）、刑法（2）、民法法演習（3）（ただし、判例資料・調査官解説）、刑事法演習（2）、刑事法演習（3）

- ④ 3～5日前に資料を配布している科目
商法（1）
- ⑤ 2～3日前に配布している科目
民法（3）、民法（5）、民事手続法
- ⑥ 授業当日に配布している科目
刑法（1）、刑事手続法概説、刑事手続法、民事法演習（3）（ただし、授業中の質問項目）、民事法演習（5）、民事法演習（6）、刑事法演習（1）
- ⑦ 授業後に配布している科目
公法演習（2）、公法演習（3）

（5）授業の実施

ア 教育内容

本法科大学院の開設科目の概要は、次のとおりである。なお、各科目の授業内容は、シラバスを参照されたい（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁴²）。

① 法律基本科目

法曹三者に共通の基本的法律知識を培う基礎的な授業を行う科目として、法律基本科目が置かれている。

法律基本科目としては、まず、講義科目として、公法（1）・（2）、民法（1）～（5）、商法（1）・（2）、民事手続法概説、民事手続法、刑法（1）・（2）、刑事手続法概説、刑事手続法が開設されている。これらの講義科目は、民事手続法及び刑事手続法は2年次配当であり、その他は1年次配当である。

なお、2012年度より、公法（1）を憲法（1）と名称変更し、憲法（2）を新設、公法（2）を行政法（1）と名称変更し、行政法（2）を新設している。配当年次は、憲法（1）・（2）を1年次とし、行政法（1）・（2）を2年次としている。商法（1）・（2）も2年次配当に変更している。これに伴い、民法（6）、刑法（2）を新設し（従来の刑法（2）は刑法（3）に名称変更）、1年次の法律基本科目の充実を行った。

次に、演習科目として、民事法基礎演習（1）・（2）、公法演習（1）～（3）、民事法演習（1）～（6）及び刑事法演習（1）～（3）が開設されている。民事法基礎演習（1）・（2）は1年次配当、公法演習（2）・（3）、民事法演習（4）・（6）及び刑事法演習（3）は3年次配当、その他は2年次配当である。

講義科目では、主として体系書を教材として基礎理論の講義がなされ、演習科目では、主として判例集やケースブックを教材として判例演習や

⁴² 資料 A3 114～284p

事例研究がなされている。

これら法律基本科目は、3年標準型と2年短縮型が併存する2年次以降の配当科目は2クラスに分けて授業が行われており、全科目について、30名から40名程度の履修者数が確保されている。なお、民事法基礎演習(1)・(2)は3年標準型のみが履修する1年次配当の科目であるが、この科目も2クラスに分けて授業が行われており、20名程度の比較的少人数の演習で、民事法の導入部のきめ細かい授業が行われている。

② 実務基礎科目 (必修)

必修の実務基礎科目として、2年次に法曹倫理が、3年次に法文書作成及び民事実務の基礎、刑事実務の基礎が開設されている。なお、2012年度から民事実務の基礎は2年次開講に変更されている。

これらの科目では、事件記録その他の実務教材を使用して、実務を修得する授業が演習形式で行われている。

これらの科目も2クラスに分けて授業が行われ、30名から40名程度の履修者数が確保されている。

③ 選択科目

選択科目では、講義科目として基礎法学・隣接科目(選択必修)、展開・先端科目が開設されており、演習科目として実務演習科目と特別演習科目が開設されている(2012年度から発展演習科目も開設する。)。また、臨床科目として、民事・刑事の各模擬裁判とエクスターンシップ、リーガルクリニックが開設されている。

選択科目の受講者数は、講義科目に、一部50名を越えるものもあるが、大半は30名以内である(「教室定員・履修者人数表」参照⁴³)。

イ 授業の仕方

(ア) 各回の授業の達成目標を事前に明示しているか

商法(1)、刑法(2)、刑事手続法概説、刑事手続法、刑事法演習(2)及び刑事法演習(3)の各担当者は、授業の達成目標を事前に示していると回答しており、民事手続法では、「コアカリキュラム」の項目をレジユメの冒頭に引用して、各授業の民訴法体系における位置付けを明らかにしているが、他の科目においても、特別に「授業の達成目標」として明示してはいないにしても、シラバスやレジユメ、授業の中で、達成目標を示しているものと考えられる。

(イ) 双方向・多方向の議論をする等で考える機会を設けているか。

双方向・多方向授業は、ほとんどの科目で、意識して行っているが、その実施程度は、授業の一部に留まっているものも多い。

⁴³ 資料 A19

ウ 学生の理解度の確認

- ① 中間テストや小テストを行っている科目
民法基礎演習（１）・（２）、民法（１）～（５）、民事手続法、
刑事手続法、刑事手続法概説、民事法演習（１）・（３）～（６）、
刑事法演習（１）～（３）
- ② 課題を与えている科目
商法（１）、刑法（２）、民事法演習（２）
- ③ レポートを提出させている科目
商法（１）、民事法演習（４）
- ④ 他の方法で理解度を確認している科目
商法（２）レジュメに質問を設け、授業で発言させて理解度を確認
公法（２）授業の最初に前回の授業の内容について質問して確認

エ 授業後のフォロー

各科目とも、授業後やオフィスアワーに質問を受け付けて対応しているが、その他、次のような特別の取り組みをしている科目がある。

- ① テストの答案を採点・コメントを付し返却している科目
民法基礎演習（１）・（２）、民法（１）・（２）、刑事手続法概
説、刑事手続法、民事法演習（３）、（６）、刑事法演習（１）～（３）
- ② 期末試験後、希望者と面接して試験問題について説明している科目
民法（３）・（５）、商法（１）

オ 出席の確認

いずれの科目も、出席票の提出、点呼、座席表との対照等により、出席を確認している。なお、授業時間冒頭にテストを行う場合には、答案の提出で出席を確認することもある。

少人数で教員のほとんどが学生の顔・名前を把握しているため、出欠確認は充分行われている。

カ 授業内の特徴的・具体的な工夫

- ① 商法（１）では、会社関係書類、特に定款、株主総会通知、議決権行使書面、参考書類、計算書類、事業報告書等をスクリーンに投影して開設している。
- ② 刑事手続法概説、刑事手続法では、パワーポイントを利用している。
- ③ 民事法演習（５）では、司法研修所作製の「民事訴訟第１審手続の解説」のビデオテープを数回に分けて試聴させながら、訴訟手続の

解説を行っている。

キ 対象学年にふさわしい授業の工夫

前記アのとおり、3年標準型の1年次に公法・民法・刑法・商法の法律基本科目の講義科目を配置して公法・民事・刑事の各実体法の基礎力を養い、さらに民法については、民法基礎演習（1）・（2）という少人数の演習科目で民法（1）～（4）の講義科目をフォローアップしている。

民事・刑事の手続法の講義科目については、3年標準型の1年次に民事手続法概説・刑事手続法概説を置いた上、2年次にも民事手続法・刑事手続法を置いて、3年標準型の手続法の理解を深めるとともに、2年短縮型の講義科目による手続法修得の助けとしている。

これら法律基本科目の講義科目は、法科大学院での法曹養成教育の基盤となる基本的法律知識を培う科目として位置付けられている。

法律基本科目の演習科目は、公法・民事・刑事とも、原則として2年次に配当し、公法演習（3）・民事法演習（6）・刑事法演習（3）という各科目のまとめとしての総合的な演習を3年次に配置している。

実務基礎科目は法曹倫理のみ2年次配当であるが、その他の科目は、必修・選択とも3年次配当として（民事実務の基礎は2012年度から2年次後期）、法律知識を修得した上で、法律実務を学ぶ形になるようにしている。

これら法律基本科目の演習科目と実務基礎科目は、学生の法律的素養を深め、これを法律実務に適用していくスキルとマインドを培う科目として位置付けられており、法科大学院の法曹養成教育の正に中核をなすものである。

選択必修科目のうち基礎法学・隣接科目は、法社会学と比較法原論は2年次・3年次配当であるが、その余は1～3年次配当として、選択の余地を広げている。

選択科目のうち展開・先端科目は2年次・3年次配当として、基本的法律知識を身につけてから履修させようとしている。

実務演習科目・特別演習科目・発展演習科目は、3年次配当として、法律基本科目をほぼ修得した後の発展的科目として位置付けている。

これら選択科目は、上記法律基本科目及び実務基礎科目を基礎付け又は発展させて、法曹としての奥行きを広げる科目として位置付けられており、法律基本科目と実務基礎科目を中心に学びながら、各人が志向する法曹像に応じて必要な科目を選択できるよう、配置されている。

以上のとおり、本法科大学院のカリキュラムは、授業のレベルが対象学年に相応しいものとなっているといえる。なお、2012年度から一部の科目の配当年次の変更、1年次の法律基本科目の増設をしているが、基本的な考え方に変更はない。

(6) 到達目標との関係

ア 授業計画・準備及び実施が、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものとなっているかどうか

授業の予習指示は、各科目とも、シラバスの記載が各回の授業内容を具体的に明示するものとなっている上、より具体的な指示をしている科目も少なからずあり、予習範囲は十分に明確になっているといえる。

到達目標の明示は、これを特別に行っている科目は少ないが、大半の科目が、レジュメを事前に配布しており、そのレジュメによって到達目標の把握は可能であると考えられる。なお、レジュメを授業当日配布する科目においても、シラバスや授業内の説明等によって、到達目標は把握できると思われるが、これを学生により理解させ、授業の効率を上げるためには、もう少し意識的に理解させる何らかの方策を施す必要はあろう。

本法科大学院で開設されている科目の授業内容は、いずれも法曹養成教育に相応しいものであり、各科目が法曹養成としての明確な位置付けの下で配置・展開されており、法科大学院教育として適正なものといえる。また、各科目の受講者数も、最適とはいえないまでも、適正範囲を逸脱してはいない。

授業の実施については、双方向授業・多方向授業も、科目間で程度の差はあれ、行われているが、授業に特徴的な工夫を取り入れている科目は少ない。

ただ、法科大学院における法曹養成教育においても、その中核をなす教育方法は、講義における解説や演習における討論であって、本法科大学院の各科目の授業は、丁寧な板書や詳細なレジュメ、研究者と実務家の共同授業等によって、その授業内容は極めて充実しているものといえる。

学生の理解度の確認は、多くの科目で、中間テストや小テストを実施する等して比較的よく行われているといえる。

授業後のフォローは、一部の科目で、テストの答案を採点したりコメントを付したりして返却している他は、授業終了後やオフィス・アワーで質問を受けるといった一般的な対応に留まっており、際だった積極的な工夫があるとはいえないが、本法科大学院は、少人数教育の中で、教員が、総じて、学生の個別的な質問や相談にきめ細かく応じることが多く、法曹養成教育としての内実は十分に誇れるものになっている。

以上の諸点に鑑みれば、本法科大学院では、総体として適切な授業が浸透しているものと考えられる。

イ 授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択がどのように行われているか、また、その選択の考え方や自学自修の方法を学生にどのよ

うに伝えているのか

授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の選択は、「コアカリキュラム」を参照している科目もあるが、各科目の担当教員のほとんどは、各自で、授業時間との兼ね合いから、各科目の対象となる事項の優先順位を判断しつつ、授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分の切り分けをしているのが実情であるが、これは、本法科大学院に限らないことであろう。

上記の選択の考え方や自学自修の方法については、ガイダンスで自学自修の重要性を伝えているほか、各科目の担当教員がシラバスや授業、オフィス・アワー等を通して、学生に伝えている。

ウ 授業外で自学自修を支援するための体制

授業外で自学自修を支援するための体制としては、法務講師も含む全教員が原則週1時間のオフィス・アワーを設けて、勉強の仕方や内容に関する質問に対応する体制を整え、また、2年次以上の学生全員に指導教授を定めて、勉強の仕方を含む学生生活全般の相談に応じる指導教授制をとっているほか、学生が自主的に組織するゼミに、要望に個別的に応じて参加して指導する教員も少なからずいる。

エ ア～ウが適切に機能しているかどうかの検証

ア～ウの検証は、第4分野の「4-1 FD活動」に記載されているFD委員会と拡大FD委員会において行われている。

(7) 特に力を入れている取り組み

特になし

(8) その他

特になし

2 点検・評価

(1) 授業準備については、授業計画は、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものになっているといえるが、授業で取り上げる部分と自学自修に委ねる部分が適切に選択されているかについては、各授業の担当教員の判断に委ねられているが、シラバス、レジюме、授業評価アンケート等から見る限り、実際には、ほぼ適切な選択がなされているといえよう。

シラバスは、履修要項の配布によって事前に適切に提供されており、学生が十分に準備した上で授業に臨むことができる状態になっている。

予習教材としてのレジюмеや資料は、大半の科目で、事前に適切に提供さ

れており、学生が十分に準備した上で授業に臨むことができる状態になっている。なお、授業の当日配布する科目、授業後にレジュメを配布している科目もあるが、これらの科目は、授業の緊張感を保つため、或いは、自分でノートをとることも重要な法曹としての訓練と考えてのことであって、いずれの科目も、シラバスで十分に授業準備が可能になっているからであり、不適切な措置とはいえない。

ただし、授業の到達目標の告知については、多くの科目ではレジュメでこれを行っているといえるので、事前にレジュメを配布しない科目は、この点について、何らかの方策を施す必要はあるものといえる。

教材や参考図書は、法科大学院教育に相応しいものが作製又は選定されているといえる。

(2) 授業の実施については、授業内容が、法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえたものになっているものといえるが、どの部分を授業で取り上げ、どの部分を自学自修に委ねるかの考え方及び自学自修の方法の学生への明確な伝達については必ずしも十分ではないと考えられる。

(3) 授業の方法は、講義形式・演習形式、共同授業、事例発表等の方法が教育内容に応じて適切に採用されているが、双方向授業・多方向授業は、大半の科目で取り入れてはいるものの、未だ十分な展開はなされていないといえる。

1年次、2年次、3年次への授業の工夫は、各科目個別のものとしてよりも、法曹養成教育全体の視野の中で、適切に科目を配置することで、無理なく行われている。また、適切な履修者数も、一応確保されており、履修者に応じた内容の授業が行われているといえる。

授業の理解を確かめる工夫は、中間テスト等で比較的積極的になされており、出席の確認も適切に行われている。

フォローアップ体制は、制度的には、指導教授制及びオフィス・アワーで確保されているが、本法科大学院では、少人数教育の利点を生かした教員の学生に対する懇切丁寧な指導が日常行われていることに特色があり、実質的なフォローアップ体制は、極めて充実しているといえる。

3 自己評定

A

4 改善計画

3年標準型の1年次の公法(憲法・行政法)・民法・刑法の履修の充実と1年次の学修範囲の負担軽減、2年短縮型の商法・行政法の知識充実という2

つの見地から、2012年度から前述のようにカリキュラム変更を行っている。
主なものは以下のとおりである。

行政法（１）（旧「公法（２）」） １年次後期から２年次前期

商法（１） １年次前期から２年次前期

商法（２） １年次後期から２年次後期

民事実務の基礎 ３年次前期から２年次後期

公法演習（２） ２年次後期から３年次前期

公法演習（３） ３年次前期から３年次後期

民事法演習（４） ２年次後期から３年次前期

6-2 理論と実務の架橋（1）〈理論と実務の架橋〉

1 現状

（1）「理論と実務の架橋」の意義のとらえ方

法科大学院は法曹養成を目的とする専門職大学院であるから、そこで行われる授業は、いずれも、多かれ少なかれ「理論教育と実務教育との架橋」となる性質を有するべきものといえる。しかしながら、法科大学院の法曹教育においては、司法研修所の実務教育に連なる教育過程として、特に、①理論教育の中で実務への方向性を示す授業が行われる科目、②理論と実務との結び付きを示す授業が行われる科目、③実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業が行われる科目として位置づけられる科目を設置することが必要であり、これらの科目の授業は、「理論と実務の架橋を目指した科目」であることを明確に意識して実施されなければならないと考えている。

そして、その実際の取り組みは、教員、教材、授業内容（理論教育の実務的検討・実務教育の理論的検討）の他、研究者教員と実務家教員の相互理解と連携等から多面的に構築される必要がある。

この「理論と実務の架橋を目指した授業」についての認識は、前回の法科大学院自己点検・評価によって明確にされて、各教員の共通認識になった他、毎年の授業計画の中で、各科目の配置及び相互関係が再認識されて、深化されている。

（2）授業での展開

本法科大学院においては、民事系では、民事法基礎演習（1）・（2）、民事法演習（1）・（3）～（6）、民事実務の基礎、法文書作成及び模擬裁判（民事）が、刑事系では、刑事法演習（1）～（3）、刑事実務の基礎及び模擬裁判（刑事）が、「理論教育と実務教育との架橋」となることを明確に意識して授業を行っている。

ア 民事系

（ア）理論教育の中で実務への方向性を示す授業

民事系の科目では、民事法基礎演習（1）・（2）、民事法演習（1）・（3）・（4）が、理論教育の中で実務への方向性を示す授業である。

これらの授業は、事前の綿密な準備を経て、授業全体の内容を把握した研究者教員と実務家教員が毎回の授業に同席し、まず、実務家教員が、当事者がどのような主張をしているか、何故そのような主張をしたのかを要件事実を念頭に置きつつ検討させて事案整理を行い、その後研究者教員が最高裁の理論構成、考え方、結論の妥当性について考えさせている。

(イ) 理論と実務との結び付きを示す授業

理論と実務との結び付きを示す授業として、民事法演習（5）が置かれている。

民事法演習（5）では、前半で、司法研修所の「問題研究 要件事実」を教材として、要件事実の基本を学ばせた後、司法研修所の「民事訴訟第1審手続の解説」とそのビデオテープを教材にして民事訴訟第1審の訴え提起から判決言渡しまでを概観させている。

この授業は、元裁判官の実務家教員が、「民事訴訟第1審手続の解説」の事件記録とビデオテープに即して、その民事訴訟法的基礎や要件事実を見ていくものである。この授業は、それまで学生が身に付けてきた民事実体法・手続法の知識を、その後、開講される民事実務の基礎に結びつけることを意識して展開されている。

(ウ) 実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業

a 民事実務の基礎

この科目は、元司法研修所所付の弁護士である実務家教員が事件の受任、訴状・答弁書起案等の演習を行い、裁判官出身の実務家教員が、市販の事件記録教材に従って、第1回口頭弁論から判決に至るまでの裁判官の訴訟運営を演習形式で学修させ、最後に、弁護士の実務家教員が、保全・執行の問題演習を行っている。

この科目は、裁判官と弁護士それぞれの立場から、訴訟を中心とする民事紛争をいかに処理すべきかを学ばせるものであるが、元裁判官と元研修所所付の教員が担当者であることから、単なる実務のノウハウを伝授するというものではなく、常に、その実務が、どのような実体法や訴訟法の理論に裏付けられているのかを考えさせるような内容のものになっている。

b 法文書作成

この科目は、法文書を作成することを通して、法律問題を把握し、その解決を考える科目である。その授業は、各学生が契約書、内容証明郵便、法律意見書を起案した上で、元司法研修所所付の弁護士である実務家教員が、これに検討を加えながら進められるが、その際、文書の記載内容の理論的な検討も十分に加えている。

c 模擬裁判（民事）

この科目は、学生に裁判官役、原告代理人役、被告代理人役、本人役、証人役をそれぞれ配役して、事件記録教材に基づき、争点整理以降判決までの模擬裁判を5日間にわたって行うものである。

この科目では、元司法研修所所付の弁護士である実務家教員が総指揮を執り、元裁判官の実務家教員が裁判官役の相談役となり、2名の元

司法研修所所付の弁護士である実務家教員が1名ずつ原・被告代理人の相談役となって、随所で学生にアドバイスを与えながら訴訟手続を進めさせ、毎日最後に、各教員がその日のコメントを行うという形で授業が行われている。

そして、この授業においても、常に模擬裁判の訴訟経過や自らの訴訟活動を、要件事実や民事訴訟法に照らして検討させており、実務の理論的裏打ちを体感させる内容のものとなっている。

イ 刑事系

(ア) 理論教育の中で実務への方向性を示す理論科目

刑事系では、刑事法演習(1)・(2)が、理論教育の中で実務への方向性を示す理論科目である。

刑事法演習(1)においては、刑法の基本理論を、判例の事案に即して分析し理解することを主眼に授業が行われているが、その際、実務家教員が実務体験を踏まえた補足的解説を行い、研究者教員が最新の理論的な問題点等の補足的解説を行って事案の把握、具体的事案における法理論の機能と限界等について考えさせるように努め、実務への方向性を示している。また、刑事法演習(2)では、検察官出身(元法務総合研究所教官・司法研修所教官)の教員が、刑事訴訟法の基本理論を、判例の事案に即して分析し理解させるという同様の授業を自己の実務経験を織り交ぜながら実務への方向性を示している。

(イ) 理論と実務との結びつきを示す授業

刑事系の科目で、理論と実務の結びつきを示す授業を行っているのは、刑事法演習(3)である。

この科目は、研究者でもある裁判官出身の実務家教員と前記検察官出身の実務家教員の共同授業であるが、刑事法の重要問題について、刑事実体法が刑事訴訟手続においていかに機能し、実現されているか、刑法理論の実際に果たしている役割等を実務運用の実際を踏まえながら分析検討させている。

(ウ) 実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業

a 刑事実務の基礎

この科目は、前記元裁判官の教員、前記元検察官の教員、弁護士の教員の3名で担当し、その回のテーマに応じて主任の担当者を定めるが、それ以外の教員も原則として全員同席し、授業内容を把握した上、それぞれの実務経験から補足的なコメントを加え、裁判、検察、弁護という法曹3者の視点を提供している。実務科目として、実務運

営の実際とそれが理論的にどのように裏打ちされているか、通説や判例の基準とのずれがなぜ生じるかなどについて学ばせるため、事件記録教材による勾留請求、起訴、証拠請求、弁論、判決等の要点の起案、問題点の検討のほか、実際の事件に基づく刑事弁護教材による起訴前弁護の問題研究、同じく訴因変更請求書等の実例を匿名化した事例集による訴因変更の要否・可否、その理論的根拠等の検討（各レポート提出）をさせ、いずれも学生の理解度を前提として授業で講評・解説をした上、コメントを付して返却し、希望者にはその再提出を許し、再講評等もオフィス・アワー等で個別に行い理解を深めさせるように努めているほか、記録教材の抜粋に基づいて、検察官、弁護人、裁判官、証人、被告人に配役した学生に証人尋問を実施させ、異議申し立て、反論、裁定等も行わせる尋問演習も実施し、実務家の活動を学ばせると共に刑事訴訟法、刑事訴訟規則が実際にどのように機能しているかを体験的に理解させている。

b 模擬裁判（刑事）

この科目は、「刑事実務の基礎」と同じ実務家教員3名で担当するほか、司法研修所所付経験のある法務講師にも協力してもらい、模擬公判実施日には、法務講師、研究者教員（刑法担当）も含む全教員が同席して意見を述べ、理論的な裏打ちを確認している。授業冒頭に、学生全員に対し、適切な事件（1回結審予定等）の法廷傍聴を東京地裁等において実施して実際の裁判手続の流れを再確認させ、学生の活動は記録教材に基づくものの、その記載どおりに行わせるのではなく、訴訟法規に則り、可能な限り学生の判断において、検察官役は捜査資料の選別、起訴状の作成・提出、請求証拠の選別、証人尋問等の立証活動、論告・求刑等、被告人・弁護人役は、弁護方針の検討・決定、罪状認否、検察官請求証拠に対する意見、反対尋問等の反証活動、弁論等、裁判官役は、手続の進行、証拠の採否決定、訴訟指揮、補充質問、判決等を行わせることとしている。捜査記録・資料が充実している公判演習教材を基本に教材を年度ごとに異なる事例としている。教員や法務講師による指導・助言は、事前・実施中は、法律問題・実務的な問題ともに一般的な事項の解説・運用の紹介等に止め、実施途中における講評もその後の進行に影響を及ぼさない程度に止め、判決終了後の全体講評において具体的な訴訟活動の当否・問題点等にふれることとしている。このように、手続を実践的に体験・参加させることにより、学生の刑事訴訟手続、刑事手続法についての理解が格段に深まり、理論と実務の架橋としての役割を十分果たしている。

ウ 他の「理論教育と実務教育との架橋」となる授業

基礎法学・隣接科目に分類される「法社会学」において、本研究科では、司法アクセス、弁護士論の専門家である濱野亮教授（兼担教員）が、民事紛争解決の諸方法と法曹の役割に関する講義を展開している（詳しくは、履修要項参照）。また、展開・先端科目では、「消費者と法」、「都市計画・都市環境と法」について、実績のある実務家・弁護士でもある兼任講師に、理論的に体系立った講義を担当してもらっている（詳しくは、「法務研究科履修要項」参照⁴⁴）。このほかに、研究者教員と実務家教員が合同で担当する「国際取引と国際私法」、「国際取引と国際民事訴訟」でも、理論と実務との結びつきを示す授業が行われている。

(3) 理論と実務との架橋を意識した取り組み

前述のとおり、民事法基礎演習（1）・（2）、民事法演習（1）・（3）・（4）、刑事法演習（1）・（3）、模擬裁判（刑事）、「国際取引と国際私法」、「国際取引と国際民事訴訟」は研究者教員と実務家教員の協同授業が行われており、これらの科目では、授業準備の打合せや授業の現場で、日常的に理論と実務の融合を図る議論が重ねられている。

(4) 特に力を入れている取り組み

「理論教育と実務教育との架橋」として、理論と実務との結びつきを示す授業及び実務教育の中で理論的裏打ちを検証する授業は法科大学院の中で一般に行われているものと考えられるが、理論教育の中で実務への方向性を示す授業は、必ずしも広く行われているわけではなく、上記民事法基礎演習（1）・（2）、民事法演習（1）・（3）・（4）、刑事法演習（1）の共同授業は、本法科大学院が特に力を入れている取り組みである。

(5) その他

特になし

2 点検・評価

前記1(1)で述べたとおり、本法科大学院では、「理論教育と実務教育との架橋」となる科目を、①理論教育の中で実務への方向性を示す授業が行われる科目、②理論と実務との結びつきを示す授業が行われる科目、③実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業が行われる科目という一連の流れとして捉えており、それが研究者教員と実務家教員を含む全教員の共通理解となっている。

⁴⁴ 資料 A3

そして、前記1(2)で述べたとおり、民事法基礎演習(1)・(2)は、1年次の段階から、研究者教員と実務家教員の共同授業を行い、その授業内容も、判例を教材として事実の理解から民法の理解を促すものになっており、また、実務的側面の強い民事実務の基礎、法文書作成、刑事実務の基礎等の科目でも、理論面の検証と深化が行われている。

さらに、正に、理論と実務との結び付きを正面から意識した科目が、民事では、民事法演習(5)で、刑事では、刑事法演習(3)で展開されている。

この他にも、本法科大学院における「理論教育と実務教育との架橋」の科目では、研究者教員と実務家教員の共同授業がいくつか行われている。

また、前記民事・刑事の裁判官出身の実務家教員は、いくつかの学会に所属し、研究会活動等も活発に行っており、殊に、刑事裁判官出身の実務家教員は、多数の学術論文も発表している。検察官出身の実務家教員は、東京地検・高検・最高検も含む豊富な実務経験のほか、法務総合研究所、司法研修所の教官も歴任している。このように、実務・理論双方に通じている教員によって充実した授業が行われている。

このような状況からすれば、本法科大学院における「理論教育と実務教育の架橋」は、充実した内容を持つものといえる。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

6-3 臨床教育（2）〈臨床科目〉

1 現状

（1） 臨床科目の目的

法科大学院は、学生に法曹資格を取得させることと同時に、法曹資格を取得したことを前提として、法曹としての資質を培う重大な使命がある。

法科大学院における臨床科目の開設は、まさに、学生が法曹資格を取得した後の実務家としての資質の養成を目的とするものと考えている。

そして、その教育の内容は、自分の身についた法律的素養が、実際の社会の中で、どのような形で紛争を解決していくのかを体験的に習得させることにある。

その体験は、同時に、自分が蓄積してきた法律知識が、生きた形で活用されることを実感するものであり、法曹としてのモチベーションを高める効果もあり、法曹としての意識を形成させる副次的効果も、臨床科目開設の目的の一つと考えている。

なお、模擬裁判は、シミュレーション科目であり、厳格な意味では、臨床科目とはいえないが、上記目的を実現する科目という意味では、エクスターンシップやリーガルクリニックと共通するので、臨床科目の一つとして位置づけている。

ア 模擬裁判（民事・刑事）

現実の事件を素材とする記録教材を使用して、訴訟において裁判官や弁護士がなすべき訴訟準備や訴訟活動を、自ら考えながら疑似体験させることによって、訴訟における裁判官や弁護士の役割を感得させるとともに実体法と手続法の関連を具体的に理解させることを目的とする。

イ リーガルクリニック

実際の法律相談を体験させ、また、そこで相談された法律紛争を如何に解決するかを討論させることによって、現実の紛争が法律実務に対し、どのような解決を求めているかを理解させ、また、これまで学修してきた法律学が、これにどのように応えることができるのかを考えさせることを目的とする。

ウ エクスターンシップ

弁護士事務所に派遣し、その業務に立ち会わせることによって、社会生活における法律実務の実際を感得させるとともに、弁護士業務全体を見る中で、法曹の社会的意義を理解させることを目的とする。

（2）臨床教育科目の開設状況等

ア 模擬裁判（民事）

内容：受講生を、裁判官役、原告訴訟代理人役、被告訴訟代理人役、本人・証人役に分け、原告訴訟代理人役と被告訴訟代理人役に、実際の事件を仮名処理した記録（訴状、答弁書、準備書面及び書証）を配布し、これらの訴訟資料及び証拠資料が第1回口頭弁論で陳述され、取り調べられたものとして、その後の弁論準備手続、第2回口頭弁論及び証人調べ、和解及び判決の各手続をロールプレイで体験させる。その際、元司法研修所弁護教官が総指揮を執り、元裁判官の実務家教員が裁判官役の相談役となり、2名の弁護士実務家教員が1名ずつ原・被告代理人の相談役となって、随所で学生にアドバイスを与えながら訴訟手続を進めさせ、毎日最後に、各教員がその日のコメントを行うという形で授業が行われている。なお、2011年度においては、模擬裁判の中で、第三者を被告とする新訴が提起され、これが当初の事件に併合されたため、この新訴の被告の訴訟代理人の相談役に、司法研修所所付き経験者の法務講師を充てた。（「2011年度法務研究科履修要項」参照⁴⁵）

位置づけ：模擬裁判（刑事）との選択履修（2012年度から選択必修）

履修状況（2011年度）：履修人数 24名 単位修得人数 24名

イ 模擬裁判（刑事）

内容：受講生を、裁判官役、検察官役、弁護人役、被告人役、被害者（証人）役に分け、実際の事件を元に作成された公判演習記録教材のうち、第1段階で捜査記録を検察官役に配付し、また、この時点で、被告人役、被害者役に、それぞれが関与している捜査記録及び被告人本人、被害者本人として知っているはずの事実に関する資料を配付する。検察官役は、期限（ほぼ2日後）までに配付資料を検討して自分たちで起訴状を作成し、公判提出証拠を選別して、これらを担当の法務講師に提出する。法務講師は、起訴状を裁判官役に、起訴状と公判提出証拠を弁護人役に交付し、弁護人役は、起訴状と配付資料を検討し、被告人役と接見して対策を立て、期限（ほぼ1日後）までに、起訴状及び請求証拠の認否を書面で法務講師を介して検察官役に連絡し、検察官役は、これに基づいて、不同意書証についての抄本作成、証人尋問及び被告人質問の準備などの具体的な公判準備を行う。もちろんその間に、検察官役は、冒頭陳述書、証拠等関係カードの作成、論告要旨の素案作成、証人尋問、被告人質問の準備などを、弁護人役は、冒頭陳述、被告人質問、証人の反対尋問の準備を並行的に進めている。この間、裁判官役は、起訴状一本

⁴⁵ 資料 A37 166・167p

主義を厳密に守り、起訴状から可能性が推測される実体法上、手続法上の問題点に備えて判例検索や問題検討、訴訟指揮についての学修等を行っており、裁判官出身、検察官出身、弁護士である各実務家教員は、当該事案の内容に特化しないよう留意しながら、それぞれの役に対応して、実務的な手続についての相談・指導に乗る体勢を取っている。そして、授業期間の後半3日ないし3日半で、模擬法廷を利用して、冒頭手続から証拠調べ手続、弁論手続、判決手続に至るまでを集中して行う。この間は、研究者教員、実務家教員、法務講師全員が傍聴席最前列で見守り、手続、内容をチェックするが、原則として、途中での指導は行なわない。

そして、最終日の判決宣告後に、教員側からの、詳細な講評と指導を行い、さらに、受講生からレポートの提出を受けて、閉講する。但し、本授業は、基本的にいわゆる台本に基づくロールプレイではなく（証人のうち1人（現役弁護士の法務講師が担当）の尋問のみは台本による尋問演習の形で実施している）上記のとおり、受講生たちに、実際に検察官、弁護人、裁判官の立場で、事件を扱う形で進行させるため、その過程で多種多様な要指導事項が判明し、到底、判決後の数時間の講評では十分ではないので、授業終了後、任意参加で各グループごとに質問を受けて補足的な解説を行う機会も設けている。

2011年度は、裁判官役3チーム9名（訴訟指揮はチームが交代ですが、判決は3チーム各別に作成）、検察官役1チーム6名、弁護人役1チーム6名、被告人役1名、被害者役1名で行なった。

（「2011年度法務研究科履修要項」参照⁴⁶）

位置づけ：模擬裁判（民事）との選択履修（2012年度から選択必修）

履修状況（2011年度）：履修人数23名 単位修得人数23名

ウ エクスターンシップ

内容：通常は、3年次の8月末から9月に、受講生を、立教大学OBが組織する立教法曹会所属弁護士の法律事務所及び東京パブリック法律事務所に2週間（正味10日間）派遣して、当該事務所の弁護士の指導の下で弁護士業務を体験させている。例年受講者は数名いるが、2011年度は、同年3月11日の大震災の影響で、新学期が5月開講となり、8月末から9月にかけては、前記の授業がずれ込んだため、エクスターンシップは2012年2月の開講となり、その結果、受講者は1名だけになった。なお、本年度のエクスターンシップは、同月6日から同月17日まで、東京パブリック法律事務所で開催されたが、その研

⁴⁶ 資料 A37 168・169p

修内容は、別紙資料に記載のとおりである。（「法律実務基礎科目履修登録関係資料（3年次生用）」⁴⁷、「エクスターンシップ履修者報告書」⁴⁸、「2011年度法務研究科履修要項」⁴⁹参照）

位置づけ：リーガルクリニックといずれか一方のみの選択履修
履修状況（2011年度）：履修人数 1名 単位修得人数 1名

エ. リーガルクリニック

内容：立教大学法曹実務研究所で行っている法律相談を教材として、相談への立会と相談案件の法的処理についての演習を行っている。授業の手順は次のとおりである。

法曹実務研究所で受け付けた相談案件から、リーガルクリニック授業に適切な案件を選択し、1週間前に受講生に相談案件の概要を知らせて、準備させる。法律相談は、受講生のうち2名（授業日毎の輪番）を立ち合わせて、担当教員が相談者から事情聴取し、担当教員の判断によって、受講生にも質問させる。担当教員が相談者に回答を与える前に、受講生は、退席し、教室に行き、待機している他の受講生に事案の概要を説明する。

他の受講生は、グループ毎に回答案を検討した後、法律相談に立ち会った受講生の司会で、全体討論をする。担当教員は、法律相談が終わり次第、教室に来て、受講生の討論に助言指導を与える。授業終了後、法律相談に立ち会った受講生が、演習の翌週金曜日までに、相談内容、問題点及び回答案を記載した報告書を提出する。

（「2011年度法務研究科履修要項」参照⁵⁰）

位置づけ：エクスターンシップといずれか一方のみの選択履修（2012年度から選択必修）

履修状況（2011年度）：履修人数 24名 単位修得人数 24名

ア 臨床科目に共通の成績評価の方法

臨床科目に共通の成績評価の方法は存しない。

イ 成績評価、単位認定が厳格かつ適正になされるための仕組み

（ア）模擬裁判（民事）

いずれも10名以内の裁判官役、原告訴訟代理人役及び被告訴訟代理人

⁴⁷ 資料 A17

⁴⁸ 資料 A21

⁴⁹ 資料 A37 170p

⁵⁰ 資料 A37 171p

役と本人役1名と証人役1名の計2名に、それぞれ担当教員が付くが(本人役及び証人役には総指揮の教員が付く)、その進行過程で、各段階における受講生1人1人の事案の分析や解決方法の試行錯誤、問題処理の意欲等についてつぶさに観察し、各担当者による個々の受講生の成績評価を最終的な成績評価の段階で、担当教員相互で確認して合否判定をしている。

(イ) 模擬裁判(刑事)

既述のとおり、裁判官役9名、検察官役6名、弁護人役6名に、それぞれ対応する実務家の教員が付いて、1週間にわたる期間、日々、随時相談・指導に応じる体勢を取り、また、被害者役1名は検察官役と連携し、被告人役は弁護人役と連携して準備に当たるため、担当教員はその専門分野について、受講生の個々人につき、法律知識や理解の程度、事案分析能力や積極性、事件及び関係者への共感度などについて、詳細に観察している。さらに、将来の法曹としての人格的資質の面については、教員らの観察に加えて、本授業期間を通しての、ルール遵守の態度や受講生同士の協力姿勢、他への配慮、マナーなど、法務講師が身近で観察している。そして、模擬法廷においては、受講生は、法廷における訴訟行為(たとえば、冒頭手続の裁判長担当、起訴状朗読担当、被告人質問の主尋問担当、など)を、自主的に配分し、個別に分担して行っているため、研究者教員を含む全教員が、その活動を詳細に観察できる。各人の成績評価は、以上の評価を総合し、教員が相互に確認しあった上で合否判定を行っている。

(ウ) エクスターンシップ

直接指導を行った受入事務所の指導責任者に、エクスターンシップ終了後、「エクスターンシップ結果報告書」⁵¹を作成してもらい、受講者には、「エクスターンシップ成果報告書」⁵²を提出させ、担当教員が、両者を読み、必要があれば、当該指導責任者に問い合わせたり、当該受講者から事情聴取したりして、合否判定をしている。

(エ) リーガルクリニック

毎回の担当教員が、受講生各自の演習の発言内容や法律相談に立ち会った受講生の相談者への発問や報告書から各回の成績評価をし、全体を統括する専任教員が、法律相談に立ち会った受講生の提出した報告書から、当該受講生の成績評価をし、最終的に、統括する専任教員が、各回

⁵¹ 資料 A21

⁵² 資料 A21

の担当教員の意見を聞いて、各受講生の合否を判定している。

リーガルクリニックの授業は、週 1 回開講しており、相談案件も、年度内に 1 回欠けることがあるかないかで、十分足りている。なお、相談案件がなかった場合には、過去の案件等から実際の案件を教材にして演習を行った。

ウ 臨床科目における授業の効果向上に向けた工夫

(ア) 模擬裁判（民事）

毎回の授業の最後に、受講生がその日行った訴訟準備や訴訟活動について教員がコメントを行い、受講生には、毎回の自分の行動と感想を書かせて提出させ、受講生が毎回の授業での反省点や成果を確かめられるようにしている。

また、前述のとおり、受講生には、役割毎に実務家教員が相談役として付いて助言指導をするが、その助言指導は、模擬裁判終了時までには事件の内容にわたることは極力控え、教材となった事件の処理は、受講生が、それぞれの役割の中で、議論しながら自主的に考え出すように仕向けることを、担当教員間で申し合わせて指導している。

(イ) 模擬裁判（刑事）

前述のとおり、受講生には、役割ごとに実務家教員が付いて、当該事件の具体的な内容に直接関わらないよう留意しながら指導・相談に当たり、また、実施手順については受講生全員に対して法務講師が、指導・相談に当たって、司法研修所教育における模擬裁判科目に準じた実施を図り、終了後は、受講生に、前述のレポートにおいて授業改善の要望等も記載させており、これを次年度の参考に供すると共に、前述のように、任意参加であるが、履修後の相当期間内に質問を受け付ける機会を設けて理論的な観点も含めた課題を検討する機会を設けている。

(ウ) エクスターンシップ

受講生には、事前に受入事務所との打合せを行わせ、受入事務所から、エクスターンシップ予定表が学生に交付され、事前準備ができるようにしている。

また、エクスターンシップ終了後、受講生に、「エクスターンシップ成果報告書」⁵³を作成提出させ、履修内容の定着化を図っている。

(エ) リーガルクリニック

教材にする法律相談につき、予め相談者から相談内容の概要を聴取し

⁵³ 資料 A21

て、それを1週間前に受講生に知らせ、演習の準備をさせている。

また、演習においては、相談に立ち会った受講生には、他の受講生への事案の報告をさせると共に、全体討論の司会をさせて、事件を総合的に把握をさせ、他の受講生については、5～6名のグループに分けてグループ討論をさせ、その後、グループ間でディベートさせて、議論の緻密化・活性化を図っている。

エ 単位数に相応しい時間割になっているか

(ア) エクスターンシップ

エクスターンシップは2単位であるが、2週間で正味10日間の履修日数を確保しており、1日の履修時間が弁護士の業務時間に準ずることからすれば、十分に単位数に相応しい時間割となっていると考えている。

(イ) リーガルクリニック

リーガルクリニックの授業は、週1回1コマの開講であるが、受講生のうち2人が法律相談に立会い(1コマ目)、その終了後、受講生全員が参加する演習の正味時間(90分)を確保できるように、授業時間を2コマ確保している。

また、相談案件も、年度内に1回欠けることがあるかないかで、十分足りている。なお、相談案件がなかった場合には、過去の案件等から実際の案件を教材にして演習を行った。

したがって、リーガルクリニックについても、単位数に相応しい時間割となっている。

オ 適法性の確保状況

受入事務所の指導責任者が、依頼者等と面接するときには、法科大学院生であることを説明して、立会の承諾を得ており、裁判所等の手続に立ち合わせようとする場合には、法科大学院生を同行していることを報告して指示に従っている。

記録の検討等は、受入事務所において行わせている。

守秘義務への対策として、事前に守秘義務について説明した上で、「誓約書」⁵⁴を作成させ、提出させている。

損害賠償保険への加入については、「学生教育研究災害傷害保険(法科大学院)」⁵⁵に加入している。

カ エクスターンシップの受入先の数及び多様性・受入先への説明

前述のとおり、2011年度は、大震災の影響で、エクスターンシップの受

⁵⁴ 資料 A22

⁵⁵ 資料 A38

講生は1名だけだったが、例年、立教法曹会会員弁護士の法律事務所数か所が各1名、東京パブリック法律事務所が3名程度、多摩パブリック法律事務所が1名の受講生を受け入れている。

各事務所で扱う事件は立教法曹会会員の弁護士の事務所は、一般事件、企業法務等があり、東京パブリック法律事務所と多摩パブリック法律事務所は公設事務所である。

これら受入事務所とは、法務研究科委員長とエクスターンシップ担当教員が年に数回会合を持ち、準備を進める中で、授業の目的等の趣旨説明も、丹念に行っている。

エクスターンシップの受け入れ先状況は以下のとおりである。

2011年度

東京パブリック法律事務所	1名
--------------	----

2010年度

東京パブリック法律事務所	2名
田邊・市野澤・北村法律事務所	1名
B. ポジティブ法律事務所	1名

2009年度

東京パブリック法律事務所	3名
多摩パブリック法律事務所	1名
法テラス川越法律事務所	1名
田邊・市野澤法律事務所	1名
アイ・ネ綜合法律事務所	1名
つばき法律事務所	1名
保坂志郎法律事務所	1名

キ その他

(ア) 模擬裁判（刑事）

一部証人尋問のロールプレイを除いては、台本なしに履修生が自ら考えて、起訴から判決までの裁判手続きに取り組むものであることは、大きな特徴と認められる。

(イ) リーガルクリニック

リーガルクリニックに研究者教員は関与していないが、理論的なチェックは、裁判官出身の実務家教員が、法律相談に立ち会った受講生が提出する、演習での討論結果をまとめたレポートを読んで行っている。

(3) 特に力を入れている取り組み

リーガルクリニックは、当学院内に設置されている法曹実務研究所において実際に法律相談を受ける事件に関与することになるため、履修生の法曹への興味と意欲を強く刺激し、学修効果が大きい。そこで、事件担当弁護士でもある実務家教員において、具体的問題を理論的学修に直結させる懇切な指導に力を入れている。

(4) その他

学生にとっては、刑事・民事の「模擬裁判」などの臨床科目の履修が、それまでの理論的側面からの学修の成果あるいは不足を自ら実感し、さらなる学修への意欲と法曹への道程を明確に自覚する機会となるものではあっても、自修による学修効果には自ずと限界があるから、単に一回的な体験で終わらさず、その効果の定着という観点からの工夫が不可欠との認識に立ち、臨床科目の履修に先立つ実務科目である「民事実務の基礎」「刑事実務の基礎」の授業の中で、臨床科目につながる指導を行っている。「刑事実務の基礎」の公判活動の指導には、かつての司法研修所前期教育における刑事尋問演習に準じた取組みとして、履修生の中から希望者を募って、ロールプレイ形式で法曹三者の役割を担当させる方式の証人尋問演習を取り入れて、臨床科目である刑事模擬裁判の事前学修としても一定の効果を上げている。一方、事後的なフォローアップとして、刑事模擬裁判の履修者には、任意参加であるが、実務家教員において質問等を集中的に受け付ける機会を設けて理論と実務の架橋を実践している。また、エクスターンシップでは報告書を提出させている。

2 点検・評価

科目の設置、その実施内容・実施時期等は、履修生が従前の理論科目教育によって培った知識や応用力を実際に活用することによって確認し確実化・高度化してゆくことが可能であるように配慮されており、司法研修所前期教育の一部代替機能を要求する法科大学院臨床科目の役割としてみても、履修上限との関係からすると、非常に適切で優れたものであると考える。

前述のとおり、エクスターンシップやリーガルクリニックにも力を入れているが、そこでの法令遵守には十分に意を用い、事前のオリエンテーションやガイダンスにおいて、明確な説明と遵守すべき事項の告知を行っている。

前述のとおり、臨床科目の優れた学修効果を、できるかぎり増大させ、またその効果を定着させるために実施している事前・事後の取組みは、種々の制約の中で一定の成果を上げており、優れたものと考えられる。

一方で、司法研修所前期教育と比較し、司法試験合格前の法科大学院における臨床科目の実施には、その時点における履修生の法的知識及び応用力等

に不足及び不均衡が存し、また、内容に見合う授業コマ数と予習復習時間の確保の困難性はいうまでもなく、消化吸収させるための時間の不足については、常に苦慮するところである。上記のフォロー等教員側の努力によっても十分な学修効果を得させることができない履修生の層が一定数生じ、その対策に困難を来しているというのが正直なところである。

3 自己評定

A

4 改善計画

特にないが、前述のように、重要性に鑑み、「模擬裁判（民事）」、「同（刑事）」、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」については、2012年度から選択必修としていずれかの履修を義務付けたが、従前からほとんどの学生がこれらの履修をしていた状況にある。

第7分野 学習環境

7-1 学生数（1）クラス人数

1 現状

（1）1つの授業を同時に受講する学生数（人数にカウントされる人、されない人の区別も含む）。

2011年度の、開設科目毎の履修登録者数は、「教室定員・履修者人数表」⁵⁶のとおりである。

（2）適切な人数となるための努力

現状を維持する。

（3）特に力を入れている取り組み

非正規の聴講生等が正規受講生の履修の妨げにならないよう、現況を監視している。

（4）その他

特になし。

2 点検・評価

1年次配当の法律基本科目につき、単位未修者が累積されるようなことがあれば、1クラス60名を超える事態が生じることも考えられる。しかし、現時点では、そのような問題は生じていない。

本法科大学院の設置に当たって、専門基本科目の「演習」定員を1クラス35名と設計した。しかし、単位未修得者の再履修により、履修者数が40名を超える科目も出てきたので、再履修者だけのクラスを別に開講することで、対処している。

3 自己評定

合

4 改善計画

立教大学としては、新教室棟（マキムホール）が建設され、2011年度から利用可能になっている。また、2011年度後期から、11号館3階が従来独立研究院生室であったものを可能な限り法科大学院の授業の方式に適したかたちの教室に改装して使用できるようになった。全学的な利用計画の中で、法

⁵⁶ 資料 A19

科大学院の特殊性（授業方法・試験時間など）を考慮し、より多くの専用教室を実質的に確保することができるよう、大学内部の関係部局に交渉中である。

7-2 学生数 (2) 入学者数

1 現状

(1) 過去3年間における入学定員に対する入学者数の割合

	入学定員 (A)	入学者数 (B)	定員充足率 (B/A)
2010年度	70人	67人	95.71%
2011年度	65人	69人	106.15%
2012年度	65人	50人	76.92%
平均	66.7人	62.0人	92.95%

(2) 入学者が入学定員を大幅に上回らないための努力

慎重な入学試験合格者査定の結果、過去3年間において、入学者が入学定員を大幅に上回ることはなかった。現状を維持したい。

(3) 特に力を入れている取り組み

収容定員と在籍者数の比率について常に細心の注意を払っている。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

慎重な入学試験合格者査定の結果、過去3年間において、入学者が入学定員を大幅に上回ることはなかった。現状を維持したい。

3 自己評価

合

4 改善計画

2012年度の入試合格者査定にあたって、収容定員と在籍者数の比率に細心の注意を払った。今のところ、従前の状況と大きく異なることにならない見込みである。各年度の合格者と入学者の関係を分析し、入学者数を的確に予測できるよう、慎重を期す必要がある。また、全国的な法科大学院志願者の漸次減少傾向を考慮して、2013年度入試から、特待生入試においては補欠者を発表し入学手続状況に応じて補欠者から合格者を査定発表し、また一般入試においては追加合格者を査定発表して、柔軟な対応ができるための必要な制度改定を行った。

7-3 学生数 (3) 在籍者数

1 現状

(1) 収容定員に対する在籍者数の割合

	収容定員 (A)	在籍者数 (B)	定員充足率 (B/A)
1年次 ※	65人	36人	55.38%
2年次	65人	69人	106.15%
3年次	70人	76人	108.57%
合計	200人	181人	90.5%

※ 本研究科では、入学定員 65 名に対し、以下のコース別募集人員により選抜を行っている。そのため、2 年短縮型入学者は入学時 2 年次生となる。なお、2011 年度より入学定員を 70 名から 65 名に変更している。

	3年標準型	2年短縮型	計
2012年度募集	30名程度	35名程度	65名
2011年度募集	30名程度	35名程度	65名
2010年度募集	30名程度	40名程度	70名

(2) 在籍者数が収容定員を大幅には上回らないための努力

2011 年度入試では、2 年短縮型の入学手続者数が予想の上限に近かったため、第 2 年次について収容定員をちょうど 10%超過することになった。次年度の入学手続率の動向を見極めて、全学年の収容定員が適正となるよう努めたい。

(3) 特に力を入れている取り組み

教育の一層の質向上をはかるとともに、全国の法科大学院志願者の動向および競合する近隣法科大学院の入試スケジュール等を見極めて、定員充足率の適正をはかる。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

法科大学院の在籍者数は収容定員とほぼ均衡を保っており、今後とも入試査定にあたっては、合格者に見る入学手続者数予測を慎重に行う予定である。

3 自己評定

合

4 改善計画

次年度（2012 年度）の入試合格者査定にあたって、収容定員と在籍者数の比率に細心の注意を払う（「法務研究科委員会議事録（2011 年 11 月 15 日、第 14 回）」⁵⁷）。

⁵⁷ 資料 A6

7-4 施設・設備の確保・整備

1 現状

法科大学院における教育および学修のための施設を含む11号館は、本法科大学院の講義・演習で使用する教室・演習室のほかに、法務研究科院生室、法務資料室、法務研究科教員研究室、法務研究科事務室および模擬法廷教室をそなえている。

(1) 施設・設備の確保・整備状況

ア 施設設備

(ア) 11号館

法科大学院における教育および学修のための施設を含む11号館は、本法科大学院の講義・演習で使用する教室・演習室のほかに、法務研究科院生室、法務資料室、法務研究科教員研究室、法務研究科事務室および模擬法廷教室を備えている。また全館内において、無線LAN設備が整備され、無線LANが装備されているパソコンを使用する者は、ストレスなくインターネットおよびイントラネットの環境を利用できるようになった。

各階の構造・設備の詳細は、以下のとおりである。

6階：専任教員および法務講師の研究室が配置されている。院生室とは1階違いで近接しており、学生は、オフィス・アワー等を通じて、研究室で質問や学修方法のアドバイスを受けることができる。また、学生の人数が多いときは、研究室に併置された「打ち合わせ室」が利用されている。併任教員および兼任教員の研究室は、12号館の法学部研究室フロアに配置されている。

5階：エレベーター・ホールから法務研究科教職員・学生のみが入室できるようセキュリティ・システムで保護された5階フロアには、院生室1室とミーティングルーム2室が併設されている。院生室には、設立当初の学生定員数210名に対応したキャレル210席を設置し、1人1席が固定席として利用できるように自習スペースが確保されている。各キャレルには、鍵付きのロッカーのほか、コンセントとインターネット端子が設置されており、学生は、自己のパソコンを接続して、図書館や各データベースへの接続が可能である。院生室には2台のLANプリンタが設置されており、学生は自己のキャレルからプリントアウトすることができる。ミーティングルームは、共同研究室および談話室として使用されている。共同研究室には6人用机が3台、パーテーション用ボード、ホワイトボードおよび複数のコンセントとインターネット端子が設置されている。談話室にも6人用机が2台、ホワイトボードのほか、インターネットに接続されたパソコンが設置されてい

る。

4階：法科大学院専用の資料室である法務資料室が配置されている（後述）。また、法務研究科事務室があり、学生は、試験に関する情報等、学修に必要な情報を事務室において得ることができる。

3階：法科大学院の少人数教育に対応した講義教室2室（収容人数147人および105人）、演習教室2室（収容人数60人）が配置されている。各教室にはAV機器が設置され、液晶プロジェクター、スクリーン、OHC、ブルーレイプレーヤー、ポータブルCDラジカセ、ノートPCを自由に利用でき、資料等をスクリーンに直接投影しながら講義・演習を行なうことができる。各教室にワイヤレスマイク・有線マイクが設置されている。なお、スクリーンおよび液晶プロジェクターは、3点設置されており、十分に活用できるよう配慮がなされている。

1階：最新のAV機器が備え付けられた模擬法廷教室が配置されている。同教室は、模擬裁判に使用されない時期には、演習教室として転用されている。

（イ）社会科学系図書館

12号館にある社会科学系図書館内には、大学院生専用、コンセントとインターネット端子が設置されたキャレルの配置された部屋が2室あり、本法科大学院生はそれを自由に使用できる。数人の学生が集まって議論したい場合には、図書館内のグループ閲覧室を予約の上使用できる。なお、同図書館は将来的に中央図書館として統合される予定であり、現在改修工事が進行中である。

イ 身体障がい者への配慮

各階の教室等にはエレベーターで直接アクセスすることができ、バリアフリー化が実現されている。

（2）問題点や改善状況

改修前に教員および学生から指摘されていた、座席によってはスクリーンが見えにくいという問題点は完全に克服された。ワイヤレスマイクも使用可能となり、無駄のない少人数教育が実現できることになった。

また無線LANシステムが導入され、インターネット端子の設置は不要となっている。

（3）特に力を入れている取り組み

いずれの施設も十分な広さとゆとりを確保できるように配慮し、AV機器の解説でふれたように、教育の効果の向上に有用な設備を取りそろえるよ

うに尽力している。また、本法科大学院では、院生数に対応したキャレルを設け、1人1席を固定席として利用できるようにすることで、院生が勉学に集中出来るように最大限の便宜をはかっている。

(4) その他

5階の自習室フロアについては、静粛性を保つため、2009年度に通路となる部分については床の防音工事を行い、同時にミーティングルームと談話室のドアと壁についても防音工事を行った。また2011年度には、節電対策の一環として西日の厳しい窓ガラスに遮熱フィルムを貼るなどして、学修環境の維持向上については特に意を用いている。

2 点検・評価

3階の講義室・演習教室の全面改修により合理的な数量・広さが確保され、またAV機器など設備の充実もはかられ、教育環境も確保されている。また、各院生にはキャレルの固定席が保障され、また静粛性が確保されているなど理想的な学修環境が備えられているといえることができる。

立教大学学内においては平均以上の教室確保が図られているものの、大学全体の教室不足の影響を受けて、専用教室の確保がなおなされておらず、また昼休み時間等においても、キャリアセンターなどが主催する就職関係セミナーなど他部局の主催するセミナー等が開催され、授業終了後の質問等に対応できない状態が続いている。この点については、大学内部の関係部局に改善を交渉中である。

3 自己評価

A

4 改善計画

11号館3階のすべての教室を法科大学院の専用教室として確保し、学生の質問等の要望に迅速かつ機動的に対応できるように大学内関係部局と交渉中である。専用フロアを確保することによって、学生のみによって組織される自主ゼミの場所確保の困難性という課題も克服できるであろう。

7-5 図書・情報源の整備

1 現状

(1) 図書・情報源の確保

ア 法務資料室

学生が日常の講義・演習で頻繁に利用する判例集、教科書、体系書、参考書および雑誌を配架している。本資料室は、法務研究科以外の学生が入室できないようにセキュリティ・システムで保護されている。雑誌のバックナンバーについては、DVD化されたものがある場合はDVDによる。それ以外の雑誌については、原則として3年の配架期間を経たのち、処分することとし、利用価値の高い一部の雑誌（「判例時報」、「最高裁判所判例集」が該当）については、製本のうえ、継続的に配架している。資料室内にはパソコンが5台設置され、オンライン・データベースのほか、DVD等電子化された資料により、最高裁判所判例解説、判例タイムズ、ジュリスト、旬刊金融法務事情、金融・商事判例等が、検索・閲覧できるようになっている。

ここには2台のコピー機が設置されており、学生は配布されたコピー・カードを用いて一定枚数までは無償でコピーできる。それ以上のコピーは有償である。

法務資料室に配架する図書・雑誌は法務研究科図書委員会が選定するほか、学生が購入希望を所定の用紙に記入して要望し、その都度法務研究科図書委員会で審査のうえ、配架を決定する。

なお、法務資料室は、2011年夏季休暇中に実施された改修工事によって、以前の法務研究科事務室のスペースと統合の上拡張されて、前回の認証評価時に比して約2倍のスペースとなって、十分な蔵書空間が確保されることとなった。

イ オンライン・データベース

図書館の提供するオンライン・データベースには、法務研究科院生室の学生用キャレルのほか、学内の端末あるいは無線LAN設備が整備された場所であればどこからでも接続可能である。TKCには、学生が各人に割り当てられた自己のアドレスとパスワードを用いて、自宅からも接続できる。

ウ 社会科学系図書館（12号館所在）

社会科学系図書館は、法律関係の古い文献や雑誌のバックナンバーをはじめ、さまざまな文献（研究用資料約30万冊）を所蔵する。学生は書庫内に入り、閲覧や複写ができる。他大学への文献複写申し込みや紹介状発行も受け付けており、通常平日は22時30分まで開館している。

その他、池袋キャンパスには図書館本館、人文科学系図書館、自然科学系図書館等があり、学生は自由に利用できる。1970年以前に刊行された逐次刊行物は新座保存書庫に収納されており、申請の翌日に閲覧・借出しが可能である。なお、社会科学系図書館は、2012年秋に開館する中央図書館と一体化するため、2011年度から連結工事や新規の書架設置等館内での改修工事が進行中である。

(2) 問題点と改善状況

法務資料室のスペース不足がかねてから指摘されていたが、前記のような改修工事によって十分な空間がひとまず確保され、蔵書も次第に充実してきている。1970年前の逐次刊行物や古典的著作の一部が新座キャンパスで保管されている現状は極めて不便であり、中央図書館の完成に伴う再移管を申請している。

(3) 特に力を入れている取り組み

前記のとおり、法務資料室の拡大・蔵書の充実に努めている。講義・演習の準備に必要な重要資料は一通り揃っており、学内各図書館と連携のうえ、開設科目の学修に必要な資料の充実をはかっていきたい。たとえば、2011年度より、基礎法学・隣接科目として「比較法原論」を新たに開講したが、それにあわせて、比較法的資料の充実もはかっていく予定である。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

(2)・(3)で述べた問題点につき、今後とも検討していく必要がある。

3 自己評定

A

4 改善計画

法務資料室所蔵の図書等の資料については、中央図書館の2012年秋の開館に向けて除籍となっていく重複資料の中から法科大学院の教育にとって必要な資料を選別して、順次、配架していく予定である。

7-6 教育・学習支援体制

1 現状

(1) 事務職員体制

法務研究科事務室は、課長以下事務職員 5 名で構成されている。学修支援に役立つ業務内容としては、学籍・履修登録・試験成績・正課に関する教室運営等の教務に関する業務、授業・実習・カリキュラム開発支援等教育支援に関する業務、院生室・院生補助費・単位互換等研究支援に関する業務、研究科委員長秘書業務、紀要編集支援業務等がある。

(2) 教育支援体制

法科大学院の院生から TA 35 名を採用し（2011 年度実績）、授業準備など教員の教育活動の補助的業務をしている。また、司法研修所での教育補助経験等を有する弁護士に法務講師を委嘱し、法律基本科目・実務基礎科目等を中心として、授業補助、起案の添削、法律実務教材等の作成補助、学修方法のアドバイス等の教育補助を担当してもらっている。その他、アカデミックアドバイザー、指導教授制度、オフィス・アワーについては、「2012 年度法務研究科履修要項」を参照⁵⁸。

(3) 特に力を入れている取り組み

法務講師制度および TA 制度を積極的に活用している。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

まず、教育支援体制については、法務講師 4 名による積極的で充実した学修支援が特筆されるべきである。また、TA 制度や指導教授制度が十分に機能し、学生の学修をサポートしている。

これに対して、事務職員体制については、立教大学学内においては平均以上の職員配置がなされているものの、法務研究科事務室の正規職員の配置は必ずしも十分ではない。たとえば、法務研究科事務室課長が、法務研究科委員長の秘書的業務を事実上担当していて委員長の業務執行に不備が生じることがある。また、授業準備等の事務的作業に迅速に対応できる人的体制が必ずしも充実してはいない。たとえば、教材資料のコピーは教材印刷室に教員みずからが事前に依頼しなければならず、教材印刷室の開室期間も限られていることなどから、教員に負担がかかることがある。

⁵⁸ 資料 A3 28p

さらに、法科大学院の教育活動にとって各教員の研究活動は不可欠の前提作業であるが、法務研究科事務室の人員配置が研究活動の支援に十分対応できる体制にはない。

3 自己評価

A

4 改善計画

法務研究科委員長の補佐的事務員と法務研究科事務室の課員については、専門性を要する職務内容もあることから、人員配置のより一層の適正化を大学関連部局に要望中である。

7-7 学生支援体制（1）〈学生生活支援体制〉

1 現状

（1）経済的支援（奨学金）

奨学金には、日本学生支援機構による「日本学生支援機構奨学金」のほか、とくに法科大学院に在籍する学生の勉学を奨励することを目的として、本学独自に「立教大学法務研究科給与奨学金」および「立教大学法務研究科特待生入試給与奨学金」（2011年度までは「立教大学法務研究科特別入試給与奨学金」）を設けている。（「2012年度法務研究科履修要項」⁵⁹）

立教大学法務研究科給与奨学金

給与対象		給与年額
新生	入学試験成績の上位者 15%以内	左記 15%それぞれの成績上位者 3分の1程度については授業料および施設費の全額、その余については 40万円
2・3年次生	各学年の学業成績上位者 15%以内	

立教大学法務研究科特待生入試給与奨学金

対象	年額
特待生入試合格者全員	授業料および教育充実費の全額

日本学生支援機構奨学金

種類		貸与月額
第一種	返還終了時まで無利子	88,000円
第二種 (きぼう21プラン)	在学中は無利子、 卒業後は有利子(3%上限)	5万、8万、10万、13万円 から選択

（2）障がい者支援

立教大学が掲げる「自由の学府」の「自由」の教育理念とは、人間をある一定の型に当てはめるのではなく、人が生まれながらに与えられた資質を育み、それが伸び伸びと開花できるよう、できるかぎりの援助を惜しまないというものであり、本学は、この理念に照らし、障がいのある人に対しても開かれた大学を目指している。そのために、障がいのある学生にとって利用しやすい支援内容と体制を確立するため、大学施設・学修設備面

⁵⁹ 資料 A3 312～314p

のアクセシビリティ環境の向上に取り組み、障がいの有無に関わらず、学生が相互に学び合い、共に支え合う、開かれたキャンパスをめざすことが、立教大学の全体の課題として掲げられている。本法科大学院もその動きの中で積極的に取り組んでいる。

(3) セクハラ等人間関係トラブル相談窓口

本学では、セクシャル・ハラスメントに留まらない大学におけるさまざまなハラスメントを、キャンパス・ハラスメントとして捉え、専門部署である「人権ハラスメント対策センター」で、相談を受け付けている（「RIKKYO HANDBOOK 2012」参照⁶⁰）。同センターの活動については、入学時におけるガイダンスの際に、パンフレットを用いて学生に紹介するとともに、法務研究科事務室の学生窓口にもパンフレット（「立教大学キャンパス・ハラスメント相談のためのガイド」参照⁶¹）を置く、学内の掲示板等にもポスターを貼るなどして、学生への周知を図っている。また、2011年度は、本法科大学院の教員1名が、同センターの委員として活動を行っている。

相談のある学生は、パンフレット等に記載されている相談員に対して、あるいはセンターに直接、相談する。相談内容はもとより、相談者の氏名等個人を特定しうる情報については、守秘義務が徹底されている。

(4) カウンセリング体制

池袋キャンパス内に「学生相談所」が設けられており、2名の専任職員と2名の専任カウンセラー（臨床心理士）が常駐している。このほか、非常勤のカウンセラーと精神科医が配置されている。ここを訪れた学生には、まず、職員が対応し、相談の内容に応じてカウンセラーや精神科医など、適切な担当者に引き継ぐこととなる。また、外部のクリニックを紹介することもある。さらに、週1回精神科医が同相談所に常駐し、無料で診療を行っている（「RIKKYO HANDBOOK 2012」参照⁶²）。同相談所については、入学時におけるガイダンスの際に、パンフレット等を用いて学生に紹介するとともに法務研究科事務室の学生窓口にもパンフレット（「立教大学学生相談所」参照⁶³）を置く、学内の掲示板にもポスターを貼るなどして、学生への周知を図っている。

(5) 問題点及び改善状況

障がいのある学生が本法科大学院に入学したことがないが、これまでの入学志望者の中にはすでに存在しているので、施設及び学修環境面で万全

⁶⁰ 資料 A39 60p

⁶¹ 資料 A40

⁶² 資料 A39 58・59p

⁶³ 資料 A41

を期するべく検討を始めている。

(6) 特に力を入れている取り組み

全国及び全学的な取り組みに本法科大学院から積極的に発言をしたい。

(7) その他

特になし。

2 点検・評価

「立教大学法務研究科給与奨学金」および「立教大学法務研究科特待生入試給与奨学金」両制度について、近時の法科大学院を取り巻く環境に対応できるよう、その給与額および給付対象者等について、改善の必要があるか、検討中である。

3 自己評価

A

4 改善計画

特になし。

7-8 学生支援体制（2）〈学生へのアドバイス〉

1 現状

（1）アドバイス体制

ア オフィス・アワー

専任教員および法務講師は、授業期間中における特定の曜日・時間に、オフィス・アワーを設定し、学生の学修方法、進路選択等についての相談に応じている（「2011年度法務研究科教員オフィス・アワー」参照⁶⁴）。学生からの需要に応じて、教員は、毎週のオフィス・アワーの回数や時間を違えており、また、所定の時間外においても、随時学生の相談に応じている。

イ アカデミックアドバイザー

学修支援体制として、「アカデミックアドバイザー」を未修者1年次に置き、本学における学修全般に関する助言・指導や情報提供を行っている（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁶⁵）。

ウ 指導教授制度

2年次及び3年次の学生全員が、いずれかの専任教員2名を指導教授（正・副）として登録して、履修及び進路等について、随時個人的な指導を得ることができる。

エ ガイダンス

新入生オリエンテーションのガイダンスにおいて、履修制度の説明、学内施設の案内のほか、ア・イの制度についても紹介している。

（2）学生への周知等

各アドバイス体制を履修要項に明記し（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁶⁶）、積極的な利用を促している。オフィス・アワーの時間帯の変更があれば、院生室への速やかなる掲示によって対応している。

（3）問題点と改善状況

学生から指摘されている問題点や具体的な改善要求はない。

オフィス・アワーが履修科目と重複することもあるので、メール等を通じて、アポイントメントを取ることができるようにメールアドレスを各教員の判断によって学生に伝えることなどを通じて、適宜対応できるように

⁶⁴ 資料 A42

⁶⁵ 資料 A3 28p

⁶⁶ 資料 A3 28p

している。

(4) 特に力を入れている取り組み

指導教授制度を設けて、2年次及び3年次の学生全員が、いずれかの専任教員を指導教授として登録し、履修および進路等について、随時、個別的指導を受ける体制を整えている。なお、担当する院生の人数が特定の教員に偏らないように、院生の希望を考慮して調整して、指導の実効性を担保している。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

オフィス・アワーは多くの学生が有効に利用しているものの、法科大学院においては必修科目が多く、特定の曜日・時間をオフィス・アワーとして設定しても、その時間と履修科目の授業が重複し、十分に活用できない場合も散見される。そこで、各教員の判断によって、事前にメール等でアポイントメントを受け付けることによって、正規のオフィス・アワーの時間帯以外にも受講生からの質問・相談に応じるよう努めているので、この不都合は改善されつつある。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

第8分野 成績評価・修了認定

8-1 成績評価〈厳格な成績評価の実施〉

1 現状

(1) 成績評価基準の設定

ア 法科大学院としての成績評価方針

現在の成績評価の方針は、FD委員会からの提案に基づき、2009年1月27日に法務研究科委員会で決定されたものである。

毎年度の履修要項に記載されている（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁶⁷）ほか、前期末および後期末に行われる定期試験ごとに、「法務研究科〇〇年度〇期開講科目の科目採点について」⁶⁸という文書に試験スケジュールや採点スケジュールなどとともに成績評価基準についても記載し、各教員に配布して周知している。

(ア) 定期試験と平常点の成績評価の割合の原則

科目系	評価方法
法律基本科目の講義科目	定期試験（筆記試験）70%＋平常点 30%
法律基本科目の演習科目	平常点 100%
実務基礎科目（必修）	平常点 100%
基礎法学・隣接科目	定期試験 70%＋平常点 30%
展開・先端科目	
実務基礎科目（選択必修）	平常点 100%
実務基礎科目（選択）	平常点 100%
実務演習科目（選択）	平常点 100%
特別演習科目	平常点 100%
発展演習科目	平常点 100%

※ 平常点には、授業内に実施する小テスト、定期試験期間中に行うテスト（定期試験期間に実施されるが、試験方法発表掲示において筆記試験とは発表されないもの）、学期途中で課す小レポート等による評価も含まれる（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁶⁹）。ただし、担当教員の授業における事前告知により、平常点と期末テストの割合を10%程度変更することができる（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁷⁰）。

⁶⁷ 資料 A3 57p

⁶⁸ 資料 A43

⁶⁹ 資料 A3 53・54p

⁷⁰ 資料 A3 57p

(イ) 成績評価方法

成績評価は、可否の成績をつける「模擬裁判」、「エクスターンシップ」、「リーガルクリニック」以外は、100点満点の素点を付け、60点以上を合格としている。その場合、以下の基準に従って素点を成績評価に置き換えることを原則とする。

なお、60点以上を合格とし、それ未満を不合格とするのは、立教大学学則21条2項（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁷¹）による大学全体のルールである。本研究科では、これを原則としつつ、科目の性質、試験問題の難易度などに鑑みて担当教員が適切な合格ラインを設定することを認めている。

評価	採点表
100点～90点	S
89点～80点	A
79点～70点	B
69点～60点	C
59点～0点（不合格）	D
欠席	欠

また、上記のS、A、B、Cの成績分けは目安であり、下記の相対評価のバランス（S・A=30%、B=40%、C=30%）を重視して成績評価を決定することとしている。

イ 成績評価の考慮要素

定期試験だけではなく、平常点（授業への出席、授業毎の予習の程度、授業への積極的参加の程度、学期途中で課す小レポートや授業中の小テストの成績等）を加味して成績評価を行うことを全ての科目の原則としている。かつ、授業への出席率が70%未満となった場合には自動的に定期試験受験資格を喪失することとしている。

ウ 評価の区分と絶対評価・相対評価

相対評価をとっている。具体的なガイドラインについては、次のとおりである。

⁷¹ 資料 A3 291p

相対評価のガイドライン（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁷²⁾）

評価		成績証明書	相対評価の割合
100点～90点	S	S	30%
89点～80点	A	A	
79点～70点	B	B	40%
69点～60点	C	C	30%
59点～0点（不合格）	D	表示されない	-
欠席	欠	表示されない	-

なお、合否の成績評価を行う「模擬裁判」、「エクスターンシップ」、「リーガルクリニック」については、相対評価を行わず、「合」「不」いずれかが表記される。また、履修者が5人以下の場合も、科目担当教員の判断で相対評価を行わない例外が認められる（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁷³⁾）。

この他、2年短縮型の入学時単位一括認定科目、および入学前既修得単位が認められた場合の当該科目は「認」となる。また、成績確定前に休学した者または在学留学した者の履修科目は「Q」と表記される。

エ 再試験

再試験は廃止されて、2010年度以降行われていない（「2012年度法務研究科履修要項」『法務研究科試験規則3条』参照⁷⁴⁾）。

オ 各教員の担当科目についての成績評価基準

成績評価基準と結果公表については、各学期ごとに科目担当者全員に配布される「法務研究科〇〇年度〇期開講科目の科目採点について」⁷⁵⁾という文書において、そのルールの詳細を提示している。これにより、兼任講師の担当者等も含め、すべての科目において上記の成績評価基準を周知徹底するようにしている。

各教員は、上述の評価基準に則って各々の担当科目の成績評価を行い、特にこの基準とは異なる評価をした場合は、「講評」にその理由と評価方法・評価基準を明記することとなっている（「定期試験講評」参照⁷⁶⁾）。

各科目のシラバスでは、上記の評価基準に従った統一的な「成績評価の方法」が記載されている。平常点の内訳など、その具体的な内容は、各担当科目の教員が決め、受講生に伝達している。出席確認は、各教員

⁷²⁾ 資料 A3 57p

⁷³⁾ 資料 A3 57p

⁷⁴⁾ 資料 A3 309p

⁷⁵⁾ 資料 A43

⁷⁶⁾ 資料 A23-2

が、それぞれの授業の性格に応じて確認し、記録をつけている。

(2) 成績評価基準の開示

ア 開示内容、開示方法・媒体、開示の時期

以上の成績評価基準については、『履修要項』への記載により、事前に学生に開示している（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁷⁷）。また、担当教員が前述のように10%程度平常点の比率を変更する場合にも学生への事前告知が行われ、開示されている。

それとともに、各学期の終了時点において、全科目につき行う講評において、科目ごとの具体的な評価基準・採点基準が示されている⁷⁸。これにより、成績評価基準の詳細とその具体的な当てはめが、学生に対して明示されるとともに、教員間でもその情報を共有している。

(3) 成績評価の厳格な実施

ア 成績評価の実施

2011年度の前・後期全科目の成績分布は、「科目別成績分布表」⁷⁹のようになっている。5人以上の履修者のいる大多数の科目については、概ね上記の相対評価の割合に準拠していると評価できる。

イ 到達度合いの確認と検証等

個別の科目における単位取得（合否）の判断を含む成績評価の基準の設定は、基本的に各科目の担当教員に委ねられているが、定期試験後には、大部分の法律基本科目、実務基礎科目の一部については担当教員によって試験の解説等がなされるとともに、上述のように、全科目の教員によって出題の趣旨や採点後の講評が事務室前の掲示板に掲示されている（後に法務研究科資料室備え付け）。この過程で各担当教員において、学生の到達度合いの確認と授業の効果等の検証が行われているといえる。

ウ 再試験等の実施

再試験は前述のとおり実施されておらず、入院その他のやむを得ない事由により、定期試験の筆記試験・口頭試問を受験できなかった者に対する追試験のみが行われている（「2012年度法務研究科履修要項」『法務研究科試験規則4条』参照⁸⁰）。その要件及び手続等については、法務研究科追試験実施細則（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁸¹）及び履

⁷⁷ 資料 A3 57p

⁷⁸ 資料 A23-2

⁷⁹ 資料 A26

⁸⁰ 資料 A3 309p

⁸¹ 資料 A3 311p

修要項の解説を参照⁸²。

- (4) 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた成績評価の実施を担保するための組織的体制・取り組み

定期試験問題が公開（学生への開示）される（法務研究科資料室に備え付けて学生の自由な閲覧に供される）とともに、各学期終了時に全科目について行われている講評では、試験問題の出題の趣旨や答案の傾向を含めた全体的な解説が、事務室前の掲示板に掲示され、後に法務研究科資料室に前記試験問題と合わせて備え付けられて公開されている。こうした試験・成績評価基準の公開制度は、その適正さを担保する組織的な取組になっていると考える。

- (5) 特に力を入れている取り組み

各学期終了後の試験・成績評価等に関する各科目担当教員全員による「講評」の掲示。

- (6) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価に対する基準（相対評価）の徹底、成績評価の学生に対する説明責任については、十分に機能している。

少人数クラスにおいて、相対評価を徹底することが困難であることがFD委員会等で指摘され、5人以下のクラスでは相対評価の例外とすることができるとしたが、5人以下という基準が適切かどうかを含めて、厳正な評価と少人数教育の特色を生かした授業運営という観点から検討課題となっている。

相対評価の徹底や講評制度を除けば試験問題や評価基準等については各科目担当者の判断に委ね、組織的な点検は行っていない。ただ、同一の科目を複数の教員が別個に分担することのない本学のような法科大学院においては、授業内容や評価方法について制度的な統一化を図る必要は乏しく、授業・成績評価の公開性・透明性を図ることに重点をおいていることには十分な根拠があると考えている。

3 自己評定

A

⁸² 資料 A3 54・55p

4 改善計画

試験問題の公開方法を拡充し、2011年3月創刊し毎年本学内に広く頒布する「立教ローフォーラム」誌⁸³にも掲載することとした。まずは、法律基本科目の試験問題から掲載を開始したが、今後対象科目を拡大することを検討したい。

相対評価を徹底する結果、実質を失っている可能性がある各成績評価点に対応する100点満点上の表記を維持すべきかどうか研究科委員会では議論となっている。

法科大学院の授業での履修内容の修得を評価するために懸案であった定期試験等における試験時間の延長（80分から120分へ）を、試験場確保に関わる全学的な調整を含めて実現に向けて取り組む予定である。

⁸³ 資料 A45

8-2 修了認定〈修了認定の適切な実施〉

1 現状

(1) 修了認定基準

法科大学院の課程に3年以上在学して、94単位以上を修得することが修了要件となっている（立教大学専門職大学院学則35条1項、「2011年度法務研究科履修要項」参照⁸⁴）。ただし、法学既修者は、既に1年間在学し、法律基本科目の30単位を修得したものとみなされる（同学則35条2項）。なお、2012年度以降入学者については、102単位以上が修了要件とすることに改められた（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁸⁵）。科目履修の詳細については、第5分野参照（5-1～5）。

進級制を採っており、2011年度までは、法律基本科目のうち6単位以上不合格であると、1年次から2年次への進級及び2年次から3年次への進級を認めないとしていた（立教大学専門職大学院学則37条。「2011年度法務研究科履修要項」参照⁸⁶）。進級が認められない者は、既に合格した科目も含めすべての法律基本科目の単位認定はされない。2012年度からは、こうした単位認定による進級制に代えてGPAによる進級制を新たに導入することとした。法律基本科目のGPA（数値は、下記の表参照）が1.3未満の場合には1年次から2年次、2年次から3年次への進級を認めないものである（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁸⁷）。

ア 成績評価とGPの関係の表

評価	GP
S (100～90点)	4
A (89～80点)	3
B (79～70点)	2
C (69～60点)	1
D (59～0点)	0
欠 (欠席)	0
合・不・認・Q	—

イ GPA算出方法

次の計算式によりGPAを求める（「2012年度法務研究科履修要項」参照⁸⁸）。

※小数点第2位以下を切り捨てとし、小数点第1位までの数値で、表示する。

⁸⁴ 資料 A37 255p

⁸⁵ 資料 A3 10p

⁸⁶ 資料 A37 255p

⁸⁷ 資料 A3 303p

⁸⁸ 資料 A3 59p 以下

$$\frac{S \text{ の修得単位数} \times 4 + A \text{ の修得単位数} \times 3 + B \text{ の修得単位数} \times 2 + C \text{ の修得単位数} \times 1}{\text{GPA算出対象科目の総履修登録単位数 (D・欠を含む)}}$$

(2) 修了認定の体制・手続

法務研究科事務室が各科目の成績をとりまとめ、進級判定対象者、修了判定対象者のリストを判定資料として作成し、法務研究科委員会が、当該資料に基づく査定を実施し、進級判定、修了認定を行っている。

年度末における修了認定の他に、9月に修了を認める「特別修了」制度を行っている。特別修了制度の申請条件は次のとおりである。

【特別修了（9月修了）申請条件】

1. 所定の受付期間に、所定の書式（特別修了願）によって保証人連署をもって願い出ていること
2. 法務研究科学生であること
3. 所定の受付期間において、在学6学期目（2年短縮型のみなし在学期間も含める）以降の3年次生であること
4. 法務研究科の修了に必要な単位を、修得または修得見込であること
5. 在学中であること
6. 当該年度の「学費その他の納入金」の全額または分納1を納めていること

(3) 修了認定基準の開示

修了認定基準及び進級要件は、毎年、年度初めに全学生に配付する『履修要項』において詳しく解説すると共に、年度初めのガイダンスで説明し、事務室においても質問に応じている。

(4) 修了認定の実施

ア 修了認定の実施状況

2011年度の修了認定対象者は、72人で、その中で修了認定者は、56人、修了認定者の修得単位数は、最多で106単位、最小は94単位であり、平均は、96.4単位であった。

修了認定されなかった16人は、すべていずれかの科目区分において必要単位数を満たせなかった者である。修了認定されなかった者の修得単位数は、最多で98単位、最小は58単位、平均は88.4単位であった。

イ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容を踏まえた修了認定の実施を担保するための組織的体制・取り組み

前述した必修科目・選択必修科目・選択科目の適切な科目配分（5－1・2参照）と担当教員による厳格な成績評価（8－1参照）を経て蓄

積された認定単位により修了認定を行うことで、法科大学院の修了生として最低限修得すべき水準以上の能力を担保できていると考えている。

(5) 特に力を入れている取り組み

修了認定に特化した取り組みは特になし。

(6) その他

特になし。

2 点検・評価

進級要件として2012年度入学者から新たにGPAを導入することとした。

GPA1.3という数値が妥当であるか、修了要件にまで適用を拡張するか否か、など、実際の運用結果をみながら今後その有効性を検証していく予定である。

3 自己評価

A

4 改善計画

必修科目を増加させ、進級要件として新たにGPA制度を導入したばかりであり、当面は新制度の運用結果を観察していくことになる。

8-3 異議申立手続〈成績評価・修了認定に対する異議申立手続〉

1 現状

(1) 成績評価における異議申立手続

ア 成績の説明、試験に関する解説・講評

各科目ごとの成績評価に関する教員からの説明として、答案の採点その他の評価基準を学生に公表するという目的で、科目ごとに「講評」を掲示している。特に、あらかじめ定められた相対評価のガイドラインと異なる評価をした場合は、この「講評」にその理由と評価方法・評価基準を明記することになっている。

各定期試験成績発表後に、成績につき疑義を抱く学生は、該当科目に関する成績評価について成績評価調査を申請することができる制度を設けている。制度の内容については、「2012年度法務研究科履修要項」を参照⁸⁹。

「成績評価調査申請書」は、法務研究科事務室に備えられている。

2009～2011年度の運用実績を記録した「成績評価調査一覧表」については「成績評価調査一覧表」を参照⁹⁰。申請件数は、7件（2009年度前期）、1件（2009年度後期）、2件（2010年度前期）、5件（2010年度後期）、4件（2011年度前期）、5件（2011年度後期）となっている。

イ 異議申立手続の学生への周知

学生への成績評価調査制度の周知については、『履修要項』に成績評価調査制度の意義・申請期間について記載している。また、本法科大学院の学生用掲示板にも定期試験ごとに制度の意義・申請期間について別途掲示することにより、周知をはかっている。

(2) 修了認定における異議申立手続

ア 異議申立手続の設定

修了認定は、前述（8-2）のように単位の積み上げによって認定されるため、修了認定に特化した異議申立手続は設けられていない。

成績評価調査制度において、修了認定者および修了認定不可者が、修了前に成績評価調査を申請し、調査により成績が変更された場合、修了日までに成績の補正を行い、修了認定を行うこととしている。2011年度までに同制度により成績評価調査が行われた結果、成績が変更され修了認定が追加で行われた事例はない。

修了認定について異議があるとすれば、修了年次における不合格科目

⁸⁹ 資料 A3 58・59p

⁹⁰ 資料 A44

についての成績評価に対する調査申請を行うことになる。

従って、修了認定に関する学生からの異議申立て等とそれらへの対応については、前記成績評価調査について記載したところによることになる。

イ 異議申立手続の学生への周知

成績評価に関する異議申立手続は、前述のように、成績評価調査申請手続として、履修要項に記載し、学生用掲示板に掲示して周知をはかっている。

(3) 特に力を入れている取り組み

異議申立手続に特化した取り組みは特になし。

(4) その他

特になし。

2 点検・評価

成績評価に対する学生からの異議申立手続の整備ならびに運用状況については、実質的に十分に機能していると評価する。

3 自己評定

A

4 改善計画

特になし。

第9分野 法曹に必要なマインド・スキルの養成

9-1 法曹に必要なマインド・スキルの養成<法曹養成教育>

1 現状

(1) 法曹に必要なマインド・スキルの検討・設定

ア 本法科大学院が養成を目指す法曹像

本法科大学院が定立した、①等身大の人間へのあたたかいまなざしを持った法律家の養成、②豊かな教養と幅広い識見を持った法律家の養成、③深い思考と洞察ができる法律家の養成、④これら①②③の素養を備えたうえで、アクティブな実践力を有する法律家の養成という4つのコンセプトは、まさに、本法科大学院が法曹に必要と考えるマインドとスキルを謳うものであるが、これらの具体的内容は、法科大学院教育の柱とされる法曹に必要な2つのマインドと7つのスキル（職業使命感・責任感、法曹倫理と、法的知識、問題発見・解決能力、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、創造的・批判的能力、法的議論・表現・説得等を含むコミュニケーション能力といった資質）に当たるものである。そして、このような法曹の養成を可能にするものとして、本法科大学院では、理論と実務の架橋を重視し、(1-2)で述べたとおり、民事法基礎演習等で、これを充実させるための独自の取り組みを行っている。また、(6-2)に述べたとおり、本法科大学院では、民事系・刑事系それぞれの中に、①理論教育の中で実務への方向性を示す授業が行われる科目、②理論と実務との結び付きを示す授業が行われる科目、③実務教育の中で、理論的裏打ちを検証する授業が行われる科目が明確に位置付けられて設置され、教員、教材、授業内容（理論教育の実務的検討・実務教育の理論的検討）の他、研究者教員と実務家教員の相互理解と連携等から多面的な取り組みがなされている。

これらの能力を養成するため、本法科大学院で行っている独自の取り組みは、次のとおりである。

イ 本法科大学院における検討・検証等

まず、教員構成において実務家教員が充実していることを十分に生かしたカリキュラム編成を目指し、現職の裁判官（民事・刑事）から転進してきた教員2名、検察官から転進してきた教員1名（司法研修所教官・法務総合研究所教官経験者）及び現職弁護士計5名（いずれも司法研修所教官あるいは同所付経験者）の専任の実務家教員合計7名に加え、中堅弁護士の法務講師4名（うち3名は司法研修所所付経験を有する）の協力を得て、実務基礎科目を充実させ、さらに法律基本科目である演習

も研究者教員とこれら実務家教員・法務講師が協同で担当することにより、理論と実務の架橋をスムーズに行い、学生に対し、司法研修所のかつての前期修習の範囲にも踏み込んだ即戦力になりうる実務の基礎的な力の養成を目指している。

ウ 科目への展開

具体的な科目への展開としては(いずれも 2011 年度)、多くの演習科目(「民法基礎演習(1)」、「民事法演習(1)」、「民事法演習(3)」、「民事法演習(4)」、「民事法演習(6)」、「刑事法演習(1)」)及び「刑事手続法」において、実務家教員と研究者教員が共同して授業を実施して理論と実務の架橋を図るとともに、多角的な視点からの判例や事例の検討等を通じて法律知識の定着と実践的な応用力の向上を図っている。また、「公法演習(3)」、「民事法演習(5)」及び「刑事法演習(3)」は、研究者教員同士、実務家教員同士であるが、複数教員の関与による多角的な視点からの判例や事例検討を行なっている。実務基礎科目においては、実務家教員 3 名による「刑事実務の基礎」、「民事実務の基礎」、実務家教員(弁護士)による「法文書作成」、実務家教員 4 名及び法務講師 2 名による「模擬裁判(民事)」、研究者教員 1 名と実務家教員 3 名及び法務講師 2 名による「模擬裁判(刑事)」、さらに、当学院内に設置されている法曹実務研究所が行っている法律相談を実務家教員 4 名及び法務講師 4 名が担当し、これに受講生を臨席させ、その相談事例を教材に担当教員が指導して演習を行う「リーガルクリニック」が実施されたほか、大震災の影響で実施時期が 2012 年 2 月にずれこんだため(通常は 9 月)、参加者は 1 名だけだったが、弁護士事務所における「エクスターンシップ」が開講された。

エ 法科大学院の学生が最低限修得すべき内容

以上から明らかなように、本法科大学院の法曹養成は、訴訟実務の基礎的な部分を含め、手続法・実体法を総合的に学ぶことができるように配慮されており、これらの科目が基礎的・専門的な法的知識の修得に資することはもちろん、法情報調査、事実調査・事実認定能力、法的分析・推論能力、法的議論・表現・説得等を含むコミュニケーション能力の涵養に資することはいうまでもない。また、実務家教員(弁護士)による「法曹倫理」の授業と相俟って、このような実務基礎科目の中で、具体的事例に即して、弁護士、検察官、裁判官の具体的な役割・活動とそれらの場面における法曹としての倫理的な在り方、法律実務家として必須の心構えを学ばせることも目指している。

以上の実務基礎科目については、その重要性に鑑み、「法曹倫理」、「法

文書作成」、「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」の4科目までを必修としている。但し、実務基礎科目のうち「模擬裁判（刑事）」、「模擬裁判（民事）」、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」の4科目を選択とし、「模擬裁判（刑事）」、「模擬裁判（民事）」のいずれか一方、リーガルクリニックとエクスターンシップのいずれか一方を学ばせることとしている。なお、2012年度以降は、「模擬裁判（刑事）」、「模擬裁判（民事）」、「リーガルクリニック」、「エクスターンシップ」の4科目を選択必修として、実務基礎科目から計5科目、10単位以上を修得させることとしている。

(2) 法曹に必要なマインド・スキルの養成状況

前記理念の前提・基礎となるものは、判例・学説等を深く理解し、実際の事例に活用できるだけの正確な法律知識の修得である。この学力が不十分では、いかに優れたマインドがあっても法律実務家として活躍することは望むべくもない。本法科大学院では研究者・実務家ともに有能な教員を基準以上に配し（専任基準13名に対し2011年度20名、2012年度は22名）、少人数教育によってこれを実現しようとしている。すなわち、1学年の定員は65名であるが、3年標準型の学生数は35名程度であり、その1年次における講義科目では少人数制が実施される。さらに、1年次の民事法基礎演習においては、1クラスを20名程度とし、基礎知識の修得に加え、法律を学ぶ基礎となる自学自修ができることを目指して、きめ細かなフォローアップ教育を行っている。2年次、3年次の演習においては、1クラス35名程度として、各演習をそれぞれ2クラス開講し、対話形式による双方向授業を実施している。そして、これらの学修の成果を前提にその定着を図るためにも、前記実務基礎科目の受講の意義は極めて大きい。具体的事例に法理論を適用する力を養い、訴訟手続法の理解を深めるには、裁判例の詳細な検討に加え、実際の事件記録や訴訟実務を学ぶことが有用、というよりも必要不可欠というべきであり、前述のように、本法科大学院でこれら科目の教育を充実させていることは、この点においても、基礎的・専門的な法的知識の充実に大きく資するものと思われる。

法律実務家となるために必要不可欠な「法情報調査」については、法律基本科目も含めたすべての学修の前提・基礎となるべきものであるが、事例に即して学ぶ必要性が高いため、独立した科目としては開講せず、入学時のオリエンテーションの一環として判例・文献検索の基本を短期集中的に教示したうえ、主として各科目において義務付けられる予習の中で具体的な調査活動を実践させ、その適否等については、各講義、演習、とくに、演習と実務基礎科目において、課題とされた判例の検討、各種起案・問題研究等に際しての判例・文献等の検索を要求し、その適否を検索方法をも

含めて教示している（例えば、「刑事法演習（1）」においては、学生全員が少なくとも1回は課題判例の報告を行うが、その際、関係する判例・文献等も報告事項として報告・紹介させている。）。今後、この点については、より強化したいとも考えているが、総単位数の厳しい制約の中での開講には困難も伴うと思われる。

また、司法制度改革に伴う国民参加等から今後ますますその必要性が高まるとされる法的議論・表現・説得等を含むコミュニケーション能力については、各演習や多くの授業において双方向の質疑を通じて学ばせている上、「模擬裁判（民事・刑事）」、「刑事実務の基礎」における尋問演習などにおいて、全学生に対して実践的・体験的に学ぶ機会を与え、事例に即した実践的指導を行っている。また、文書による説得力の向上については、各種の起案を通じて同様の指導を行っている。模擬裁判の際の指導として行っている法廷傍聴においても、実際の法律家の訴訟活動を見せ、これにコメントを加えることによって、その問題意識を高めている。加えて、各種講演会⁹¹や現職法律家との懇談会も実施しており、これらを通じて視野を広めるとともに、法律家の実像を知り、そのあるべき姿についての問題意識を高める機会を提供している。

さらに、展開・先端科目として、消費者問題、環境問題、医療過誤など現代市民社会において惹起する諸問題において、法的救済を必要とする市民のための活動に資することを目指し、「消費者と法」、「環境と法」、「医療と法」その他の科目を配し、また、刑事系のものとしても、基礎法学・隣接科目に「刑事政策」、展開・先端科目に「経済刑法」、「少年法」等をそれぞれ配し、現代の犯罪や非行の実情・特徴や原因を正確に理解し、市民社会への復帰が最終目標となる犯罪者・非行少年等の問題に適切に対応できる力を養うことを目指し、それらを学ぶ機会を提供している。そしてその大半を当該分野の優れた研究者や専任教員に担当させ、内容の充実を図っている。これらの科目も立教大学法学部の伝統と蓄積を受け継ぎ、人間へのあたたかいまなざし、幅広い識見等を養うもので、専門的法的知識の修得にとどまらず、その基礎的な法的知識の確認、問題解決能力、創造的・批判的能力等の涵養にも資するものと考えられる。

（3）国際性の涵養

本法科大学院では、選択科目として国際公法と国際私法に関する科目を展開している。特に、国際私法の科目（「国際取引と国際民事訴訟法」「国際取引と国際私法」）では、研究者教員と渉外事務所で活躍する弁護士とが共同で授業を行い、国際取引に役立つ知識や法曹としてのスキルを身につけさせるような工夫がなされている。また、選択科目では、「比較法原

⁹¹ 資料 A46

論」が開講され、比較法の基礎となる大陸法と英米法の違いやそれぞれの特色などが、体系的に講義される。このほか、個々の科目においても、国内法にとどまらず、国際的な動向に配慮した説明がなされ、法科大学院生の国際性の涵養に役立っている。たとえば、「不動産と法」、「現代契約法」では、現行民法の背後にあるフランス法の思想やドイツ法の考え方も視野に入れた説明がなされている。

本法科大学院は、たとえばアメリカのロースクールとの提携はない。しかし、フランス・パリ第2大学とは定期的な交流を有し、パリ第2大学の教授が来日し、講演会を行うとともに、本法科大学院の教授も、パリ第2大学のロースクールに相当するコースで、定期的に講義を行っている。直近の講演会としては、2012年3月19日・同21日に、法科大学院が主催し、次の2つのテーマの講演会を行った。すなわち、「近時のフランス法における責任財産の理論の展開」、「21世紀初頭のフランス法における保証の展開」（いずれもパリ第2大学ピエール・クロック教授〔通訳・野澤正充〕）である。⁹²

このように、本法科大学院では、司法試験の枠を超えて、国際性の豊かな教養ある法曹の養成を視野に入れている。

(4) 特に力を入れている取り組み

これまで繰り返し述べたように、本法科大学院では、研究者教員と実務家教員の共同授業が多い。そして、これらの科目では、事前の十分な準備を踏まえて、理論と実務の架橋がうまくはかられていると考えられる。また、実務教育が適切に行われるためには、実務家教員の質と量を確保することが重要であるが、本法科大学院では、弁護士に関しては司法研修所の弁護教官経験者のみを採用するとともに、法務講師も司法研修所の所付経験者を積極的に採用している（4名中3名が所付経験者）。加えて、元裁判官（民事・刑事の第1審裁判長クラス）と検察官（司法研修所教官経験者）をも専任教員として採用し、全体としてバランスのとれた実務家教員の配置が実現できている。そして、これらの実務家教員によって、司法研修所に準じる法曹養成教育が実現できていると思われる。

(5) その他

特になし。

2 点検・評価

本法科大学院では、前述のような設置の趣旨に照らして、法律実務家となるために、必要かつ有用な科目を開講し、基礎的な法的知識を学ぶ法律基本

⁹² 資料 A46

科目から、より高度で応用的・専門的な法的知識、問題解決能力等を養う演習科目、実務基礎科目、総合演習科目を順次履修するカリキュラムとし、学生が最も効率よく学べるように、各科目を学年、学期に配当することに意を用いている。すなわち、基礎的な法的知識修得のため、1年次には、法律基本科目（「公法」、「民法」、「商法」、「民事手続法」、「刑法」、「刑事手続法」）全般について、その基本的知識を確実に身につけさせるように、前述の少人数クラスで予習を励行させたいえ授業が行われ（2012年度以降は、1年次は憲法、民法、刑法、民事・刑事訴訟法に限定して充実）、1年次配当の法律基本科目のうち6単位以上不合格となった者は、2年次に進級できないこととされている（進級制。なお、2012年度以降は前述のGPA制度に変更）。さらに、講義科目のほかに1クラス20名程度で構成される民事法基礎演習を開設し、個々の学生の理解度に即したきめ細かな導入教育・フォローアップ教育を行っている。これらの科目はすべて必修としている。他方、入学試験における法律科目試験を通じて、法律基本科目についての基本的な知見と理解を有していることが確認されている2年短縮型の学生に対しては30単位（1年次配当必修科目）を一括して認定している。2年次および3年次では、主として研究者教員による法律基本科目の講義・演習において、法律基本科目の基本的な知識を土台として、より高度で応用的な各科目上の重要問題、発展問題等を判例や具体的な事例の検討等を通じて学ぶ（3年次の「刑事法演習（3）」「民事法演習（6）」では実務家教員と研究者教員の共同による総合的な演習となる。）。加えて、もっぱら実務家教員による「法曹倫理」、要件事実、事実認定、訴訟指揮、量刑、起訴状、判決などの起案等をも通じて実務の基礎を学ぶ「民事実務の基礎」、「刑事実務の基礎」、「法文書作成」、実際の訴訟事件の記録に基づき、役割分担を通じて体験的に裁判・訴訟手続を学ばせる「模擬裁判（民事・刑事）」、弁護士事務所で実際の事件や実務処理を見聞して学ぶ「エクスターンシップ」、現実の法律相談に立ち合わせて学ばせる「リーガルクリニック」などにおいては、司法研修所のかつての前期修習をも視野に入れた訴訟実務の基礎を学ばせている。そして、これらと並行して、前述のような特徴のあるものも含めた基礎法学・隣接科目、先端・展開科目が学生の選択により修得が可能なように開講されている。

このようなカリキュラムのもとで、基礎的な法的知識を備えて入学し、予習・復習の努力を怠らない学生が順調・着実に学力を身につけ、あるいは当初の学力が不足していても、指導と本人の努力によってその不足を補うことができる。もちろん、初めての試みともいえる授業や演習等が多く、教科書・教材の選定、教授方法も含めた授業内容・カリキュラム等のさらなる改善努力が個々の教員、組織全体において必要であることは、本法科大学院においても否定しがたい。

3. 自己評定

A

4. 改善方策

本法科大学院では、2008 年度から進級制を導入しているが、2012 年度からは GPA による進級判定制度に変更し、さらに、前述のようにいくつかのカリキュラム改訂を実施する。

第4 その他

将来展望

本法科大学院は、2001年6月12日付の司法制度改革審議会意見書に掲げられた法科大学院の教育理念に忠実に、司法試験対策に偏重することなく、研究者と実務家とが共に協力して、学生の法的分析能力や法的議論の能力を育成してきた。そして、新司法試験の合格者に関しても、昨年度（2011年度）は少なかつたものの、延べ111名を合格させ、とりわけ、未修者については高い水準を維持してきた。このことは、本法科大学院の教員が熱心に教育に取り組んできた結果であり、その方向性は適切であったと考えられる。

しかし、近年は、法科大学院志願者が全体的に減少し、入試において、優秀な学生を選抜することが困難になっている。そこで、本法科大学院においても、入試制度改革に力を入れ、その時期を前倒しにするとともに、入試科目を減らし、また、特待生入試を実施した。そして、入試科目の減少に併せて、大幅なカリキュラム改訂を行い、未修者はもちろん、既修者の教育のさらなる拡充を図っている。今後は、これらの改革の成果を見守るとともに、不断の自己点検・評価をとおして、教育内容のさらなる充実を図りたいと考えている。